

平成 30 年 第 1 回

# 大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 平成 30 年 3 月 6 日

閉会 平成 30 年 3 月 23 日

大 崎 町 議 会

平成30年第1回大崎町議会定例会

会 期

平成30年3月 6日 (火) から

18日間

平成30年3月23日 (金) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 6日	火	10	第1日		会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議案・陳情等上程
7日	水	9		委員会	付託案件の審査
8日	木	9		委員会	特別委員会（一般当初）
9日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初）
10日	土				休 会
11日	日				休 会
12日	月	13		委員会	委員会（特会当初）
13日	火				予 備
14日	水	10	第2日		一 般 質 問 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
15日	木				予 備
16日	金				予 備
17日	土				休 会
18日	日				休 会
19日	月				予 備
20日	火				予 備
21日	水				休会（春分の日）
22日	木				予 備
23日	金	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

## 平成30年第1回大崎町議会定例会会議録目次

### 第1号（3月6日）（火）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	7
東町長提案理由説明	7
中倉総務課長	7
中山美幸君	8
東町長	9
7. 日程第5 議案第1号 平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）	9
東町長提案理由説明	10
中倉総務課長	10
中山美幸君	13
東町長	13
本高教委管理課長	13
中山美幸君	13
本高教委管理課長	14
中山美幸君	14
本高教委管理課長	14
東條副町長	14
8. 日程第6 議案第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）	15
東町長提案理由説明	15
今吉保健福祉課長	15
稲留光晴君	16
今吉保健福祉課長	16
9. 日程第7 議案第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）	17
東町長提案理由説明	17

今吉保健福祉課長	17
10. 日程第 8 議案第 4 号 平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	18
東町長提案理由説明	18
今吉保健福祉課長	18
中山美幸君	19
今吉保健福祉課長	20
中山美幸君	20
11. 日程第 9 議案第 5 号 平成 29 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算 (第 2 号)	20
東町長提案理由説明	20
高田水道課長	21
12. 日程第 10 議案第 6 号 平成 30 年度大崎町一般会計予算	21
13. 日程第 11 議案第 7 号 平成 30 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 予算	21
14. 日程第 12 議案第 8 号 平成 30 年度大崎町後期高齢者医療特別会計予 算	21
15. 日程第 13 議案第 9 号 平成 30 年度大崎町介護保険事業特別会計予算	21
16. 日程第 14 議案第 10 号 平成 30 年度大崎町水道事業会計予算	22
17. 日程第 15 議案第 11 号 平成 30 年度大崎町公共下水道事業特別会計予 算	22
東町長施政方針	22
東町長提案理由説明	24
川添税務課長	32
小野住民環境課長	32
今吉保健福祉課長	33
大地農業委員会事務局長	36
川畑農林振興課長	37
福永耕地課長	39
18. 休 憩	40
徳禮建設課長	40
本高教委管理課長	40
中村社会教育課長	42
上橋企画調整課長	43

中倉総務課長	44
今吉保健福祉課長	47
今吉保健福祉課長	50
今吉保健福祉課長	51
高田水道課長	52
高田水道課長	54
中山美幸君	56
東町長	56
中倉総務課長	56
19. 休 憩	58
20. 日程第16 議案第12号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について	58
東町長提案理由説明	58
上橋企画調整課長	58
稲留光晴君	59
上橋企画調整課長	59
21. 日程第17 議案第13号 大崎町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
東町長提案理由説明	60
上橋企画調整課長	60
22. 日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	61
東町長提案理由説明	61
川添税務課長	61
稲留光晴君	62
川添税務課長	62
稲留光晴君	62
川添税務課長	62
23. 日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	63
東町長提案理由説明	63

今吉保健福祉課長	64
24. 日程第20 議案第16号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
東町長提案理由説明	65
今吉保健福祉課長	65
25. 日程第21 議案第17号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	67
東町長提案理由説明	67
26. 休憩	67
東町長提案理由説明	67
今吉保健福祉課長	67
27. 日程第22 議案第18号 大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	69
東町長提案理由説明	69
今吉保健福祉課長	69
28. 日程第23 議案第19号 地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について	70
東町長提案理由説明	70
上橋企画調整課長	70
29. 日程第24 議案第20号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について	71
30. 日程第25 議案第21号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	71
東町長提案理由説明	72
今吉保健福祉課長	72
31. 散会	74
第2号（3月14日）（水）	
1. 開議	81
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	81
3. 町長の発言申し入れ	81
本高教委管理課長	81
4. 日程第2 一般質問	82
稲留光晴君	82

東町長	82
稲留光晴君	82
東町長	83
今吉保健福祉課長	83
稲留光晴君	83
今吉保健福祉課長	83
稲留光晴君	84
今吉保健福祉課長	84
稲留光晴君	84
今吉保健福祉課長	85
稲留光晴君	85
今吉保健福祉課長	85
稲留光晴君	85
今吉保健福祉課長	85
稲留光晴君	86
今吉保健福祉課長	86
稲留光晴君	86
今吉保健福祉課長	86
稲留光晴君	86
今吉保健福祉課長	86
稲留光晴君	87
今吉保健福祉課長	87
稲留光晴君	87
東町長	88
稲留光晴君	88
今吉保健福祉課長	88
稲留光晴君	88
今吉保健福祉課長	88
稲留光晴君	88
今吉保健福祉課長	88
稲留光晴君	88
今吉保健福祉課長	89
稲留光晴君	89
東町長	89

稻留光晴君 .....	89
今吉保健福祉課長 .....	89
稻留光晴君 .....	90
今吉保健福祉課長 .....	90
稻留光晴君 .....	91
今吉保健福祉課長 .....	91
稻留光晴君 .....	91
今吉保健福祉課長 .....	91
稻留光晴君 .....	91
今吉保健福祉課長 .....	91
稻留光晴君 .....	91
今吉保健福祉課長 .....	91
稻留光晴君 .....	91
今吉保健福祉課長 .....	91
5. 休    憩 .....	92
今吉保健福祉課長 .....	92
稻留光晴君 .....	92
今吉保健福祉課長 .....	92
稻留光晴君 .....	92
今吉保健福祉課長 .....	92
稻留光晴君 .....	93
今吉保健福祉課長 .....	93
稻留光晴君 .....	93
藤井教育長 .....	94
稻留光晴君 .....	94
藤井教育長 .....	94
稻留光晴君 .....	95
本高教委管理課長 .....	95
稻留光晴君 .....	95
東町長 .....	95
稻留光晴君 .....	96
東町長 .....	96
児玉孝徳君 .....	96
東町長 .....	97

兒玉孝徳君	97
東町長	97
兒玉孝徳君	98
東町長	99
兒玉孝徳君	99
東町長	99
兒玉孝徳君	99
東町長	100
兒玉孝徳君	100
東町長	101
兒玉孝徳君	101
東町長	102
兒玉孝徳君	102
小野住民環境課長	103
兒玉孝徳君	103
東町長	104
兒玉孝徳君	105
6. 休 憩	105
中山美幸君	105
東町長	106
中山美幸君	106
東町長	107
徳禮建設課長	107
中山美幸君	107
東町長	108
中山美幸君	108
東町長	109
中山美幸君	109
東町長	109
中山美幸君	110
東町長	110
中山美幸君	110
東條副町長	110
中山美幸君	110

東町長	110
中山美幸君	110
東町長	111
中山美幸君	111
東町長	111
小野住民環境課長	111
中山美幸君	111
東町長	111
小野住民環境課長	112
中山美幸君	112
東町長	112
中山美幸君	112
東町長	113
中山美幸君	113
東町長	113
中山美幸君	113
東町長	113
中山美幸君	113
東町長	114
中山美幸君	114
東町長	115
小野住民環境課長	115
中山美幸君	115
小野住民環境課長	115
中山美幸君	115
東町長	115
小野住民環境課長	115
中山美幸君	115
東町長	115
中山美幸君	116
東町長	116
7. 休 憩	116
小野住民環境課長	116
東町長	116

中山美幸君	116
東町長	117
中山美幸君	117
東町長	117
徳禮建設課長	117
中山美幸君	117
徳禮建設課長	117
中山美幸君	117
徳禮建設課長	118
中山美幸君	118
東町長	118
本高教委管理課長	118
中山美幸君	118
東町長	118
中山美幸君	118
東町長	119
川畑農林振興課長	119
中山美幸君	120
東町長	120
川畑農林振興課長	121
中山美幸君	121
東町長	122
中山美幸君	123
東町長	124
中山美幸君	124
8. 日程第3 議案第1号 平成29年度大崎町一般会計補正予算(第5号)	124
児玉総務厚生常任委員長報告	124
9. 日程第4 議案第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第2号)	126
児玉総務厚生常任委員長報告	126
10. 日程第5 議案第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)	127
児玉総務厚生常任委員長報告	127
11. 日程第6 議案第4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算	

	(第3号) .....	129
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	129
12.	日程第7 議案第5号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) .....	130
	中倉文教経済常任委員長報告 .....	130
13.	散 会 .....	131
第3号(3月23日)(金)		
1.	開 議 .....	137
2.	日程第1 会議録署名議員の指名 .....	137
3.	日程第2 議案第6号 平成30年度大崎町一般会計予算 .....	137
4.	日程第3 議案第7号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算 .....	137
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	138
5.	日程第4 議案第8号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算 .....	139
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	139
6.	日程第5 議案第9号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算 .....	140
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	140
	稲留光晴君 .....	141
7.	日程第6 議案第10号 平成30年度大崎町水道事業会計予算 .....	141
	中倉文教経済常任委員長報告 .....	142
8.	日程第7 議案第11号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算 .....	144
	中倉文教経済常任委員長報告 .....	144
9.	日程第8 議案第12号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税 の特別措置に関する条例の制定について .....	146
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	146
10.	日程第9 議案第17号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について .....	147
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	148
	稲留光晴君 .....	148
	中山美幸君 .....	149
11.	日程第10 議案第18号 大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準等を定める条例の制定について .....	150
	児玉総務厚生常任委員長報告 .....	150

12. 日程第 1 1	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	151
13. 日程第 1 2	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	151
		東町長提案理由説明	151
14. 日程第 1 3	同意第 3 号	教育委員会委員の任命について	153
		東町長提案理由説明	153
15. 日程第 1 4	同意第 4 号	副町長の選任について	155
		東町長提案理由説明	155
16. 日程第 1 5		議員派遣の件	157
17. 日程第 1 6		閉会中継続審査・調査申出書	157
18. 閉 会			158

第 1 号

3月6日 (火)

# 平成30年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月6日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
（損害賠償の額を定めることについて）
- （総）日程第 5 議案第 1号 平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）
- （総）日程第 6 議案第 2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第2号）
- （総）日程第 7 議案第 3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）
- （総）日程第 8 議案第 4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- （文）日程第 9 議案第 5号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予  
算（第2号）
- （特）日程第10 議案第 6号 平成30年度大崎町一般会計予算
- （総）日程第11 議案第 7号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- （総）日程第12 議案第 8号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- （総）日程第13 議案第 9号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- （文）日程第14 議案第10号 平成30年度大崎町水道事業会計予算
- （文）日程第15 議案第11号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
- （総）日程第16 議案第12号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発  
展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特  
別措置に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 大崎町企業立地の促進等による地域における産業集  
積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の  
規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第 19 議案第 15 号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 16 号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第 21 議案第 17 号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第 22 議案第 18 号 大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 23 議案第 19 号 地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 20 号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 21 号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 児 玉 孝 徳	7 番 中 山 美 幸
2 番 稲 留 光 晴	8 番 上 原 正 一
3 番 諸 木 悦 朗	9 番 中 倉 毅
4 番 宮 本 昭 一	10 番 長 重 充 輝
5 番 中 倉 広 文	11 番 神 崎 文 男
6 番 吉 原 信 雄	12 番 小 野 光 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 川 畑 定 浩
副 町 長 東 條 政 春	耕地課長 福 永 敏 郎
教育長 藤 井 光 興	建設課長 德 禮 勝 矢
会計管理者 東 正 隆	農委事務局長 大 地 敏 郎
総務課長 中 倉 幸 二	水道課長 高 田 利 郎
企画調整課長 上 橋 孝 幸	教委管理課長 本 高 秀 俊
住民環境課長 小 野 厚 生	社会教育課長 中 村 富士夫

保健福祉課長 今 吉 孝 志      税 務 課 長 川 添 俊 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 下 村 俊 郎

次長兼調査係長 岡 留 和 幸

議 事 係 長 垣 内 吉 郎

庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。

これより、平成30年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中山美幸君、及び8番、上原正一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（小野光夫君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの18日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（小野光夫君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月20日に開催されました第69回鹿児島県町村議会議長会定期総会について、皆様方に報告を申し上げます。

この第69回定期総会は町村議会議長会会長の中種子町議会議長、鎌田勇二郎氏の挨拶で始まり、引き続き来賓として鹿児島県三反園知事、鹿児島県議会柴立議長、鹿児島県町村会川添会長からそれぞれ祝辞をいただき、その後、自治功労者表彰として鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。鹿児島県町村議会議長会表彰で本町からは中倉毅議員、上原正一議員、中山美幸議員、吉原信雄議員の4名が町村議会議員15年以上在職として表彰されました。

一時休憩のあと議事に入り、副会長理事及び監査の補充選任報告会会務報告及び監査報告に続き、平成28年度決算の承認、平成30年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、

平成30年度鹿児島町村議会議長会会計予算総額は4,678万2,000円であります。

最後に住民の代表機関として町村の最終意思決定を預かる議会の役割と責任を深く自覚し、総力を結集して「地方創生の更なる推進」ほか9目実現を期するため、決議案が提案され、これを全会一致で採択されました。

なお、その9目について報告をいたします。「地方創生の更なる推進」「真の分権型社会実現の推進等道州制導入反対」「災害に強いまちづくりの推進」「農林水産商工業振興対策の推進」「介護保険高齢者保健福祉」「社会福祉対策の充実強化」「教育文化の振興」「過疎地域の自立促進強化」「奄美群島振興開発事業の拡充強化」「離島及び半島振興対策の拡充強化」「町村議会の更なる活性化及び議員のなり手確保」以上であります。第69回鹿児島町村議会議長会定期総会については、以上のとおりでございます。

なお、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

**日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定めることについて)**

○議長（小野光夫君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、平成29年5月2日に起きました教育委員会管理課職員が関係する交通事故について示談が成立し、損害賠償の額を定め賠償することを、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。3枚目に示談書を添付しておりますので、この示談書に沿って御説明いたします。

事故発生日時は、平成29年5月2日、午前11時20分頃でございます。

当該事故は町内井俣277番地2のマンゴーパッションフルーツ農園内で発生したものでございます。公用車を運転していた大崎町職員は教育委員会管理課の福崎真理絵で、相手方は町内西俣の米永博文さんでございます。

事故の原因状況でございますが、当日は大崎小学校の児童の社会科見学のため、

町マイクロバスと公用車2台を使用して、児童と引率の先生を米永博文さんの農園に案内したあと、見学が終了し帰る間に、農園内に前向きで駐車していた10人乗りの公用車の方向変換をしようとした際の運転操作誤りにより、前方のビニールハウスに衝突してしまい、ビニールハウスの支柱とビニール及び公用車のナンバープレートなどを破損したものでございます。

事故の責任割合は、示談内容のとおり100%職員側に非があるという内容で示談が成立いたしましたので、示談書のとおり損害賠償の額を45万2,683円と定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、報告するものでございます。

なお、今回の物損事故を踏まえ全職員に対して、公私の区別なく車を運転する際の注意喚起を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） 直接ですね、人身事故にならなくて非常によかったなというふうに思っているところでございますが、以前にも公道上で戻ろうとして事故を起こしたり、職員に関する軽微な事故と言いましょうか、そういったことが非常に多発しているように、私は理解しております。

そこで、今、総務課長のほうから公私ともにと言いましょうか、公のときも私のときも注意喚起をするようにという指導をしましたということではありますが、前回の事故のときにも私は言いましたように、やはりしっかりと注意をしていただいて、事故のないようにしていただきたいというお願いを申し上げておきましたが、事故を起こされると言いましょうか、ついついということもあろうと思うんですが、ちょっとした気の緩みと言いましょうか、そういったことが非常に大きな事故につながる可能性もありますし、自分らもやはりちょっとしたことで事故を起こしたりしております。そこで提案でございしますが、やはり事故を起こした、軽微な事故でも結構だと思いますが、事故を起こした職員に対しては運転経歴証明書を2年なり3年なり提出していただくような方策をとっていただくことによって、そのことが未然に防げるんじゃないだろうかというふうに思います。多分、私を含めてそうですが、小さな事故をこつこつやっていると、いろんなところの交通の取り締まりと言いましょうか、そういったところでも違反が出てきている可能性があります。そういったところを未然に防ぐことによって大きな事故を防ぐことになろうと思います。やはり、大きな人身事故になってきたときには多大な、被害者に対してもそうですが、本人も苦しい思いをしますと思いますので、2年もしくは3年ぐらいの運転経歴証明書の提出を求めるような方策をとっていただきたいというふうに考

えます。

○町長（東 靖弘君） 御指摘と言いましょうか、御指導をいただきましてありがとうございました。職員の事故等につきましては、そのたびに処理、顛末書を取り、私のほうでも注意を促している、戒めているという状況であります。中山議員がおっしゃいましたように事故はたびたび私的にも公的にも発生しているということ、多々あるわけありますので、ただいま事故を起こした職員に対する運転経歴証明書をとって、それを確認しながらまた新たな注意を促していくということは、とても必要なことだと思いますので、その点についてはまた総務課長と十分協議をして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小野光夫君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 議案第1号 平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第1号「平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億2,252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億1,935万1,000円にするものでございます。歳出の主なものは、野方小学校校舎等大規模改造工事及びふるさと納税関連経費などでございます。歳入は寄附金、繰越金の増が主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は事業費の決定、実績見込みなどによる調整が主なものでございますので、比較的金額の大きいもの、また一部、国の補正予算の成立等に伴いまして実施する予定の事業がございますので、主にこれらについて御説明させていただきます。

それでは歳出から御説明いたしますので、補正予算書の18ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財政管理費、節25積立金3,000万円は施設整備事業基金への積立金でございます。今後の公共施設の老朽化等に備えるため、積み立てるものでございます。

次に23ページをお願いいたします。款3民生費になりますが、目7障害者福祉費、節20扶助費3,356万7,000円の減は、上から2行目の障害福祉等サービス費2,296万3,000円の減が主なものでございます。

次に24ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費3,459万円は保育園等における施設型給付費の増でございます。実績を見込みましての増でございます。款4衛生費、目3環境衛生費、節19負担金補助及び交付金2,000万円の減は、おおさき国際交流事業補助金の減でございます。インドネシア、バリ州における現地の火山活動の活発化に伴い、関係者の安全性を優先し、事業が先送りとなったための減でございます。

次に25ページをお願いいたします。目6介護保険費、節28繰出金600万9,000円は、介護保険事業特別会計繰出金で決算見込みに伴う増でございます。目7国民健康保険事業総務費、節28繰出金596万9,000円は、保健基盤安定繰出金など説明欄に記載の4つの繰出金の増減でございます。

次に26ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費、節12役務費300万円はごみ処分に係る手数料でございます。決算見込みに伴う増でございます。

款5農林水産業費になりますが、27ページをお願いいたします。目10農地費、節19負担金補助及び交付金2,773万6,000円の減は、県営農村地域防災減災事業負担金80万円をはじめとする、それぞれの負担金等の確定によるものでございます。

次に28ページをお願いいたします。目14営農推進費、節19負担金補助及び交付金123万5,000円は、説明欄の一番下に記載の新たに内示を受けた農業次世代人材投資事業補助金150万円など、それぞれの補助金の決算見込みに伴う増減でございます。

次に29ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費の補正額は合計で12億9,898万円でございます。補正の主な内容は、主にふるさと納税促進事業の実績見込みに伴うもので、歳入のふるさと納税寄附金13億円の補正増を見込むことに伴う関連経費の増減でございます。なお、これら関連経費の実績見込みに伴いまして、節25積立金4億5,268万6,000円をふるさと応援基金に積み立てる予定でございます。

次に33ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、補正額は合計で4億1,513万円でございます。主なものは節15工事請負費の野方小学校校舎等大規模改造工事4億1,300万円でございます。本事業は老朽化に伴う学校施設の改修を行うものでございますが、29年度での国の補正予算等において県から内示がありましたことから、予算計上をお願いするものでございます。

次に34ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費465万9,000円は、一番下に記載の修繕料450万円の増が主なものでございます。これは大崎中学校における施設内の出入口などの段差解消を予定しております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。歳入につきましても、主なものについて御説明いたします。款10地方交付税、目1地方交付税5,222万4,000円は、普通交付税の増でございます。決定に伴う財源の調整でございます。

款12分担金及び負担金からめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。款15県支出金までにつきましても、説明欄に記載してございます事業等を、これまでの事業実績に基づく決定額等により補正をお願いするものでございます。

主なものは12ページをお願いいたします。目7教育費国庫補助金、節1小学校費補助金の学校施設環境改善交付金1億82万5,000円でございますが、これ

は野方小学校校舎等大規模改造事業に係る財源でございます。

引き続き15ページをお願いいたします。款17寄附金、目1一般寄附金13億円はふるさと納税寄附金でございます。なお、29年度ふるさと納税寄附金の予算総額は23億円でございます。

次に16ページをお願いいたします。款18繰入金、目1財政調整基金繰入金4,340万円の減は財源の調整でございます。目5ふるさと応援基金繰入金3億1,853万8,000円は、野方小学校の大規模改造事業などふるさと応援基金を活用した事業費の見込みに伴う繰入金の増でございます。款20諸収入、目1雑入の補正額は合計で2,045万7,000円の減でございますが、主なものは上から2行目の草の根技術協力事業助成金2,000万円の減でございます。これはおおさき国際交流事業の財源として予定しておりましたが、事業が先送りになったための減でございます。

次に17ページをお願いいたします。款21町債でございますが、目1総務債から目9災害復旧債までは説明欄に記載しております各事業の事業費が確定したことなどにより、増減の補正をするものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

次に6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、国の補正予算等に関連して実施する予定の事業でございます。款9教育費、項2小学校費、野方小学校校舎等大規模改造事業4億1,850万円でございます。野方小学校は、昭和43年の竣工から50年の年月が経過しており、老朽化が進んでいるところでございます。施設更新の必要性から新年度での事業着手を検討しておりましたところ、国の29年度補正予算等で採択を受けましたことから、前倒しして編成したところでございます。次に第3表債務負担行為補正でございます。1の変更でございますが、例規類集データベースシステム更新委託料でございます。補正予算（第2号）で計上しておりましたが、契約金額の実績に基づきまして、補正前の限度額1,890万円から補正後の限度額1,644万円に減額するものでございます。次に、スクールバス運行业務委託料、中沖・菱田方面1路線でございます。補正予算（第4号）で計上しておりましたが、契約金額の実績に基づきまして、補正前の限度額839万2,000円から補正後の限度額831万6,000円に減額するものでございます。

次に7ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。1変更でございます。起債の目的欄の過疎対策事業から現年発生補助災害復旧事業までの限度額を事業費の確定等に伴う同意見込によりまして、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御

覧いただきたいと思います。

以上で説明は終わりますが、37ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 7番（中山美幸君） 33ページ、款9教育費の節15工事請負費4億1,300万円。この中で1億円が国県の補助事業ということでございました。あと3億円についてはふるさと納税からのお金を使うということでございますが、この工期について、いつ完成するのかということがまず1点。それからその4億1,300万円の中身ですね、どういったものをするのかということ、これが2点目。3点目、空調施設については全教室、特殊教室までやるのかどうかということ。その3点についてお伺いいたします、まず。
- 町長（東 靖弘君） ただいま、3点について御質問がありましたので、担当課長の答弁とさせていただきます。
- 教委管理課長（本高秀俊君） 3点ほど質問がありましたけれども、1点目が工期ということですが、工期につきましては年度が始まって、また入札等が行われるわけですが、おおまかの日程では大体、大丸小学校が今年度大規模改造工事を行っているわけですが、それに似たような感じの工期になると思います。仮設校舎が夏休み初め前ぐらいまでの完成で、そのあと管理棟から仮設校舎のほうに児童が移りますので、夏休みから利用して、それから12月から1月の初めぐらいまでに大まかな工事が終わって、そのあとにまた仮設校舎から本校舎のほうに児童が移って、そのあと取り壊しがあるということで、2月いっぱいぐらいの工期になると思われます。
- 内容につきましては、仮設校舎もですが、建築工事のほうは教室・特別教室棟の改修とトイレ改修があります。そのなかで電気設備工事、給排水の設備工事が入っております。それと浄化槽が現在35人槽の旧式のものでありますので、35人槽の合併浄化槽への新設になります。あと空調ですが、空調工事につきましては、新年度予算で計上されますけれども、カーボン・マネジメント強化事業のほうがありますので、そちらのほうで実施がされる予定であります。空調設備の設置につきましては、職員室、保健室、あと図書室、普通教室と特別教室棟については、小学校については空調の設備の予定はありません。
- 7番（中山美幸君） 今のその空調についても少し詳しくお知らせいただけませんか。特別教室棟についてはないということでしたけれども、文科省の指針においては補助事業の対象になっているんじゃないですか。特別教室棟も、もしくは体育館

まで私は補助事業の対象だと思っていたのですが、そこら辺の認識があれば、大規模工事をされるのであれば、一緒にやったほうが私はいいのかなど。別な補助事業ということをおっしゃったんですが、そしてその補助事業の助成率、それはいくらなのか。文科省が今示しています大規模工事については3分の1の補助事業だったと思うんですね。それ以上に利率もいい補助事業があるのかどうか。その点についてお知らせください。

○教委管理課長（本高秀俊君） 空調の設備につきましては、大丸小学校が先に本年度の事業で設置をしたわけですが、その学校の空調設備を整理する中で、特別教室棟については使用頻度が少ないということで、普通教室のみを空調するような方向で今、方針が決まっております。あとの空調につきましては、先ほども言いましたけれども環境省のほうの関連の事業で、カーボン・マネジメント強化事業で新たな事業があるものですから、そちらのほうで公共施設、役場もあと学校施設もですが、そちらのほうでの事業申請があることから、そちらのほうを利用して学校のほうの空調は進めていきたいと思っております。その中で、やっぱり他の学校との均衡もありますので、今の時点では特別教室棟への設置というのはないところです。

補助率につきましては、大規模改造工事につきましては先ほどもありました3分の1の補助なんですけれども、それ以外のそういう整備事業があるかということ、ちょっと今のところまだ確認しておりませんので、申し訳ありません。

○7番（中山美幸君） はい、文科省の補助事業のほうで、大規模改造については3分の1だったと、私は理解しております。が、そのカーボン・マネジメント強化事業、それについての助成率がいくらなのかということもお伺いしているんですが、御答弁をいただいております。しっかりと答弁してください。

○教委管理課長（本高秀俊君） すみませんでした。

カーボン・マネジメントのほうの事業につきましては、2分の1の補助、対象事業に対しての2分の1と聞いております。3分の2でした、申し訳ありません。

○副町長（東條政春君） すみません。カーボン・マネジメントは今うちは環境の係の係が窓口になって事業を進めております。皆さん方のお手元に配付してあります新年度予算の中に入っておりますけれども、一応、平成30年度と31年度で全小中学校、それからこの役場本体、それから公民館も入っていたと思っておりますが、公共施設と言われるやつを整備をしていきたいということで、一応新年度予算のほうでまた詳しく説明は申し上げますけれども、文科省の補助よりはこちらのほうが補助率が3分の2ということで有利であろうということで、今回の大規模改造からはその部分だけは外して、カーボンのほうでやりたいということで提案をして

おりますので、御理解をお願いします。

○議長（小野光夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第6 議案第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,967万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,263万4,000円とするものでございます。補正の主なものは、退職被保険者に係る保険給付費の補正減、及び国県など補助金の確定に伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは御説明いたします。

はじめに歳出から御説明いたしますので、補正予算書の10ページをお願いいたします。

今回の補正は、主にこれまでの実績と今後の見込み、また執行残を整理したものでございます。款1総務費、項1総務管理費は国保連合会へ支払います電算共同処置手数料につきまして、これまでの実績と今後の見込みに基づきまして38万3,000円を減額するものでございます。次に、款2保険給付費、項1療養諸費は一般被保険者に係る診療報酬等が当初の見込みより減少したことに伴います減額で、合計で1,554万6,000円減額するものでございまして、減額の主なものは保険診療費に係る目2退職被保険者等療養給付費の1,447万5,000円の減額でございます。

次の11ページをお願いいたします。項2高額療養費につきましては、目1一般被保険者高額療養費は当初の見込みより増額したことによりまして、1,151万9,000円増額し、逆に目2退職被保険者等高額療養費は当初の見込みより減少

したことによりまして、626万5,000円減額するものでございます。次の項4出産育児諸費、目1出産育児一時金504万円の減は、出生数を当初18人見込んでおりましたが、実績見込みで6人となりましたことから減額するものでございます。次に款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等1,240万5,000円の減額から、12ページ中段の款6介護納付金、項1介護納付金205万2,000円の減額までにつきましては、社会保険診療報酬支払基金へのその次の款7共同事業拠出金5,429万6,000円の減額は、国保連合会へのそれぞれの拠出額の確定によりまして、それぞれ減額するものでございます。

次12ページ下段をお願いいたします。款8保健事業費、目1特定健康診査等事業費は次の13ページ上段まででございますが、389万5,000円の減は特定健康診査業務の委託料の減が主なものでございまして、これまでの実績と今後の見込みによるものでございます。

次の13ページ中段でございますが、項2保健事業費につきましても、実績見込みによりまして合計92万1,000円減額するものでございます。次に款10公債費24万7,000円の減は、一時借入金実施の見込みによるものでございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。款3国庫支出金から8ページの款6県支出金まではそれぞれ国庫負担金等の交付決定に基づきまして、調整するものでございます。

8ページをお願いいたします。款7共同事業交付金、項1共同事業交付金の1億8,767万7,000円の減は、確定に基づきます減額でございます。次に款9繰入金、目1保険基盤安定繰入金の1,405万7,000円の増は確定による増額で、目2出産育児一時金繰入金の336万円の減は、実績見込みに基づき減額するものでございます。

次の9ページをお願いいたします。目4財政安定化支援事業繰入金の424万円の減は、確定によりまして減額するものでございます。次に款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料243万6,000円の増及び項4雑入の144万4,000円の減につきましては、確定によりまして増減するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 2番（稲留光晴君） 11ページの款2、項4出産育児諸費の育児一時金で18人を見込んで、これが6人になったということなんですね。何を根拠に18人が見込まれて、残りの12人は一体どうされたんですか。
- 保健福祉課長（今吉孝志君） 当初の見込みにつきましては、転入等もございませぬの

で、支払に遅延があったり支払えないことがあると困りますので、18人見込んでおりましたが、実際は国民健康保険の被保険者の若年層が少ないということもございまして、今年は6人ということで12人が出産しなかったことではなくて、実績としまして6人の見込みでございまして、御了解いただきたいと思います。

○議長（小野光夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第7 議案第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,123万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、平成29年度保険料納付金等の確定に伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。なお、今回の補正は確定及び実績見込みに伴うものでございます。款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金961万8,000円の増は、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金の実績見込みによる増減でございます。

以上で歳出を終わりました。前の6ページになりますが、歳入について御説明いたします。款1後期高齢者医療保険料は実績見込みによりまして1,054万9,000円増額するものでございます。次に款3繰入金502万5,000円の減は、低所得者等に係る保険料の軽減分に対するもので、見込みにより減額をするものでございます。次に款4繰越金416万9,000円の増は、繰越額の確定によるも

のでございます。次に款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1還付金20万円の減は、保険料に係る還付金でございます。次の款5諸収入、目1雑入11万4,000円増は国保連合会一般会計積立資産の一部返還金を受けれるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第8 議案第4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（小野光夫君） 日程第8、議案第4号「平成29年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,316万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億71万6,000円とするものでございます。

補正の主なものは、要介護者等に対して行います保険給付費が見込みより伸びていることによります補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、御説明いたします。

はじめに歳出から御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。今回の補正は、これまでの実績と今後の見込みによる調整を行うものでございます。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は合計で7,830万円の増でございます。これは要介護の認定を受けた方のサービスに対する保険給付費でございます。このうち目1居宅介護サービス給付費の3,100万円の増額は、通所介護等の利用者の増が要因となっております。また、目3地域密着型介護サービス給付費の1,900万円の増は、小規模ディや住所取得先でのサービス利用の増が要因でありまして、目5施設介護サービス給付費の2,100万円の増は、老人保健施設に係る利用者の増が要因となってお

ります。そして、これらのサービスの増加に伴いまして、目9 居宅介護サービス計画給付費が730万円の増額となっております。次に項2 介護予防サービス等諸費は1,090万円の減でございます。これは、要支援と認定された方の通所訪問介護が総合事業に移行したことによる減額が、主な要因でございます。次に項6 特定入所者介護サービス等費400万円の減でございます。これは、主な要因としまして、ショートステイの利用数の減少による減額でございます。

次に9ページをお願いいたします。款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費61万6,000円の増は、総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費の実績見込みによる増額でございます。次の項2 一般介護予防事業費45万円の減は、高齢者元気度アップ・ポイント付与の実績見込みによる減額でございます。次に項3 包括的支援事業・任意事業費の40万円の減は、認知症初期集中支援チームに係る報償費の実績見込みによる減額でございます。

以上で、歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款1 保険料、目1 第1号被保険者保険料198万4,000円の増は、現年度分の保険料の実績と見込みによりまして、調整するものでございます。次に款3 国庫支出金から款5 県支出金までは、それぞれ国庫支出金等の交付見込みに基づきまして、調整するものでございます。次に款6 繰入金、目1 一般会計繰入金600万8,000円の増は、介護給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを実績見込みにより増額するものでございます。

次の7ページをお願いいたします。款7 繰越金、目1 繰越金5,352万6,000円の増は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。款8 諸収入、目3 雑入165万7,000円の増は、国保連合会からの返還金を受けれるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か、質疑はありますか。
- 7番（中山美幸君） 9ページ、款3 地域支援事業の中の一般介護予防事業費、その中で45万円ほど減額をなされておりますが、先ほど説明がございました65歳以上の方々のポイント事業、これについての減額だということでございますが、上限を確か3,000円だったかというふうに記憶しておりますが、のポイント事業で行われております。このポイント事業に参加されている方々は非常に多くの方々が参加されて、非常に効果が上がっているんだろうと評価申し上げますが、45万円ここで減額なされておりますけれども、もっとこの45万円を減額しなくてもですね、この範囲を広げていくという方法は考えられなかったのかどうか。と言いますのも、款2の保険給付事業等がかなり伸びてはきております。こういったことを防

ぐためにも、この事業を通じてここら辺の予防対策と言いましょうか、そういったことに向けることが一つの策ではないのかなというふうに思いますが。ここで減額をされているということは、どういうことなのかなということがありますので、ここについて詳細に説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 今、御質問がありましたとおり45万円減額しておりますが、これは実際、高齢者の元気度アップ・ポイント事業については周知をしているところでございますけれども、お話にあったように限度額は3,000円ということで規程で決めていますので、これにつきましては利用者の方々が我々の啓発のまだ努力不足の面もあるかと思いますが、この実績になったと思います。御提案いただきました当然、介護予防につきましてはいろんな事業がございまして、この枠を拡大する方向もございまして、これはまた今後検討して、またこれが高齢者のための生きがいつくりの自助できるところになればありがたいですので、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（小野光夫君） ほかに、質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） はい。もうあと1カ月ですよ。1カ月で本年度も終わるわけですから、次年度、またそういった計画をされる場合はやはりこのポイント事業、これについてはかなり効果が上がっておると私は評価しておりますので、枠を広げるなり金額を上げるなり、もう少しそういったものに多数の方々が参加されて、頻繁に参加されるような、そういった政策をうっていただくことが、いろんな介護に関する福祉に関する予算の削減にもつながるだろうというふうに思いますので、是非努力をしていただきたいと思いますと申し上げておきます。

○議長（小野光夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第5号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第9、議案第5号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ259万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,912万3,000円にするものでございます。歳出は消費税及び地方消費税に係る本年度負担分の中間申告納税額の確定に伴う、公債費の減が主なものでございます。歳入は財源調整のための一般会計繰入金の減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは公共下水道特別会計補正予算につきまして、予算書の事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費241万6,000円の減でございますが、節3職員手当の減は決算見込みによるものでございます。節13委託料20万7,000円と節14使用料及び賃借料27万3,000円の減額は下水道積算システムの保守委託料と借上料でございます。本年度、下水道管建設工事がなかったため未執行としたことにより、減額するものでございます。節19負担金補助及び交付金14万円の減額は、これまでの実績と今後の見込みによるものでございます。節27公課費173万1,000円の減は消費税納付額の見込みによるものでございます。款2公債費、項1公債費、目2利子18万円の減は、地方債利子の確定によるものと、一時借入金の未執行によりますその利子分の減額でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の6ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金259万6,000円の減は、財源の調整によるものでございます。8ページ以降に給与費明細書が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

- |       |     |    |                         |
|-------|-----|----|-------------------------|
| 日程第10 | 議案第 | 6号 | 平成30年度大崎町一般会計予算         |
| 日程第11 | 議案第 | 7号 | 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 | 8号 | 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第13 | 議案第 | 9号 | 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算   |

日程第14 議案第10号 平成30年度大崎町水道事業会計予算

日程第15 議案第11号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第10、議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」、日程第11、議案第7号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12、議案第8号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13、議案第9号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第14、議案第10号「平成30年度大崎町水道事業会計予算」、日程第15、議案第11号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」以上6件を一括議題といたします。

ここで町長から提案理由の説明とあわせて、平成30年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 平成30年第1回大崎町議会定例会において、新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするにあたり、私の所信表明と当初予算の概要を御説明申し上げますとともに、議員各位をはじめ町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、政府は、国の新年度予算案において、1億総活躍社会の実現に向けた取り組みに加え、「生産革命」と「人づくり革命」を車の両輪とする「新しい政策パッケージ」の推進を図る一方、「経済・財政再生計画」に基づき、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出改革等を着実に実行し、経済再生と財政健全化の双方の実現に向けて取り組むこととしております。

また、最近の経済状況においては、戦後2位の長さとなる、いざなぎ景気を超える景気回復となり、雇用環境の改善や消費の緩やかな持ち直しが見られるようになったとことをございます。

さて、2020年には東京オリンピック・パラリンピック開催の運びとなり、県内でも燃える感動かごしま国体の開催予定や、大河ドラマ「西郷どん」の放映も開始されました。大隅地域におきましては、志布志港が国際バルク戦略港湾として順次整備されていくことや、佐多岬・新展望台の完成、そして本町でも、近い将来、一流アスリートが集うであろう陸上競技トレーニング拠点施設の整備が始まっております。それぞれが有する地域資源の繋がりを感じるとともに、大隅地域にも追い風が吹いていることを実感しております。昨年末、私は町民の皆さまからの信任を賜り、引き続き町長として5期目の任を拝命いたしました。これまでの4期16年を振り返りますと、町政に対する思いの根底は、やはり資源の循環にあったと思っております。資源とは「ひと」であり、「もの」であり、そして経済を含め、これらの資源が、私たちの地域を絶えず、巡り還ってくることが大事なのだらうと認識

しております。こうした認識のもと、私はいくつかの約束事を掲げさせていただきましたが、任期の中で可能なところから取り組んでいく所存でございます。

一つ目は、「ひと」の循環でございます。国全体の構造的な問題となっております。少子高齢化により、本町の人口はこの30年で約25%の減少となり、厳しい状況を迎つつあります。この現状に対し、地域の源は「ひと」であるとの考えから、「ひと」に対する投資をより進めてまいります。これまでの住宅取得補助制度などの定住化施策を進めながら、新年度においては、学校給食費補助制度を拡充し、子育てに係る経済的な負担をさらに軽減いたします。また、本町の特性を生かした奨学制度の創設について、本格的な検討に入ります。こちらは、若者が進学等の理由で、一度はふるさとを離れるものの、やがては、わが町に帰ってきて活躍したいと希望する場合に、奨学金返還への補助という形で支援したいと考えております。未来を担うのは子ども達でございます。人口減少に少しでも歯止めをかけるため、本町のリサイクル施策で得られた益金と仕組みをもとに、将来、若者が還ってくるような制度設計について検討いたします。さらに、有明高校跡地で陸上競技トレーニング拠点施設の整備が進む中、並行して合宿所の検討と、クロスカンントリーコースの整備に入ります。陸上競技の聖地づくりにつきましては、色々な機会でも申し上げておりますが、一流アスリートから一般の方々まで、競技に携わる関係者の方々が、ぜひ本町を訪れたいと思うような体制づくりを加速してまいります。

二つ目は、「もの」と「経済」の循環でございます。今年度も、ふるさと納税につきまして、たくさんの方々から多額の寄附をいただきました。この場をお借りしまして、全国の皆様からのご厚意に対し感謝申し上げますとともに、より有効に活用させていただきたいと考えております。本町の資源である特産品が、「ふるさと納税」という制度を通じて全国に広がり、寄附という形で還ってきました。この流れの中で、再度、町の施策として活用してまいりたいと考えております。代表的な使い方といたしまして、小中学校に空調を設置するとともに、照明設備を更新したいと考えております。また、平成29年度からの繰り越し予算で、野方小学校校舎等の大規模改造事業に着手いたします。児童生徒における教育環境の充実と、温室効果ガス排出量削減対策という両面から対応してまいります。もう一つ加えるならば、町の産業を支える農林水産業の強化も欠くことのできない分野でございます。特に、これまで本町経済を支え、文化を形成してきた「稲作」を取り巻く環境を改善していかなければならないと考えております。現状といたしまして、町内の水田は、まだまだ未整備の地域が多くございます。将来の担い手のため、ほ場の整備に向けて本格的に取り組んでいくとともに、本町のリサイクルシステムにおける資源循環型のクリーンなイメージと、農業分野が経済的に結び付いていくような施策

にも取り組んでまいります。

大きく2点ほど申し上げましたが、最終的に「まちの力は、ひとに在り」という言葉に集約されるものと認識しております。ひとの力と資源を結集し、本町のさらなる発展のため、諸般の施策に全力で取り組んでまいりる決意でございます。

以上、私の所信について申し上げますが、こうした考えのもと編成しました平成30年度当初予算につきまして、一般会計予算額は80億5,015万7,000円でございます。対前年比で5.5%の増となっております。このうち、地方創生及び総合戦略関連予算として、5億7,791万9,000円を盛り込んでおります。目的別に歳出の主なものについて申し上げますと、民生費が15億5,794万9,000円で、総額に占める割合は19.4%、衛生費が11億6,331万4,000円で14.5%、総務費が10億8,396万3,000円で13.5%、商工費が10億7,470万4,000円で13.4%、農林水産業費が7億1,276万9,000円で8.9%、土木費が6億5,893万3,000円で8.2%となっております。

それでは、各課の施策等についてご説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業振興地域整備計画について、見直しに着手したいと考えております。前回の見直しからおおむね10年が経過しております。この間、高速道路交通網が整備されるなど、現在の実態に沿うよう計画を見直すものでございます。

水田農業関係では、早期水稲の上位等級比率の向上に努め、収益性の高い安心安全な米づくりを推進してまいります。また、飼料作物等の転換作に対し、支払われる水田活用の直接支払交付金並びに産地交付金事業に引き続き取り組んでまいります。

営農推進関係では、特産品の振興を図るとともに、生産性と環境保全が調和する「環境にやさしい農業」を推進してまいります。また、農地中間管理事業による農地の集積が進んでいることから、今後も引き続き推進してまいります。さらに、農用地の効率的利用促進や生産性向上と地域の活性化に努めるとともに、認定農業者及び新規就農者への支援等を行ってまいります。畑かん営農関係につきましては、受益者への個別推進等を図りながら水利用の拡大に努めてまいります。

畜産関係でございますが、子牛相場は引き続き好調で、高止まりの状況が続いております。目下の課題であります生産頭数の維持及び確保に努めてまいります。また、4年後に鹿児島での開催が決まっております全共・和牛のオリンピックに、本町から出品を果たすための支援を行ってまいります。

家畜防疫におきましては、依然として国内外で口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚

流行性下痢等の家畜伝染病が発生している状況を踏まえ、自衛防疫の認識を高めるよう関係機関と連携し、防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木材の安定供給体制の確立に向けた各種補助事業を導入し、健全な森林の育成、間伐及び主伐後の新植並びに下刈り等による森林整備を行ってまいります。また、白砂青松の「くにの松原」の美しい景観の保全並びに飛砂防備保安林機能の維持向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林害虫から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、サル、イノシシ等による人や農作物への被害対策を継続して実施し、自己防衛や集落等地域による防衛を見据えた人材の育成に努めてまいります。

水産振興につきましては、資源培養管理型漁業推進の先駆けとして実施しているウナギ、ヒラメ及びマダイの放流事業に取り組んでいくとともに、各漁業団体と連携を図りながら、漁業経営の安定に努めてまいります。

次に、耕地課関係でございます。

県営事業でございますが、海岸保全施設総合整備事業におきまして、菱田海岸防潮堤の被災区間の改修を8年計画で進めてまいります。

農村振興総合整備事業では、山村排水路工事を実施してまいります。

畑地帯総合整備事業では、ほ場の給水栓設置や第4・第5曾於南部地区を重点に、農道の改良工事を引き続き実施してまいります。

農村地域防災減災事業では、畑地帯の農地浸食防止を図るため、現在進めております西中沖地区の排水対策事業を引き続き実施し、農地の保全に努めてまいります。また、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区の水田ほ場整備事業実施計画を策定し、事業採択に向けて取り組んでまいります。

土地改良事業では、農業基盤整備促進事業により、持留地区・ほ場整備済み区域内の暗渠排水工事を引き続き実施してまいります。また、農地耕作条件改善事業により、横瀬地区天神排水路工事と、新たに永吉西地区農道工事を実施してまいります。農業・農村は、農地の保全のほか、水源のかん養、良好な景観形成など多面的機能を有しております。この機能を維持するため、地域住民による共同活動や、農業用施設の長寿命化を図る多面的支払交付金事業を活用し、各協議会の活動支援に努めてまいります。

次に、建設課関係でございます。道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活そのものを支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤をより長く、安全に利用していただくために、道路の適切な維持

補修、改善を行い、快適な環境の保全に努めてまいります。

道路改良工事につきましては、持留中沖線のほか、新たに「かごしま国体」関連事業といたしまして、中尾山村線を予定しております。また、社会資本整備総合交付金事業により、永吉菱田線・永吉工区の整備を引き続き実施するとともに、新年度から、児童生徒の通学路や、地震津波時における避難・緊急輸送路を確保するため、仮宿工区の整備に順次着手いたします。

辺地対策道路整備事業につきましては、引き続き水之谷荒谷線を整備いたします。また、大雨等による三文字地区の内水氾濫を軽減するため、農協前通り線を地方改善施設整備事業により整備いたします。

橋りょう整備につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕工事と修繕設計委託を行います。

住宅整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

東九州自動車道関係でございますが、(仮称)志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクションの区間が、平成32年度までに開通できる見通しとなりました。一日も早い開通に向け、今後も整備促進に努めてまいります。

国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、国道220号益丸地区と菱田地区の自転車歩行者道整備が実施されます。県営事業につきましては、県道黒石串良線と西迫地区の急傾斜地崩壊対策工事が継続して実施されます。

次に保健福祉課関係でございます。

新年度におきましても、引き続き子育て支援対策及び健康増進対策を中心に取り組みながら、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。子どもを産み育てやすい環境づくりとして、妊娠期及び子育て期における情報提供ツールとして、母子健康手帳アプリケーションを導入いたします。また、新生児の誕生を祝うこんにちは赤ちゃんギフト事業、子ども医療費助成事業及び不妊治療助成事業に加えまして、ニーズが高まってきた認定こども園等による保育事業など、子育て支援策の充実に努めてまいります。

健康増進対策につきましては、特定健康診査や保健指導の取り組みを強化し、人間ドック助成事業のほか、保健師等による未受診者や重複・頻回受診者の訪問を重ねることにより、住民の健康意識の向上を図ってまいります。高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において心身ともに健康で暮らせる支援策として、ふれあいいきいきサロン、配食サービスを引き続き実施するとともに、高齢者の運動機能の向上に好評を得ているマスターズプロジェクトや、ころばん体操の更なる普及に力を入れてまいります。

障害福祉につきましては、障害者差別解消法の理念に基づき、ノーマライゼーションの啓発を進め、障がいのある方々の自立意識の向上を図りながら、お互いが支えあい、安心して暮らせる施策を講じてまいります。まちづくりの基礎は、全ての住民の健康にある、と考えておりますことから、新年度におきましても、子ども、高齢者、障がい者をはじめとする住民皆様の心身の健康づくりに十分努めてまいります。

次に、住民環境課関係でございます。

窓口業務につきましては、笑顔と丁寧な挨拶を心がけ、迅速かつ正確な事務に務め、適切な窓口サービスの提供に努めます。また、マイナンバー制度に係る個人番号カード等の交付事務については、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に引き続き努めてまいります。

環境関係につきましては、環境省の一般廃棄物の排出及び処理状況等調査におきまして、ゴミリサイクル率10年連続日本1を達成いたしました。昨年10月に記念大会を開催し、資源循環型社会の実現に向け努力してまいります。新年度では、インドネシア共和国バリ州において、JICA（独立行政法人国際協力機構）の支援により、ごみリサイクルの技術協力を行う予定でございます。また、ごみ出しが困難な高齢者世帯を対象とした、ごみ出しサポート等事業を引き続き実施し、安否確認を含めた生活支援対策を推進してまいります。

次に、税務課関係でございます。

町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であり、行政サービス水準の維持や、住民皆様のニーズにお応えするために、安定的な自主財源の確保は欠くことのできないものでございます。今後も、適正な課税客体の把握に努め、公平な税負担、公平な納税を念頭に、引き続き町税収納率の向上に努めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。

平成27年度に策定しました「大崎町総合戦略」に基づく「まち・ひと・しごと」の創生も4年目を迎え、これまでの取り組みの拡大や更なる充実が求められております。加えて、5期目の主要施策として、「ふるさと納税関連事業の推進による財源確保」、「陸上競技の聖地づくり」、「定住化の促進」を掲げておりますことから、これらの政策を重点的に推進してまいります。

まず、ふるさと納税関連事業の推進による財源確保につきましては、町の魅力を発信するため、新たな特産品の開発を進めてまいります。また、生産者の販路拡大、意欲の向上、農林水産業の活性化を進め、地方と都市部を結ぶ新たな関係性を築き、大崎町全体の成長をめざしてまいります。また、これまで頂いた多くの寄附を貴重な財源として、活力あるまちづくりを展開し、寄附者の方々にとって意義あ

る寄附となるよう努めてまいります。

陸上競技の聖地づくりにつきましては、聖地づくりの中心である大隅陸上競技トレーニング拠点施設（仮称）が平成30年度内完成予定となっております。本町におきましても、既存の1キロメートルのクロスカンントリーコースに加え、2キロメートルのコース整備を行う予定としており、着実に練習環境の向上を図ってまいります。併せて菱田中学校跡地に計画しております宿泊施設の整備実現に向けた取り組みを進めるとともに、陸上競技者が合宿してみたいと思う理想的な受け入れ体制の確立を進めてまいります。

定住化の促進につきましては、これまで実施してまいりました定住住宅取得補助や、賃貸住宅家賃補助の継続による移住・定住人口の増加を図るとともに、更なる移住・定住希望者に対し優良物件を提供できますよう、町内の空き家の利活用促進に努めます。

次に総務課関係でございます。

行政関係でございますが、高齢化の進展に伴い、自治公民館加入者の減少等による活動の衰退を防止するため、がんばる地域応援交付金事業の拡充を検討するとともに、組織の活発化や地域の共助意識の高揚を目指します。

情報通信関係につきましては、マイナンバー制度等の普及に併せ、高度な情報セキュリティ対策が求められる中、窓口での住民サービスに支障がないよう十分な対策に努めてまいります。近年では、低コストでセキュリティ水準を向上する体制の構築が求められておりますが、この取り組みとして自治体クラウドの推進に努めてまいります。

消防防災関係につきましては、住民の生命と財産を守るため、継続的な対策に努めてまいります。消防活動等に係る備品の充実を図るほか、町内2箇所防火水槽を新設し、水利の確保に努めます。なお、全国的に災害が多発する中、新年度では津波の発生を想定した防災訓練を計画し、災害に対する体制の強化と、住民及び関係者の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

次に、教育委員会関係でございます。

教育委員会は「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」をキャッチフレーズに、学校教育、社会教育の振興に取り組んでおります。管理課では、新年度も学校・家庭・地域・関係機関が連携して豊かな心と健やかな体を育む教育を推進してまいります。また、信頼される学校づくりの推進として、教職員の資質向上や学校施設整備など安心・安全な環境づくりに取り組んでまいります。

ソフト面では、学力や体力の向上、道徳教育や人権教育の充実、特別支援教育の推進等、各種事業を継続して実施するとともに、コミュニティスクールとして全

小中学校を指定し、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。旧年度では、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を目的に、要保護及び準要保護生徒就学援助費の新入学生徒学用品費の引き上げや、中学生については入学前支給の実施とともに、中学校入学援助金の新設など支援制度の充実を図ったところでございます。新年度ではこれらの制度に加え、学校給食費補助事業について、更なる拡充を図ってまいります。

ハード面については、学校施設整備計画に基づき、老朽化対策を計画的に取り組むとともに、環境省関連のカーボン・マネジメント強化事業を導入いたしまして、小中学校に空調機器と照明設備を整備してまいります。また、教職員住宅については、建築年度が古く、建て替えの時期を迎えていることから、効率的な整備について基本的な調査を行ってまいります。

社会教育課でございますが、生涯学習関係では、住民の誰もが生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習講座の充実と人材の育成をめざしてまいります。また、基本的人権が尊重される社会の構築に向けて、人権教育の推進及び啓発に努めてまいります。

青少年教育につきましては、子ども会や青少年活動事業の推進に努めるとともに、国際的視野を持った青少年を養成するため、海外研修派遣事業や語学研修事業などを実施します。また、子ども達の「生きる力」を育むために、NPO法人と連携した「遊びの学校」の実施に、引き続き取り組んでまいります。さらに、子どもを地域で守り育てるために、地域の人材や環境を活用しながら、「おおさき学校応援団」の充実を図ります。

図書館関係でございますが、図書館が住民にとって必要な情報や資料を取得でき、地域を支える拠点として機能するように努めてまいります。今後とも利用者の利便性や拡大を図るため、特設コーナーやリクエストサービスの充実、図書館ボランティアの育成に努めてまいります。また、大隅広域図書館ネットワーク事業の利用を促進しながら、図書館を研修施設として提供し、小学校・保育園等での親子読書会の開催など、本に接する機会の提供に努めてまいります。さらに、絵本を媒体として親子のふれあいを促すブックスタート事業につきまして、引き続き取り組んでまいります。

公民館関係でございますが、住民が自ら地域のマネジメントをしながら、自ら活動のステージを高めていくため、引き続き情報提供や支援に努めてまいります。また、生涯学習の中核的施設である中央公民館は、地域住民にとって利用しやすい「学びの場」として環境の整備を図るとともに、各公民分館と連携しながら、学びを通したまちづくり活動に努めてまいります。

文化振興関係では、町内遺跡発掘調査事業に係る栗ノ峰B遺跡、横瀬古墳出土遺物の調査結果をまとめ、報告書の刊行を行います。また、出土遺物や史跡・郷土展示資料室を活用した企画展等の開催や、社会教育及び学校教育活動における郷土資料の活用の推進、文化財保護審議会・歴史探学会おおさきへの支援に努めてまいります。

文化芸術に関しては、文化協会等との連携を図り、中央公民館を拠点とした文化芸術活動の推進と、人材の発掘に努めてまいります。

生涯スポーツ関係につきましては、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる社会の実現をめざし、スポーツ推進委員会等の関係団体と連携し、軽スポーツの普及を図りながら健康づくりや交流の場となるよう努めます。また、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティの創造を育むために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動の支援に努めてまいります。

体育施設関係については、多様なニーズに対応しながら適正な維持管理に努めますとともに、2020年「かごしま国体」の競技種目であるビーチバレーボール及びドッジボールの競技開催に向けて、必要な準備を進めてまいります。

次に特別会計について、御説明いたします。

まず、水道事業会計でございますが、水道事業は住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、常に安全性と安定性の確保を念頭においた給水が必要でございます。また、企業会計原則に基づく独立採算で運営しておりますが、近年の人口減少や節水意識の向上等により、水道使用水量の減少傾向は続いており、今後の安定した水道料金の確保については厳しい状況であると考えております。本町の水道普及率は、99%に達しており、水道施設の維持管理が主なものとなっておりますが、平成28年度に策定しました水道ビジョンをもとに、老朽施設の更新や耐震化等、施設の適正な更新を図るとともに、維持管理に必要な技術の継承及び漏水等による無収水量の縮減に努め、安定的な経営に取り組んでまいります。

平成30年度の予定としまして、収益的収入は2億2,768万4,000円を見込み、このうち水道料金は2億1,001万4,000円を計上いたしました。なお、収益的支出は2億736万2,000円を計上いたしました。また、資本的収入としまして、1,147万3,000円、資本的支出としまして1億1,774万7,000円を計上しております。主な事業としまして町道木入道下原線牧地区配水管布設替工事、町道三文字崎園線崎園地区配水管布設替工事、町道持留尾之鼻線猿喰橋送配水管布設替工事などを計画しております。

次に公共下水道事業特別会計でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億990万4,000円でございます。公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保

するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。しかしながら、近年は少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など下水道を取巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な経営を行っていく必要があります。また、施設整備から10年以上経過した今日、老朽化が進む施設の更新が必要となっており、中期的計画に沿った財政計画が必要となっております。今後はこのような状況を踏まえ、クリーンセンターやマンホールポンプ場の適正な運転管理に努めながら、管路施設の維持管理強化や使用料の確保に努め、財政の健全化を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は18億5,829万1,000円でございます。国民健康保険制度に取り巻く環境は、被保険者が年々減少する傾向にある中、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加等により、保険財政を圧迫する要因は根強く、国民健康保険制度における財政運営は依然として厳しい状況にあります。新年度は、県が財政運営の責任主体となる大きな制度改革の初年度となりますことから、住民への周知広報を充実させるとともに、引き続き住民の健康保持のための施策を講じてまいります。また、住民の健康維持を図ることを目的に、健診未受診者への訪問による受診勧奨の強化や、個別受診に係る医療機関からの情報提供を促進するとともに、人間ドック受診に対する助成制度を活用して、特定健康診査の受診率向上を図ってまいります。このほか、引き続き、健診受診後の支援のため、保健師による訪問活動や保健指導を強化させますとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や、重複・頻回受診者への訪問指導によって医療費適正化対策を講じ、国民健康保険事業の財政健全化が図られるよう、積極的な対策を行ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は1億6,387万3,000円でございます。本会計は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が、保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口として、各種申請や届け出の受付け、被保険者証の引き渡し、保険料の徴収、長寿健診受診の推進等に引き続き努めてまいります。

次に介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は17億8,145万円でございます。本事業では、住み慣れた地域で安心して在宅療養が受けられるように、自立支援・重度化防止に向けた取り組みが求められております。これを受けて、本町の介護給付に係る費用は増加傾向にあることから、既存の介護予防・日常生活支援総合事業と併せて、「ころばん体操」や従来の介護予防事業等の充実により、高齢者の介護予防に力を注ぎ、介護度の重度化抑制に努めてまいります。また、地域支援事業の充実として、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事

業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図り、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしましたが、これら全ての会計で編成いたしました予算総額は122億9,135万9,000円で、対前年度比1.3%の減となっております。一般会計、特別会計予算の詳細につきましては、担当課長等が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） まず、議案第6号について、補足説明を求めます。

○税務課長（川添俊一郎君） それでは歳出につきまして、税務課関係を御説明申し上げます。

予算書の36ページをお願いいたします。中ほどになります。目14諸費でございますが、税務課関係は節23償還金利子及び割引料の300万円を町税の還付金と還付加算金として計上しております。

次の項2徴税费、目1税務総務費の8,700万3,000円でございますが、これは税務課職員11人分の人件費と固定資産評価審査委員会、税を考える週間作品募集に関する経費でございます。

次の37ページ中ほどになります。目2賦課徴収費でございますが、1,794万4,000円を計上いたしました。このうち主なものは、節11需用費の322万円、書籍購入等にかかる消耗品費と町税納付書等の印刷に係る印刷製本費、節12役務費の234万3,000円、金融機関に支払う口座振替手数料等の各種手数料や通信運搬費でございます。また、節13委託料としまして、723万3,000円で登記委託料131万5,000円をはじめ、各種業務委託料及びシステム保守委託料を計上しております。節14使用料及び賃借料の212万9,000円でございますが、家屋評価システム使用料44万9,000円のほか、各種システムのリース料使用料でございます。

次の38ページ、節19負担金、補助及び交付金の117万9,000円でございますが、曾於地区地方税協議会負担金4万円のほか、各種協議会等への負担金でございます。

以上で税務課関係を終わります。よろしく願いいたします。

○住民環境課長（小野厚生君） 引き続きまして、住民環境課関係の説明をさせていただきます。

33ページをお願いいたします。このページの一番上になりますが、款2総務費、項1総務管理費、目7支所費は310万9,000円でございます。これは野方支所の維持管理費や事務処理に必要な経費で、主なものとしましては、庁舎警備

業務委託料でございます。

次に38ページをお願いします。中ほどの項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は8,237万2,000円でございます。これは職員8人分の人件費と窓口業務に係る経費で、人件費以外の主なものとしましては39ページの戸籍システム機器リース料等でございます。

次に41ページをお開きください。中ほどの項5統計調査費、目3人口動態調査費は3万5,000円でございます。これは、人口動態調査費と人口動態調査に係る経費でございます。

次に46ページをお願いします。このページの一番上になりますが、款3民生費、項1社会福祉費、2番目の目9国民年金事務費は12万7,000円でございます。これは年金の手続き事務に必要な経費でございます。

次に48ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は2,906万1,000円でございます。このうち、住民環境課関係は92万6,000円で、狂犬病予防に関する経費でございます。

次の目3環境衛生費は、4,717万3,000円でございます。これはごみ分別などの環境衛生と、海岸環境保全に要する経費でございます。主なものとしましては、海岸漂着物地域対策推進事業委託料と49ページの曾於南部厚生事務組合火葬場負担金及びおおさき国際交流事業補助金でございます。

次に51ページをお願いいたします。下の段になりますが、項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は1億5,702万4,000円でございます。これは、ごみの処分及びし尿の処理に係わる経費等で、主なものとしましては、生ゴミや草木の処理に係る手数料、資源ごみの収集運搬等の委託料と52ページの上になりますが、曾於南部厚生事務組合清掃センター及び衛生センターに係る負担金でございます。

以上で住民環境課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 続きまして、保健福祉課関係の主なものについて、御説明いたします。

予算書の42ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費6,918万4,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして155万9,000円の増となっておりますのは、民生委員の3年に1回の研修に係る経費を計上したことが主な要因でございます。計上いたしました予算の主なものは、節2給料から節4共済費までは人件費としまして、職員6名分に係る経費を計上しております。節9旅費は民生委員の研修のための旅費を計上しましたことから、前年度より増額となっております。

次の43ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金1,270万

9,000円は町社会福祉協議会への運営補助金が主なものでございます。次に目2老人福祉費に5,788万4,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして1,765万8,000円増額となっておりますが、主な要因は曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの空調機器の老朽化による更新に伴う負担金の増額でございます。

計上いたしました予算の主なものとしましては、次の44ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金4,930万3,000円で、説明欄3行目の曾於南部厚生事務組合養護老人ホーム負担金3,595万8,000円、これは養護老人ホームの空調機器が設置後17年を経過しますことから、機器の更新に係る費用の負担分が増額となっております。次の目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料として350万円を計上いたしました。次に目4戦没者追悼式典費に8万3,000円を、次の目5同和対策費は20万7,000円をそれぞれ計上いたしました。目6食の自立支援事業費は、節13委託料に1,563万4,000円を計上いたしました。次に目7障害者福祉費は5億5,369万7,000円を計上いたしました。なお、対前年度比603万7,000円減額となっておりますが、その主な要因は障害福祉等サービス費の減額、及び平成29年度で計上いたしました障害福祉計画策定に係る経費の減額によるものでございます。

計上いたしました予算の主なものとしましては、次の45ページでございますが、節20扶助費5億4,273万6,000円で、説明欄の重度心身障害者医療費助成金、次の身体障害者更生医療給付費、二つ飛びまして障害福祉等サービス費、そして下から4行目の障害児入所・施設給付費が主なものでございます。

次に46ページをお願いいたします。目8老人措置費は養護老人ホーム入所者の措置として、節20扶助費に2,139万1,000円を計上いたしました。中ほどの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は6億4,123万2,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして、1億3,610万1,000円の増額となっておりますが、主な要因は30年度から大崎幼稚園が認定こども園に移行することに伴いまして、その運営費である施設型給付費の支払いが新たに発生すること、及び保育所または認定こども園等の運営費としての施設型給付費の増額によるものでございます。計上いたしました予算の主なものとしましては、節13委託料2,832万円は大崎幼稚園で新たに実施する放課後児童健全育成事業のほか、特別保育事業等委託料、また新規に子ども・子育て計画策定の前段で実施いたします調査業務委託料を計上しております。節19負担金補助及び交付金の990万7,000円は新に大崎幼稚園が延長保育事業の対象になることから、前年度より増額となっております。また、新規に病児保育に係る負担金を計上しております。次の節20扶助

費の6億288万円は保育所及び認定こども園等の運営費として支払います施設型給付費で、新たに大崎幼稚園の施設型給付費を計上しておりますことから、前年度より増額となっております。

次の目2児童措置費は1億9,501万円を計上いたしました。前年度と比較しまして229万4,000円の減額となっております、その要因は児童手当支給対象児童数の見込みが前年度と比較して減少したことによるものでございます。主なものは、節20扶助費の1億9,500万円で児童手当の支給費用でございます。

次の47ページをお願いいたします。款4衛生費、目1保健衛生総務費は1億5,441万5,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして707万9,000円の増額となっておりますが、主な要因は保健衛生総務費で計上した職員数の増加によるものでございます。計上いたしました予算の主なものとしましては、節2給料から節4共済費までは保健福祉課職員16名及び住民環境課職員3名、計19名の人件費でございます。

そして節19負担金補助及び交付金の1,070万9,000円は次の48ページでございますが、説明欄2行目の大隅広域夜間急病センターの運営事業負担金が主なものでございます。次に目2予防費2,906万1,000円のうち保健福祉課関係分は2,813万5,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして、保健福祉課分は115万2,000円の減額でございます、予防接種委託料を実績見込みで計上したことが主な要因でございます。計上した予算の主なものとしましては、節13委託料2,788万4,000円の予防接種業務委託料等でございます。

次の49ページをお願いいたします。目4健康増進費は、1,998万8,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして、168万2,000円の減額となっておりますのは、平成29年度に計上いたしました健康増進計画策定に係る経費の減額によるものが主な要因でございます。主なものとしましては、節13委託料の1,891万8,000円で、各種検診及びがん検診等の委託料でございます。

次に目5保健指導費は、5,219万9,000円を計上いたしました。主なものとしましては、次の50ページをお願いいたします。節13委託料の870万8,000円の妊婦健康診査委託料のほか、節14使用料及び賃借料に妊娠期及び子育て期の情報をスマホで見られるよう、母子健康手帳アプリケーション使用料を計上いたしました。また、節19負担金、補助及び交付金の乳幼児医療費給付事業システム開発負担金は、平成30年10月から始まる非課税世帯の未就学児の医療費を原則窓口無償化とすることに対応するための費用でございます。そして節20扶助費の3,795万1,000円の子ども医療費助成金が主なものでございます。目6

介護保険費は2億5,250万4,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして、608万2,000円増加しておりますのは、介護給付費の増加に伴います法定の繰出金が増加したことが要因でございます。主なものとしましては、節19負担金、補助及び交付金の2,715万5,000円のうち、曾於地区介護保険組合負担金及び節28繰出金の介護保険事業特別会計への法定負担分の繰出金でございます。

次に目7国民健康保険事業総務費は1億3,036万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して、583万4,000円の減になっておりますが、これは出生数の減少見込みによる出産育児一時金繰出金の減及び保険料軽減世帯数の減少による国保財政安定化支援事業繰出金の減が主な要因でございます。計上いたしました予算は、節28繰出金でございます。主なものは国民健康保険事業特別会計の繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金でございます。

次の51ページをお願いいたします。目9後期高齢者医療費に2億8,270万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して、656万7,000円の減となっておりますのは、保険料軽減者の減少に伴います保険基盤安定繰出金の減が主な要因でございます。計上いたしました予算の主なものは、節19負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合への共通経費及び療養給付費に対する町の負担分、節28繰出金7,652万円の後期高齢者医療特別会計への法定負担分の保険基盤安定繰出金等でございます。

以上で、保健福祉課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○農委事務局長（大地敏郎君） それでは、農業委員会関係の主なものについて御説明いたします。

52ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は農地法や農業経営基盤強化促進法等による各申請に対しまして、案件の審議や現地調査、業務運営管理等に5,688万円を計上いたしました。主なものは農業委員13名と農地利用最適化推進委員20名分の報酬987万8,000円や、事務局職員5名分の人件費4,404万6,000円と、臨時職員賃金、農地利用状況調査等に係る活動謝礼、旅費等でございます。目2農地流動化推進費は8万円を計上いたしました。これは農地の売買申し出による農地あっせん会開催時の交渉費でございます。目3農業者年金業務委託費は、農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲促進をするため、55万2,000円を計上いたしました。農業者年金未加入者に対する加入推進業務に係る活動謝礼が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○農林振興課長（川畑定浩君） それでは、農林振興課関係の主なものについて御説明いたします。

53ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目4農業総務費1億7,159万2,000円を計上いたしました。前年度比502万2,000円の減となっております。うち、1億1,945万6,000円が農林振興課に係る15人の給与等の人件費でございます。

54ページをお願いいたします。目5農業振興費に856万円を計上いたしました。前年度比745万2,000円の増となっております。増加の主な要因は、農業振興地域整備計画策定業務委託料698万5,000円を新たに計上したことによるものであります。前回の見直しからおおむね10年が経過しておりますことから、当該計画の見直しに着手するものであります。その他といたしましては、各種協議会等への負担金補助金が主なものであります。次に目6特産振興費に867万7,000円を計上いたしました。前年度比5万円の減となっております。主なものは、成分調整野菜研究開発負担金800万円であります。これは健康に配慮した野菜の研究開発を鹿児島大学と共同で進めるためのものであります。目7園芸振興費に151万8,000円を計上いたしました。前年度比3,060万2,000円の減となっております。減少の主な要因は、平成29年度に取り組みを行いました活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業農村活性化推進施設等整備事業につきまして、平成30年度は該当事業がなかったものであります。内容としましては、各種協議会等への負担金が主なものであります。

55ページをお願いいたします。目8農業機械維持管理費に1,576万7,000円を計上いたしました。前年度比324万2,000円の減となっております。減少の主な要因は、平成29年度に備品購入費として乗用型野菜移植機を計上しておりましたが、平成30年度は特に備品購入費を計上していないことであります。内容については、オペレーターの賃金、農業機械に係る燃料費、修繕等の需用費及び基金等への積立金が主なものであります。

下のほうになります。目9畜産業費に2,196万3,000円を計上いたしました。前年度比558万8,000円の増となっております。増加の主な要因は、次のページをめくっていただきまして、上から3番目になりますが、昨年度から継続事業を実施しております畜産基盤再編総合整備事業負担金、これが対前年度比で558万9,000円の増となったことであります。内容としましては、もう一回前のページにかえていただきまして、報償費で計上しております高齢者畜産奨励金120万円と負担金補助及び交付金の町畜産振興協議会負担金750万円、そして開けていただきまして先ほど説明しました3番目の畜産基盤再編総合整備事業負担

金1,118万3,000円をはじめとする各種協議会等への負担金補助金が主なものでございます。

59ページをお願いいたします。目12農業研修施設管理費に984万6,000円を計上いたしました。町内5カ所の農業研修施設の運営及び維持管理費で、賃金、燃料費、光熱水費が主なものであります。目13水田再編対策費538万8,000円でございますが、大崎町農業再生協議会への補助金でございます。前年度比15万6,000円の減となっております。目14営農推進費に9,987万1,000円を計上いたしました。前年度比164万2,000円の増となっております。増加の主な要因は、次のページをめくっていただきまして、節19負担金、補助及び交付金のなかの下から2番目でございますが、農業次世代人材投資事業補助金、これは以前、青年就農給付金とっておりましたが、これが名称が変わりまして農業次世代人材投資事業補助金となりましたが、この予算が対前年度比で225万円の増となったことと、各補助金等で対前年度を下回るものが多かったことによるものであります。内容としましては、節19の負担金、補助及び交付金が主なものであります。このうち、さらに主なものについて御説明しますと、大崎町担い手育成総合支援協議会負担金648万9,000円、それから農地中間管理事業に係る機構集積協力金事業補助金8,000万円及び、先ほど御説明申し上げました農業次世代人材投資事業補助金975万円であります。

続きまして項2林業費、目1林業振興費であります。3,349万4,000円を計上いたしました。対前年度比592万4,000円の増となっております。増加の主な要因は、節13委託料の松くい虫駆除事業、(秋駆除)委託料が対前年度比214万6,000円の増となったこと、そして同じ委託料の林地台帳管理システム整備業務委託料140万4,000円を新規に計上したこと、そして節19負担金、補助及び交付金で有害鳥獣捕獲事業補助金が対前年度比129万円の増となったこと、そして開けていただきまして、鳥獣被害対策実践事業(捕獲わなの整備)助成金113万円を計上したことによるものであります。内容としましては、前のページにかえていただきまして、委託料、使用料及び賃借料、そして負担金補助及び交付金が主なものです。委託料については、松くい虫防除並びに駆除に関するもの、有害鳥獣対策に関するもの、及び造林事業に係るものが主なものでございます。次に使用料及び賃借料については、県の里山林総合対策事業を活用して、県道及び町道沿いの雑木等の伐採を行うための機械借上料が主なものであります。負担金補助及び交付金については、有害鳥獣捕獲事業補助金296万円、そして開けていただきまして、次のページの上から2番目の大崎町緊急間伐対策事業奨励金165万円、二つ飛んでいただきまして、くにの松原景観維持活動助成金125万

2,000円、さらに一つ飛んでいただきまして鳥獣被害対策実践事業（捕獲わなの整備）助成金113万円が主なものであります。

続きまして項3水産業費、目1水産振興費に125万1,000円を計上いたしました。対前年度比359万1,000円の減となっております。減少の主な要因は平成29年度に実施いたしました種子島周辺漁業対策事業と鹿児島湾大隅地区広域漁業整備事業の負担金、それぞれ254万3,000円と100万円がいずれも事業が完了したための減でございます。内容としましては、各種団体協議会等への負担金補助金が主なものでございます。

以上で農林振興課の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○耕地課長（福永敏郎君） それでは、耕地課関係の予算について御説明申し上げます。

予算書の56ページをお願いいたします。目10農地費には2億1,706万2,000円を計上いたしました。節11需用費は、野方地区活性化センターの維持管理に係る経費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。節13委託料は、登記委託料と水田地下水位制御システム実証試験委託料が主なものでございます。節19負担金、補助及び交付金には2億892万2,000円を計上いたしました。県営事業に係る事業負担金、農用地総合整備事業負担金、曾於南部土地改良区運営補助金及び多面的機能支払交付金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。目11土地改良事業費には6,026万8,000円を計上いたしました。節13委託料759万1,000円は農道測量設計委託料のほか、せせらぎ公園ほか維持管理委託料などが主なものでございます。節15工事請負費4,350万円は農道整備1地区ほか農業用施設整備で、排水路工事1地区、暗渠排水工事の1地区の計3地区を計上してございます。

次に85ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費には214万6,000円を計上いたしました。これは集中豪雨など自然災害発生に早急に対処するための作業員賃金や機械借上料、原材料費などでございます。

以上で耕地課関係の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） ただいま11時57分でございます。

昼食のため、休憩に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 異議がありませんので、昼食のため休憩いたします。午後は1時からです。よろしくお願ひします。

-----○-----  
休憩 午前 11時58分  
再開 午後 1時00分  
-----○-----

○議長（小野光夫君） それでは、再開をいたします。

○建設課長（徳禮勝矢君） それでは、建設課関係について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は8,043万4,000円でございます。これは職員の人件費に係るものでございます。

67ページをお願いいたします。目1道路維持費は5,955万円でございます。前年度比で20万2,000円の増でございます。主な要因は、県道等の道路除草委託料の増額によるものでございます。目2道路改良費は、3億2,437万6,000円でございます。前年度比で2,051万円の増でございます。主な要因は、次の68ページの説明欄に記載の道路改良舗装工事費及び用地費等の増額によるものでございます。次に目1河川維持費は、準用河川の維持管理費として前年度と同額の204万6,000円を計上いたしました。目2公園費は、清掃業務委託料など維持管理費として1,636万3,000円でございます。前年度比で2,322万3,000円の減となっております。主な要因は、前年度実施の大崎ふれあいの里公園遊具施設改修工事完了による減額でございます。

次のページの目1公営住宅管理費は、公営住宅183戸の維持管理費の576万2,000円でございます。前年度比で36万8,000円の増でございます。主な要因は、消防設備設置等業務委託料の増額によるものでございます。目2町営住宅管理費は、町営住宅27戸の維持管理費に109万円でございます。前年度比で6万1,000円の増額でございます。目3特定優良賃貸住宅管理費は、シャルム文化通りの維持管理費等の1,524万1,000円でございます。前年度比で62万円の増でございます。主な要因は、基金積立金の増額によるものでございます。目5住宅建設費は、42万4,000円でございます。前年度比で402万円の減となっております。主な要因は、前年度実施の公営住宅等長寿命化計画の改定ほか業務委託の完了による減額でございます。

85ページをお願いいたします。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は台風災害等の応急対策経費として、前年度と同額の96万円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教委管理課長（本高秀俊君） 管理課関係につきまして御説明いたしますので、予算書の36ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目13公共施設カーボン・マネジメント強化事業費3億5,120万円は大丸小学校を除く町内5つの小学校と大崎中学校の空調設備及び照明設備工事の工事監理業務委託料800万円と、工事請負費3億4,320万円でございます。

72ページをお願いいたします。項1教育総務費、目1教育委員会費に229万4,000円を計上しております。主なものは教育委員4名分の報酬や研修会等の費用弁償でございます。次の目2事務局費には、1億493万6,000円を計上いたしました。73ページにかけてになりますが、主なものは教育長ほか事務局職員7名分の人件費のほか、地域おこし協力隊招致事業及び外国語指導業務委託料、各種団体への負担金、奨学金貸付金などでございます。

74ページをお願いいたします。目3研修費165万7,000円でございます。水泳記録会や集団宿泊学習など、学校行事用の送迎バスの借上料や、教職員の資質向上のための研修会補助金が主なものでございます。目4教職員住宅管理費の239万2,000円は、教職員住宅11戸分の維持管理経費と教職員等住宅整備基本調査業務委託料120万円が主なものでございます。目5学校給食センター管理費には6,807万1,000円を計上いたしました。

75ページをお願いいたします。職員の人件費のほか学校給食センターの維持管理に必要な経費と、調理配送に係る学校給食業務委託料2,268万円と、学校給食費補助金2,120万円が主なものでございます。

76ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費は9,373万6,000円を計上いたしました。主なものは、職員4名分の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料やパソコンリース料、ソフト使用料等が主なものでございます。

77ページをお願いいたします。目2教育振興費には、595万7,000円を計上いたしました。主なものは、小学校6校分の教材備品169万5,000円と、要保護及び準要保護児童就学援助費の270万円でございます。次に項3中学校費、目1学校管理費には4,010万8,000円を計上しております。

次の78ページをお願いいたします。主なものは、職員2名分の人件費と中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料やパソコンリース料、ソフト使用料とプールフェンスの改修工事が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。目2教育振興費には、4,067万円を計上しております。主なものはスクールバス運行業務委託料3,099万7,000円と要保護及び準要保護生徒就学援助費415万9,000円、中学校入学援助金330万円でございます。

以上で管理課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（中村富士夫君） それでは、社会教育課関係につきまして、主なものについて御説明申し上げます。

予算書の79ページをお願いいたします。下の表になりますけれども、款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費は7,641万7,000円でございます。節2給料から次のページの節4共済費は、職員9名分の人件費でございます。節7賃金288万4,000円は臨時職員2名分の賃金でございます。節19負担金、補助及び交付金70万9,000円は、町PTA連絡協議会等への活動補助金でございます。次に、目2公民館費は1,652万5,000円でございます。節1報酬195万2,000円は公民分館長6名分の年額報酬でございます。節11需用費633万5,000円のうち主なものは、中央公民館、中沖地区公民館等の光熱水費でございます。

次のページの委託料476万9,000円のうち主なものは、大崎町中央公民館耐震補強計画策定業務委託料でございます。節15工事請負費は、中央公民館大ホール舞台裏の柱の修繕工事費でございます。節19負担金、補助及び交付金220万7,000円のうち主なものは、各公民分館活動を推進するための補助金217万9,000円でございます。次に目3図書館費は903万9,000円でございます。主なものは、臨時職員3名分の賃金でございます。図書購入費等、図書資料等を購入するための節18備品購入費200万1,000円でございます。次に、目4文化振興費は355万4,000円でございます。主なものにつきましては、節7賃金臨時職員2名分でございます。それから町内遺跡等の文化財の保護や、維持管理のための草刈り作業委託料、節19負担金、補助及び交付金30万7,000円は町文化協会への活動補助金でございます。目5青少年教育費は307万円でございます。主なものとして、節19負担金、補助及び交付金の青少年活動事業補助金196万円や町子ども会育成連絡協議会をはじめとする社会教育団体3団体への活動補助金でございます。次に目6生涯学習振興費でございますが、127万1,000円でございます。主なものとして、住民が自己実現等を図るための生涯学習講座等を推進するための報償費109万2,000円でございます。

84ページをお願いいたします。款9教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費は873万3,000円でございます。主なものにつきましては、節7賃金臨時職員1名分の賃金でございます。節19負担金、補助及び交付金は16団体が加盟しております町体育協会の運営補助金145万7,000円と大隅スポーツ交流拠点プロジェクト補助金180万円、2020年に開催されますかごしま国体に向

けての大崎町実行委員会補助金50万円などでございます。次に目2体育施設費は1,536万2,000円でございます。主なものとしたしましては、節11需用費のうち、総合体育館等の光熱水費323万円、節13委託料959万3,000円のうち、総合体育館管理委託料や運動公園等整備等業務委託料、中央運動公園芝年間管理業務委託料でございます。

以上で、社会教育課関係を終わります。よろしく願いいたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは、企画調整課の主なものにつきまして、御説明いたします。

予算書の31ページをお願いいたします。款2総務費、目3広報費に345万4,000円を計上いたしました。主なものは、節11需用費、広報おおさきに係る印刷製本費322万3,000円でございます。

次に33ページをお願いいたします。目10企画費に7,515万8,000円を計上いたしました。前年度比で1,399万8,000円の増となっております。増加の要因は、陸上競技の聖地実現プロジェクトを推進するためのクロスカントリーコース整備工事でございます。なお、陸上競技の聖地関連経費として、合計で2,921万8,000円を計上しております。そのほか、地域おこし協力隊2名の活動経費として合計で709万1,000円をはじめ、地域の振興と活性化に係る経費を計上しております。

35ページをお願いいたします。目11青少年女性費に22万8,000円を計上いたしました。これは青少年健全育成と男女共同参画推進に係る経費でございます。

次に40ページをお願いいたします。項5統計調査費、目1統計調査総務費に所得推計事務などに要する経費として9万8,000円を計上いたしました。

次の41ページをお願いいたします。目2委託統計調査費は、75万5,000円でございます。こちらは工業統計調査等の統計法に基づく統計調査に係る経費を計上いたしました。

次に63ページをお願いいたします。款6商工費、目1商工総務費2,268万円は、職員3名分の人件費が主なものでございますが、前年度比112万2,000円の増となっております。目2商工業振興費に10億1,391万1,000円を計上いたしました。前年度比1,639万4,000円の減となっております。減少の要因はふるさと応援基金積立金の減が主なものでございます。こちらはふるさと納税制度の業務及び商工会振興事業補助金等の商工業振興に係る経費でございます。その中で新規事業といたしまして、節13委託料に本町及び特産品の認知度の向上を図り、あわせて商品の販売拡大を目的としたふるさと納税PR業務委託料

1,400万円を計上いたしました。

次の64ページをお願いいたします。目3観光費は3,811万3,000円でございます。前年度比1,151万2,000円の増となっておりますが、これは観光施設の維持管理に伴う修繕料の増が主な要因でございます。こちらは、観光施設の管理運営等に係る費用で、くにの松原芝生広場の芝刈りに係る賃金を計上するなど、説明欄に記載の各事業を計画しております。その中で新規事業といたしまして、次の65ページをお願いいたします。説明欄の一番上になりますが、本町の地域資源を映像や漫画といったコンテンツを活用して本町の活性化につなげるために、地域資源を活用したコンテンツ作成業務委託料200万円を計上しております。また、大隅4市5町が連携し、広域観光を推進するため、節19負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下でございます株式会社おおすみ観光未来会議負担金207万4,000円と、節24投資及び出資金に、法人設立に伴う出資金25万円を計上いたしました。

次に69ページをお願いいたします。款7土木費、目4定住促進住宅管理費に1,385万8,000円を計上いたしました。これは、子育て支援定住促進住宅「なのはなタウン」の借上料等でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、一般会計の最後になりましたが、総務課関係の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

款2総務費でございます。目1一般管理費は3億2,237万1,000円でございます。主なものは、町長等の特別職2名のほか総務課、会計課及び企画調整課職員をあわせました計31名に係る人件費でございます。前年度比で増となっておりますが、増加の主な要因は一般管理費に計上した職員数の増によるものでございます。

次に31ページをお願いいたします。目2文書費は1,576万円を計上しております。主なものは、郵便や電話料などの通信運搬費のほか、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料でございます。次に目4財政管理費は623万2,000円でございます。これは財政事務に要する経常経費でございますが、主なものは財政調整基金等の積立金でございます。目6財産管理費は4,512万1,000円でございます。前年度比で減となっておりますが、減少の主な要因は、29年度に実施した庁舎の耐震補強と工事実施設計業務が完了したための減でございます。

次に33ページをお願いいたします。目8交通安全対策費は390万6,000

円でございます。主なものは節15工事請負費のカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設工事250万円でございます。目9防犯対策費107万8,000円は、志布志地区防犯協会負担金が主なものでございます。

次に35ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は、4,785万7,000円でございます。これは、電算システムの維持管理に要する経費でございます。

新規としまして、次の36ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金の上から5行目、自治体クラウド負担金95万2,000円を計上しております。目14諸費の総務課関係は、節8報償費から節19負担金補助及び交付金までの部分で、これは交通災害共済加入事務と自衛官募集事務に係る経費でございます。

次に39ページをお願いいたします。項4選挙費、目1選挙管理委員会費、次の目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

次に40ページをお願いいたします。目3町議会議員選挙費は59万7,000円を、次の目4県議会議員選挙費は268万7,000円を計上しております。次の目、町長選挙費は廃目でございます。

次に70ページをお願いいたします。款8消防費、目1常備消防費2億378万4,000円は大隅曾於地区消防組合負担金でございます。減少の主な要因は、志布志消防署における救急車導入が完了したための減でございます。目2非常備消防費は6,022万9,000円でございます。前年度比で減となっておりますが、減少の主な要因は、野方分団の水槽付消防ポンプ車導入が完了したための減でございます。

次に71ページをお願いいたします。目3防災対策費は、1,640万6,000円を計上しております。新規としまして、節18備品購入費の1行目、全国瞬時警報システム機器254万9,000円でございますが、国のシステム更新に伴い新型の受信機を導入する予定でございます。

次に86ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と、目2利子の合計額で9億1,388万5,000円を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わりました。次に歳入を御説明いたしますので9ページをお願いいたします。

款1町税でございますが、11億6,802万7,000円を計上しております。前年度比2.3%の増を見込んでおります。町民税個人や法人において、最近の景気動向や前年度の実績を見込ましての増でございます。

款2 地方譲与税は6,500万円で、前年度比10.2%の増でございます。国の地方財政計画を参考に、前年度の実績を見込ましての増でございます。

款3 利子割交付金は100万円、次の款4 配当割交付金は100万円、次の款5 株式等譲渡所得割交付金は70万円でございます。いずれも、前年度の実績を見込ましての増減でございます。

款6 地方消費税交付金は2億3,200万円で、前年度比13.5%の増を見込んでおります。

款7 ゴルフ場利用税交付金は700万円で、前年度比1.4%の減を見込んでおります。款8 自動車取得税交付金は900万円で、前年度比42.9%の増を見込んでおります。

款9 地方特例交付金は310万円で、前年度比24%の増でございます。前年度の実績を見込ましての増でございます。

款10 地方交付税は25億2,000万円で、前年度比2%の増を見込んでおります。国の地方財政計画や児童福祉に係る基準財政需要額を見込ましての増でございます。

款11 交通安全対策特別交付金は250万円で、前年度と同額を計上しております。

款12 分担金及び負担金は3,987万1,000円で、前年度比42.1%の減でございます。減少の主なもの、認定こども園等に係る施設型給付費利用者負担金の減でございます。

款13 使用料及び手数料は8,130万1,000円で、前年度比3.2%の増でございます。主に農道など町有財産にある工作物等に対する使用料を新たに計上したための増でございます。

款14 国庫支出金は、8億6,157万1,000円で前年度比8.5%の増でございます。主に町内の認定こども園数が増加する見込みに伴う施設型給付費負担金の増を見込んでおります。

次に10ページをお願いいたします。款15 県支出金は6億9,604万1,000円で、前年度比5.4%の増でございます。国庫支出金と同じく、施設型給付費負担金やクロスカントリーコース整備のための県地域振興推進事業補助金等を見込ましての増でございます。

款16 財産収入は1,762万5,000円で、前年度比12.1%の増でございます。主に財政調整基金の一部について定期預金運用から債券運用への切り替えに伴う運用益を見込ましての増でございます。

款17 寄附金は10億3,000円で前年度と同額でございます。なお、この中

でふるさと納税寄附金を10億円計上しております。

次に款18繰入金は、5億8,166万3,000円で、前年度比5.8%の増でございます。主なものは、財政調整基金繰入金の増でございます。なお、ふるさと応援基金繰入金につきましては、小中学校に空調と照明設備を設置するカーボン・マネジメント強化事業などの事業に活用させていただく予定でございます。

款19繰越金は、前年度と同額の3,000万円でございます。

款20諸収入は2億7,115万5,000円で、前年度比619.6%の増でございます。主にカーボン・マネジメント強化事業補助金を計上したための増でございます。

款21町債は4億6,160万円で前年度比7%の減でございます。過疎対策事業債など、各種事業に応じて計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございますが、合宿施設等整備事業でございます。内容につきましては、括弧書きにあります校舍等解体及び消防詰所等整備事業でございますが、平成31年度までの期間で総額2億6,992万8,000円を限度額としてお願いするものでございます。本事業につきましては、通称PFI法及び町スポーツ振興ゾーン整備計画に基づきまして、陸上競技に関連する合宿施設などを整備するものでございます。整備に向けた第1段階といたしまして、まずは旧菱田中学校校舎や武道館等の解体から着手し、敷地を確保するとともに、菱田分団消防詰所を新設する計画でございます。新年度で債務負担行為を設定させていただきまして、民間事業者からの提案を受ける予定でございます。

次に第3表、地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債まで、合計で4億6,160万円を計上しております。表の上段の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧いただきたいと思います。どのような事業に活用されるかにつきましては、27ページの款21町債の説明欄に記載されております。1行目の自治公民館運営補助金をはじめとする各事業となっているところでございます。また、87ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に、議案第7号について、補足説明を求めます。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、国民健康保険事業特別会計について、御説明いたします。

事項別明細書によりまして歳出から説明いたしますので、予算書の13ページを

お願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費は432万5,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節12役務費の215万1,000円で国保連合会に支払う手数料等でございます。項2徴税費は52万4,000円を、項3運営協議会費には15万5,000円を計上しております。

次に款2保険給付費、項1療養諸費は次の14ページまででございますが、これは一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料等ございまして、合計で11億7,512万2,000円を計上いたしました。対前年度6,599万1,000円の減となっております、相対的な医療費の減額によるものと考えられます。次の項2高額療養費は一般被保険者と退職被保険者等の高額療養費及び高額合算療養費ございまして、合計で1億8,854万1,000円を計上いたしました。これにつきましても、対前年度より減額となっております。

次に15ページをお願いいたします。中段の項4出産育児諸費は、10人の出生を見込みまして420万3,000円を、次の項5葬祭諸費は80万円を計上いたしました。なお、款2保険給付費のうち医療費に係る直積的経費を除くと13億5,992万1,000円ございまして、これは本町の被保険者の医療費に係る費用でございますが、後ほど歳入で御説明いたします保険給付費等交付金のうちの普通交付金としまして県から同額を全額交付されるものでございます。

次に15ページ下段からの款3国民健康保険事業納付金は、制度改正によりまして新たに創設されました県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費分は3億587万6,000円を、16ページ上段の項2後期高齢者支援金等分は9,747万1,000円を、次の項3介護納付金分には、3,649万円を計上いたしました。

以上、納付金の合計額は4億3,983万7,000円となっております。これを平成30年度から県に納付するものでございまして、この財源は国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

次の款4共同事業拠出金は、退職者医療事業分担金としまして、目1共同事業拠出金に頭出しとしまして1,000円計上してございまして、高額医療費共同事業拠出金以下3つの目につきましては、平成30年度から県が拠出することとなりますことから、廃目するものでございます。

次に17ページをお願いいたします。款5保健事業費、項1保健事業費は716万7,000円を計上いたしまして、目1保健衛生普及費566万7,000円は臨時職員賃金及びレセプト点検共同事業手数料などが主なものでございます。また、

目2 疾病予防費150万円は、人間ドック等の受診に係る健康診断助成金でございます。次の項2 特定健康診査等事業費1,854万6,000円の主なものは、特定健診等に係る臨時職員賃金及び特定健診業務委託料でございます。

次に款6 基金積立金は、新たに目1 国保給付準備積立基金積立金として16万5,000円を計上いたしまして、従前の目、準備基金積立金につきましては廃目するものでございます。

次の18ページをお願いします。款7 公債費は、項1 公債費としまして新たに設けまして、資金の一時借入れの際の利子でございます。これによりまして従前の項、一般公債費は廃項するものでございます。款8 諸支出金は1,769万円を計上いたしました。これは保険税の過誤納金等に伴う還付金及び療養給付費等の過年度分返還金でございます。なお、目3 療養給付費等負担金償還金から目5 特定健康診査等負担金償還までにつきましては、これまで下の目、償還金としてまとめて計上しておりましたものを、それぞれ目として計上いたしましたことから、従前の目償還金は廃目するものでございます。

19ページをお願いいたします。款9 予備費は85万5,000円を計上いたしました。なお、以下の款後期高齢者支援金等から款介護納付金までにつきましては、平成30年度以降は県が拠出することになりますことから、廃款するものでございます。

以上で歳出を終わりました。次に歳入を御説明いたしますので8ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしまして3億1,473万円を計上いたしました。対前年度比1%の減額となっております。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金は13億7,906万7,000円を計上しております。節1 保険給付費等交付金普通交付金13億5,992万1,000円は歳出で御説明しましたとおり、医療給付費に対応するものでございます。節2 保険給付費等交付金特別交付金は1,914万6,000円でございます。そして目、県財政調整交付金につきましては、廃目するものでございます。また、次の項、県負担金も廃項するものでございます。

次に款4 財産収入は利子及び配当金として16万4,000円計上いたしました。

次に款5 繰入金、項1 他会計繰入金は10ページ上段まででございますが、1億3,036万9,000円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金が合計で9,413万7,000円及び、次のページ最上段の節5 財政安定化支援事業繰入金の3,000万円でございます。これは、これまでそれぞれ

目として計上しておりましたものを、目1一般会計繰入金として計上しましたことから、10ページ上段の目保険基盤安定繰入金から目財政安定化支援事業繰入金までにつきましては廃目するものでございます。

次の款5繰入金、項2基金繰入金の目準備基金繰入金につきましても、整理により廃目するものでございます。

款6繰越金、項1繰越金としまして、3,100万円計上いたしました。このため目、その他繰越金は廃目するものでございます。

次の款7諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は一般被保険者及び退職被保険者等の延滞金を、目1延滞金として120万2,000円を計上いたしました。これによりまして、従前の目、一般被保険者延滞金及び11ページ上段の目、退職被保険者等延滞金につきましては、廃目するものでございます。

11ページをお願いいたします。項2預金利子及び項3受託事業収入は、頭出しの1,000円をそれぞれ計上いたしました。次の項4雑入は合計で160万6,000円を計上いたしました。

次の款、国庫支出金から12ページの款、共同事業交付金までにつきましては、平成30年度から県が受け入れることとなりますことから、廃款するものでございます。

以上で説明を終わりますが、予算書の最終ページの20ページに、給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に議案第8号について、補足説明を求めます。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、後期高齢者医療特別会計について、御説明いたします。

事項別明細書によりまして、歳出から御説明いたしますので、予算書の8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金1億6,365万円を計上いたしました。対前年度4.5%の減額となっております。これは被保険者から徴収した保険料と、保険基盤安定分担金を広域連合に納付するものでございます。

次に款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金20万円は、保険料の還付金でございます。

以上で歳出を終わらしまして、次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料8,712万8,000円は被保険者に係る保険料でございます。

次に款3繰入金、項1一般会計繰入金7,652万円は保険料軽減に対しての負

担分を繰り入れるものでございます。

款4繰越金、款5諸収入の目1延滞金につきましては、頭出しの1,000円を計上いたしました。このページの一番下になりますが、款5諸収入、目1償還還付金は20万円を計上いたしました。

最後に7ページの目1預金利子及びその次の目1雑入につきましては、それぞれ頭出しで1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に議案第9号について、補足説明を求めます。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものについて、御説明いたします。

事項別明細書によりまして、まず歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費66万7,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理のための国保連合会の手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は11ページの上段まででございますが、合計で15億1,867万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、7,800万円の増額となっておりますが、10ページの目1居宅介護サービス給付費、目3地域密着型介護サービス給付費及び目5施設介護サービス給付費の増加によるものでございます。なお、目1居宅介護サービス給付費から目6特例施設介護サービス給付費までは、要介護者を受けたサービスに対しましての保険給付費でございます。

次に11ページをお願いいたします。項2介護予防サービス等諸費は12ページ上段まででございますが、合計で4,965万円を計上いたしました。これは要支援者が受けるサービスに対しましての保険給付費でございまして、対前年度1,596万円の減となっております。

次に12ページの中ほどになりますが、項4高額介護サービス等費は合計で4,836万円を計上いたしました。これは利用者負担が一定額を上まった場合の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。次に項5高額医療合算介護サービス等費は合計で630万円を計上いたしました。これは、介護分と医療分を合算して当該自己負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に13ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で9,385万5,000円を計上いたしました。これは要介護者等が介護保険の3施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、所得段階に応じて利用者の居住

費や食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は合計で2,975万6,000円を計上いたしました。これは要支援者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次に14ページをお願いいたします。項2一般介護予防事業費に673万5,000円を計上いたしました。高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施や、ふれあいサロン活動事業及びころばん体操をはじめとしました介護予防事業等の実施に係る報償費及び委託料が主なものでございます。次に項3包括的支援事業・任意事業費は次の15ページまででございますが、合計で2,378万6,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や認知症対策及び生活支援コーディネーターの設置に係る経費が主なものでございます。

次の16ページをお願いいたします。款6諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款7予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。それぞれ款で御説明いたします。款1保険料、これは第1号被保険者の保険料でございますが、3億3,189万3,000円を計上いたしました。対前年度比16.5%の増となっておりますが、これが条例改正議案でも上程しております、介護保険料の見直しによるものが主な理由でございます。

次に款3国庫支出金は、項1国庫負担金として2億9,138万5,000円を、項2国庫補助金は1億8,456万2,000円を計上いたしました。

次に款4支払基金交付金は4億5,948万5,000円を計上いたしました。

次の8ページになりますが、款5県支出金は、項1県負担金として2億5,037万8,000円を、項2県補助金として1,076万2,000円を計上いたしました。

次に款6繰入金は、一般会計からの繰入金として2億2,460万円を計上いたしました。

次に款7繰越金は2,835万9,000円を、次の款8諸収入は次の9ページまででございますが、頭出しで2,000円または1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に議案第10号について、補足説明を求めます。

○水道課長（高田利郎君） それでは、水道事業会計について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量でございます。給水戸数6,750戸、年間総給水量158万3,000立方メートル、1日平均給水量は

4,330立方メートルでございます。主要な建設改良事業は、町道木入道下原線牧地区配水管布設替工事を計画しております。

第3条は、収益的収入及び支出でございますが、詳細につきましては、後ほど御説明いたしますので、款のみの説明とさせていただきます。

収入の第1款、水道事業収益は2億2,768万4,000円でございます。支出の第1款水道事業費用は2億736万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款、資本的収入は1,147万3,000円でございます。支出の第1款、資本的支出は1億1,774万7,000円でございます。なお、第4条、本文の括弧書きは補填財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして、1億627万4,000円不足いたしますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額512万3,000円と、当年度分損益勘定留保資金7,614万7,000円、減債積立金802万8,000円と建設改良積立金1,697万6,000円で補てんするものでございます。第5条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めております。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4,212万2,000円と交際費1万円でございます。第8条、他会計補助金は、一般会計からの簡易水道企業債の償還に係る補助金480万6,000円でございます。第9条では、たな卸資産の購入限度額を491万6,000円と定めております。

それでは、予算説明書で説明いたしますので、22ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の主なものについて、収入から御説明いたします。款1水道事業収益、項1営業収益、目1の給水収益は水道料金でございますが、2億1,001万4,000円を見込んでおります。項2営業外収益、目2補助金97万7,000円は簡易水道企業債償還金の利息相当分の一般会計からの補助金でございます。目4長期前受金戻入1,467万2,000円は、負債に計上してあります過去に受けた補助金で、平成29年度減価償却金額分を長期前受金から振り替えて、収益化するものでございますが、収益として計上いたしますけれども、現金の増加はございません。

23ページをお願いします。項3特別利益、目1から目3まで過年度損益修正益、貸倒引当金戻入益、賞与引当金戻入益は頭出しでございます。

24ページをお願いいたします。支出の主なものについて御説明いたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費4,049万9,000円は水源池や送水施設の運転、維持管理等に必要な経費を計上しております。節4賃金、640万4,000円、節15手数料390万6,000円等が主なものでございま

す。目2配水及び給水費3,349万1,000円は配水及び給水施設の運転、維持管理に必要な経費を計上しております。節1給料から節3法定福利費までの職員1名分の人件費と、節14委託料252万3,000円、修繕費の1,257万1,000円が主なものでございます。次に目3総係費4,207万円は水道事業運営に係る事務的経費を計上しております。節1給料から節3法定福利費までは職員3名分の人件費と、26ページをお願いします。節4賃金316万5,000円、節14委託料676万1,000円が主なものでございます。目4減価償却費7,514万4,000円は有形固定資産の減価償却費でございます。目5資産減耗費100万3,000円は固定資産の除却費とたな卸資産減耗費でございます。

27ページをお願いいたします。項2営業外費用の目1支払利息及び企業債取扱諸費401万5,000円は、企業債の償還利息などでございます。目2消費税及び地方消費税880万円は、消費税の納付予定額でございます。項3特別損失の目1過年度損益修正損は30万円、項4予備費、目1予備費は200万円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1補償金、目1補償金459万8,000円は、道路改良工事に伴う配水管布設替工事の補償金でございます。項2負担金、目1他会計負担金304万6,000円は、消火栓設置工事の負担金でございます。項3補助金、目1補助金382万9,000円は簡易水道企業債償還金の元金償還分の一般会計からの補助金でございます。

29ページをお願いします。支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1の建設改良事業費8,327万円は町内に給水するための水道資産建設に係る経費でございまして、主なものは節1給料から節3法定福利費までの職員1名分の人件費と、節4工事請負費6,165万4,000円、節5委託料の1,504万4,000円が主なものでございます。目2営業設備費32万2,000円の主なものは、節1量水器購入費21万1,000円でございます。項2企業債償還金、目1元金償還金2,915万5,000円は水道企業債元金償還金でございます。項3予備費は500万円を計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与明細書等を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小野光夫君） 次に議案第11号について、補足説明を求めます。

○水道課長（高田利郎君） 続きまして、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

事項別明細書で説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目1 下水道総務費2,425万5,000円でございますが、節2の給料から節4 共済費までは職員2名分の人件費でございます。節1 1 需用費42万8,000円は下水道納付書代とその印刷費や窓空き封筒代が主なものでございます。節2 7 公課費342万3,000円は消費税納付予定額でございます。次に目2 維持管理費の2,388万7,000円でございますが、大崎クリーンセンターとマンホールポンプ場等の維持管理に必要な経費を計上しております。節1 1 需用費857万1,000円は下水の浄化に必要な消耗品費、それから光熱水費が主なものでございます。

10ページをお願いいたします。節1 3の委託料1,362万1,000円はクリーンセンターの維持管理業務委託料や水質検査業務委託料等でございます。節1 4 使用料及び賃借料130万4,000円は、機械借上料とマンホールポンプ監視システム使用料でございます。目3 下水道整備費1,272万6,000円でございます。節1 3 委託料682万6,000円は、都市計画等下水道事業計画変更認可業務委託料でございます。節1 5の工事請負費590万円は、丸尾地区それから堂地地区の公共下水道枝線建設工事費でございます。

款2 公債費、項1 公債費、目1 元金1億2,441万1,000円は、地方債の償還元金。目2 利子2,362万5,000円は、地方債の償還利子と一時借入金の支払い利息でございます。

款3の予備費に100万円を計上しております。

続きまして歳入を御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 下水道費負担金73万9,000円は、受益者負担金でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 の下水道使用料は3,134万8,000円でございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 の他会計繰入金1億3,957万4,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

款5 繰越金、項1 繰越金は1万円の頭出しでございます。

8ページをお願いいたします。最後の款7 町債、項1 町債、目1 公共下水道事業債3,820万円でございますが、資本費平準化債の借入でございます。

前に戻りまして、4ページをお願いします。ただいま説明いたしました歳入の町債でございます。歳入の起債の目的は公共下水道事業債、資本費平準化債で限度額は3,820万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については各欄を御覧ください。

以上で説明を終わりますが、11ページ以降に給与費明細書等が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小野光夫君） これより、質疑に入ります。

まず、議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」歳入歳出全般について質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） これは特別委員会付託の予定ではありますが、審議する上で必要でありますのでお伺いしておきます。1点だけ。

歳入の部分です。まず、地方特例交付金、これが24%増。それから地方交付税の増額も見込まれておりますが、これの要因について詳しく詳細にお示しをください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） 地方特例交付金については、24%の増。これについては、30年度も前年度と同様に住宅借入金の特別控除のみが交付金の対象ということで、前年度の実績を参考にしながら算定したところでございます。

続きまして、款10地方交付税のほうについては、2%の増を見込んでおりますが、これも国の地方財政計画、それと児童福祉に係る基準財政需用額、これは町内の認定こども園数が1園から5園に増えることに伴い、施設型給付費が大幅な増となることから、普通交付税の増額につながったということで、増額をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小野光夫君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「平成30年度大崎町水道事業会計予算」収入支出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第7号、議案第8号、議案第9号は会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号の審査方法についてお諮りします。

議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」について、平成30年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしましと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」は、平成30年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらに、お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君の指名をいたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を平成30年度大崎町一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定によ

り、委員長及び副委員長がともにいないときは議長が委員会召集日時、及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより、暫時休憩をとります。

-----○-----

休憩 午後2時08分

再開 午後2時13分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の指名を報告いたします。委員長に11番、神崎君、副委員長に1番、児玉君が選任されました。

-----○-----

**日程第16 議案第12号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について**

○議長（小野光夫君） 日程第16、議案第12号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定めるところにより、地域経済牽引事業を行う者について、その事業の用に供する施設に係る固定資産税の課税免除を行うこととするため、新たに条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

国は地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす、地域経済牽引事業を推進するため、これまでの企業立地促進法を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改め、あらかじめ都道府県が策定した基本計画に基づき、地域経済牽引事業を行おうとする事業者に対し、国税や地方税の課税特例などで設備投資を促進することとしております。このことを踏まえ、鹿児島県は対象区域や対象業者などを記載した基本計

画を策定し、昨年9月に国の認定を受けたことから、本町においても基本計画に基づく地域経済牽引事業に取り組む企業に対する優遇措置を整備するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例について順を追って説明させていただきます。

第1条では、今回の法改正の趣旨を踏まえ、地域経済牽引事業を後押しするため、基本計画に基づき設備投資を行う事業者に対して、固定資産税の課税免除を行うことについての趣旨を定めております。なお、今回の基本計画に定める促進区域は、原則として県内全域となっております。

第2条は、法に基づき基本計画の期間内において行われる設備投資に係る課税免除の対象施設、及び期間について定めております。対象となる事業は、電子、自動車、食品、健康医療、航空機、情報通信、環境エネルギー、観光の8分野で、事業者は基本計画の期間である平成29年9月29日から平成35年3月31日までに、対象施設を設置する必要があります。なお、課税免除の期間は3年間と定めております。

次のページをお願いいたします。第3条については、課税免除を受けようとする際の申請にかかる事項、第4条については課税免除の承認を受けた事業者に対し、その承認を取り消すまたは停止する際の要件を定めております。

第5条については、課税免除の特別措置の継承について定めたものでございます。

第6条では、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるという委任規定でございます。

最後に附則でございしますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○2番（稲留光晴君） 今の牽引事業ということで、8分野ということなんですが、今後そういう設備投資をする8分野の企業といますか、そういう設備会社が手を挙げるとか、そういう予定等はあるんですか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 今のところは、具体的には御相談は受けていないところでございます。

○議長（小野光夫君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定

により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第 17 議案第 13 号 大崎町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小野光夫君） 日程第 17、議案第 13 号「大崎町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正により、法律の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改められたことに伴い、条例の題名及び引用条項の移動に係る規定の整備を行うとともに、工場立地法に規定されております特定工場の緑地面積率の緩和措置が適応される区域を拡大するものでございます。

本条例は企業生産活動の支援措置の一環として、企業が町内で工場を建設する場合の緑地面積率の規制緩和と対象区域を定めたものでございます。これまで対象区域を工場立地法に定める特定工場がある神領益丸地区を範囲としておりましたが、今回、緑地面積率の規制緩和が必要と思われる特定工場がある永吉地区を追加しております。なお、国の基本方針において、これでの地区指定から番地指定に変更になったことから、第 3 条表中に該当する番地を記載しております。

最後に附則でございしますが、議案書の 7 ページを御覧ください。本条例は公布の日から施行するものでございしますが、法に基づく県基本計画の国の認定日が平成 29 年 9 月 29 日でございますことから、同日から遡及適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより、質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（小野光夫君） 日程第18、議案第14号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う規定の整備でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（川添俊一郎君） それでは大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正は、平成30年度から国民健康保険における財政責任主体が県になることに伴い、地方税法の国民健康保険税に係る改正がなされたことにより、条文を

整備するものでございます。条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第2条、課税額の定義についてでございますが、第1号の基礎課税額、第2号後期高齢者支援金等課税額、2ページになります、第3号介護納付金課税被保険者、それぞれ改正案のとおり定義づけるものでございます。

次の第2号から第4項につきましては、第1項に第1号から第3号までを新たに定義づけたため、それぞれ前項を第1号に、第1項を第1項第2号に、第1項を第1項第3号に改めまして、現行の第4項中のアンダーライン部分の「介護納付金課税被保険者」の定義につきましては、改正案の第1項第3号中に規定するため削るものでございます。

次の第5条の2、第1号中現行のアンダーライン部分「昭和33年法律第192号」は改正案の第1項第1号中に先に規定するため、削るものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました、次に今回の改正による施行期日等について、御説明いたします。条例案の2ページをお願いいたします。附則の1でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行し、附則の2は改正後の適用区分について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 議長（小野光夫君） これより、質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 2番（稲留光晴君） 1ページのナンバー1とナンバー2の中にですね、3までありますが、2の後期高齢者支援金等課税額の文章の上から3行目、「県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金などの納付に要する費用に充てる部分に限る」とこうありますが、充てない部分という意味合いもあると思うんですが、費用に充てる部分に限るというその説明を、どういうところが充てないのか。意味がちよっと。説明をしてください。
- 税務課長（川添俊一郎君） ここの部分につきましては、当然、後期高齢者の方々の医療費等もあります。介護についてもそうなんですが、ここの部分に関して言えば、国民健康保険税の部分に係る、その中の要するに、後期高齢者の支援金等の金額を計算した部分、要するに国保税に入る部分の後期高齢者支援金等の、その計算された金額の部分に限るという、この課税額を計算するときですけれども。お分かりですかね。分かりにくいでしょうか。
- 2番（稲留光晴君） 限るといふんじゃなくて、もう、従来と同じ考えでいいんですか。
- 税務課長（川添俊一郎君） はい。先ほど申しましたように、県が財政主体になるものですから、この県の納付金という形の部分が入ってきておりますので、ちよっと

分かりづらい部分があるかと思えますけれども、従来の国保税の算定の仕方と全く変わらない部分で計算はいたします。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第19、議案第15号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国民健康保険施行令が改正されることに伴い、大崎町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、県へ同様の協議会が新設されるため、県と市町村の責務を明文化するよう改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいようお願い申し上げます。なお、詳細につ

きましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは御説明いたします。まず、県において国保運営協議会が新設されまして、県と市町村の責務を明文化することとされたところがございます。また、閣議決定された地方分権推進計画によりまして、法令における組織、名称等は住民への分かりやすさに配慮した組織名称に留意することとされておりますことから、本条例を改正するものでございます。

まず、目次中の「この町が行う国民健康保険」を、「この町が行う国民健康保険の事務」に改めまして、第1章の章名、第1条の見出し及び第1条の本文中の「この町が行う国民健康保険」も「この町が行う国民健康保険の事務」に改正するものでございます。なお、目次、章名の下線部分と見出し及び本文中の下線部分の位置に違いがございますが、改正の手法によるものでございますので、御了解くださるようお願いいたします。

次に、目次中の「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めまして、先ほどと同様、第2章の章名、第2条の見出し及び本文中の「国民健康保険運営協議会」も「国民健康保険の運営に関する協議会」に、改正するものでございます。第5条につきましては、引用する法律文に錯誤がありましたことから、正式な法律名に改めるものでございまして、現行の「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改めるものでございます。

次に議案をお願いいたします。附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより、質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第15号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第20 議案第16号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第20、議案第16号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、保険料を徴収すべき被保険者に、国民健康保険制度から引き続き住所地特例となるものを追加するよう改めるものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、御説明いたします。

本案は、本条例の後期高齢者医療の住所地特例に関する規定を改正するものでございまして、これまでは国民健康保険の被保険者が入院や入所等によって町外に住所を変更され、国保における住所地特例とされていた方が、75歳到達により後期高齢者医療の被保険者となられた場合には、国保の住所特例が継承されずに、その時点の住所地の被保険者となることとされておりました。しかし、この場合、高齢者が多くおられる施設や病院等がある自治体の後期高齢者の被保険者が多くなり、その結果、保険給付に係る負担がその自治体に集中することになります。このことから、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によりまして、74歳以前に住所地特例により従前の住所地の国民健康保険の被保険者であった方について、後期高齢者医療の被保険者となった場合も引き続き従前の住所地の被保険者とするものとされましたことから、本条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、議案の次の新旧対照表をお願いいたします。第3条、第1項、第2号から第4号までにおきましては、これまでの

後期高齢者医療に係る住所地特例の規定に加えまして、平成30年4月1日から施行される高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、国保時代の住所地特例を後期高齢者になっても継続する規定の法第55条の2が追加されましたことから、新たな規定をそれぞれ挿入するものでございます。第5号につきましては、国保から新たに後期高齢者医療の被保険者となられた方の住所地特例の規定を新たに定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。附則の第2号から第6項までを削るものでございますが、これは、現時点で効力を失っているものでありますことから、本条例から削るものでございます。これに伴いまして、最後の第7項を第2項に繰り上げるものでございます。

次に議案をお願いいたします。附則といたしまして、本条例の施行を平成30年4月1日からとしております。以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 1 7 号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第 2 1、議案第 1 7 号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、介護保険法改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、居宅介護支援事業所を設置運営するための基準を定める条例の制定が必要となったため、本条例を制定するものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（小野光夫君） 暫時、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 3 7 分

再開 午後 2 時 3 9 分

-----○-----

○議長（小野光夫君） それでは、再開をいたします。町長。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。先ほど説明いたしましたのは間違っておりますので、全面取り消しをさせていただきます。

改めて説明をさせていただきます。

御説明いたします。本案は、介護保険事業の健全かつ適正な運営を図るための新しい大崎町介護保険事業計画が平成 3 0 年 4 月から実施されることに伴い、6 5 歳以上の被保険者に係る介護保険料率の条文の一部を改訂するほか、所要の改正をするものであります。高齢者の増加等に伴う介護給付費の上昇により、介護保険料の引き上げは回避できない状況であり、近隣市町村の状況も勘案しながら介護保険事業計画策定委員会において慎重に審議していただいておりますが、その結果をもとに保険料率を改正するものであります。併せまして、介護保険法改正に伴いまして、市町村による質問検査権が第 2 号被保険者の配偶者等までその対象範囲は拡大されたことにより、改正するものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、御説明いたします。

3 年に 1 回実施しております介護保険事業計画策定にあわせまして、介護給料を

見込み、介護保険料につきましても検討することとなっておりますが、高齢者の増加に伴いまして介護給付費は毎年増加している状況でございます。このことから、御提案しております議案につきましては、介護保険料の見直しが主なものとなっております。なお、介護保険料につきましては、介護報酬が0.54%引き上げられること、またこれまで介護給付費総額の22%を第1号被保険者の保険料とすることとされておりましたが、その割合を23%とすることとされたこと、さらに介護給付費の増加に伴いまして、保険料を見直さざるを得ない状況となっていることを御理解いただきたいと思います。

それでは、本条例の改正内容につきまして御説明いたしますので、議案の2枚目の新旧対照表をお願いいたします。第2条、保険料率の改正でございます。第1項の新旧対照表の下線部分でございますが、1行目は保険料率の適用期間を現行の平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から平成32年度までに改めるものでございます。第1号でございますが、保険料を3万4,200円から3万9,000円に改めるものでございます。第2号及び第3号は、同じく5万1,300円を5万8,500円に、第4号は6万1,560円を7万200円に、第5号は6万8,400円を7万8,000円に、第6号は8万2,080円を9万3,600円に、第7号は8万8,920円を10万1,400円に、第8号は10万2,600円を11万7,000円に、第9号は11万6,280円を13万2,600円に、それぞれ改めるものでございます。なお、現行では第5号の6万8,400円を保険料の標準額としておりまして、月額5,700円としていたものを改正後は7万8,000円が標準額となりまして、月額の保険料を6,500円とするものでございます。

次に、第2項につきましては、低所得者の保険料軽減措置でございまして、その適応年度を下線部のとおり「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、その保険料を3万780円から3万5,100円に改めるものでございます。

次に第15条でございますが、介護保険法第202条に規定しておりました被保険者の世帯等に対する調査の範囲が、これまで第1号被保険者の世帯等に限られたものが被保険者全体に拡大されたことに伴いまして、本条例におきまして現行の「第1号被保険者」とあるのを「被保険者」と改めるものでございます。

次に議案をお願いいたします。附則でございますが、第1項におきまして、本条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。第2項におきましては、保険料につきましても経過措置でございまして、

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（小野光夫君） これより、質疑に入ります。何か質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑はこれをもって終結いたします。  
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第22 議案第18号 大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第22、議案第18号「大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、介護保険法改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、居宅介護支援事業所を設置・運営するための基準を定める条例の制定が必要となったため、本条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、御説明いたします。本案は、介護保険法が改正されたことによりまして、ケアマネージャーが在籍する事業所が要介護者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村に移譲されたことに伴いまして、その設置・運営するための基準を定める条例の制定が必要になりましたことから、本条例の制定を御提案するものでございます。

それでは条例案の御説明をいたします。第1条では、趣旨を定めてございます。第2条は介護保険法第79条第2項第1号におきまして、居宅介護支援事業所を行うものは市町村が定めたものであることと規定されておりますことから、本条例で定めるものは法人とするものでございます。第3条は、事業所の人員及び運営に関する基準を定めたものでございまして、第1項では条例に特別の定めがない限り国が定めた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を準用することとしております。第2項は、第1項の国の基準と相違する基準を定めたものでございまして、国の基準では利用者の関係書類の保存期間を完結した日から2年間としてありますが、過払いに関する国保連合会を通じた過誤処理ができる期間が5年間で

ありますことから、関係書類の保存期間を5年間とするものでございます。第4条は、委任規定でございます。

最後に附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

### 日程第23 議案第19号 地域活性化施設野方あらさのの指定管理者の指定について

○議長（小野光夫君） 日程第23、議案第19号「地域活性化施設野方あらさのの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき、次のものを地域活性化施設野方あらさのの指定管理者として指定するものでございます。指定管理者は鹿児島市東谷山三丁目34番33号、株式会社ローソン南九州でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものであり、同条第6項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは、まず指定管理者の選定経緯について御説明いたします。

指定管理者の選定につきましては、地域活性化施設野方あらさのの設置及び管理に関する条例第6条を根拠とし、また当該施設が24時間の管理を必要とする一方、収入が発生しないことから、効率性・経済性を考慮し、大崎町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条第1項第4号及び第2項の規定に基づき、非公募により併設の地域振興施設のテナント事業者である、株式会社ローソン南九州に申請書の提出を求めたところでございます。申請書の提出を受けまして、副町長を委員長とする外部の有識者2名を含む指定管理候補選定委員会を開催し審

査した結果、株式会社ローソン南九州が候補者として選定されたところでございます。その後、委員会から町長に対しまして、指定管理候補者として推薦されたことから、本日議案として提案させていただいたところでございます。

なお、議会の議決をいただいた場合には協定書の締結、告示を行いまして、平成30年4月1日から指定管理者としてお願いするという手順となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第19号「地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について」は可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第20号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第25 議案第21号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（小野光夫君） 日程第24、議案第20号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」、日程第25、議案第21号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。今回、提出いたしました議案第20号及び第21号は、本町の保健福祉課で所管する二つの施設につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第20号は大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者は大崎町假宿1870番地、社会福祉法人大崎町社会福祉協議会、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするものでございます。

次に、議案第21号は、大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者は大崎町假宿1870番地、公益社団法人大崎町シルバー人材センター、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、御説明いたします。

まず、指定に至りましたこれまでの経緯について、御説明いたします。現在、大崎町老人福祉センター及び大崎町シルバーワークプラザの指定管理者につきましては、平成27年4月1日から本年3月31日までの3年間は指定の期間となっております。このことから、社会福祉協議会及びシルバー人材センターより申請を受け、平成30年4月1日からのこの二つの施設の指定管理者を選考するため、まず選定委員会の委員を選定いたしました。委員の構成は、指定委員会設置要綱に基づきまして、副町長を委員長として内部から総務課長、そして担当課の課長として私が入りまして、また外部からの委員としまして決算書、財務書表、経営状況等を適格に把握できる方2名をお願いして、以上5名で選定委員会を構成いたしました。そして、その選定委員会を2月15日に役場にて開催いたしまして、募集の方法、指定の期間、指定管理の基準等について審議していただきました。その結果、指定管理者制度に係る運用指針、ならびに指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づきまして、前回と同様、募集の方法につきましては非公募で、指定の期間は3年ということに決定されました。その後、指定管理候補予定者の大崎町社会福祉協議会及び大崎町シルバー人材センターの職員から、それぞれ管理運営等の説明を受け、内容等の確認、質疑をいたしまして、全員でそれぞれの項目についての採点をいたしました。その結果、二つの団体とも委員会で事前に決定しておりました基準をクリアしましたことから、委員会としましては大崎町老人福祉センターが大崎町

社会福祉協議会の、また大崎町シルバーワークプラザが大崎町シルバー人材センターのそれぞれの施設の指定管理の候補者として、決定をみたところでございます。それを受けまして、2月15日正式に選定委員会から町長に報告いたしましたあと、町長の決裁を完了しましたことから、両団体には結果の通知をしたところでございます。そして、本日最後の手続きでございます議会の議決をいただきまして、その後、協定の締結、告示を経まして平成30年4月1日から指定管理者としてお願いするという手順となっているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小野光夫君） これより、質疑に入ります。

まず、議案第20号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号及び議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第20号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第20号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は可決されました。

続いて、議案第21号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」討論の御希望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」は可決されました。

—————○—————

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。

—————○—————

散会 午後2時58分

第 2 号

3 月 1 4 日 (水)

## 平成30年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月14日  
午前10時00分開議  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番，10番）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号 平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 4 議案第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 5 議案第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 6 議案第4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 議案第5号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
(文教経済常任委員長報告)

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 児 玉 孝 徳 | 7番 中 山 美 幸  |
| 2番 稲 留 光 晴 | 8番 上 原 正 一  |
| 3番 諸 木 悦 朗 | 9番 中 倉 毅    |
| 4番 宮 本 昭 一 | 10番 長 重 充 輝 |
| 5番 中 倉 広 文 | 11番 神 崎 文 男 |
| 6番 吉 原 信 雄 | 12番 小 野 光 夫 |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	川 畑 定 浩
副町長	東 條 政 春	耕地課長	福 永 敏 郎
教育長	藤 井 光 興	建設課長	徳 禮 勝 矢
会計管理者	東 正 隆	農委事務局長	大 地 敏 郎
総務課長	中 倉 幸 二	水道課長	高 田 利 郎
企画調整課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	本 高 秀 俊
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	中 村 富士夫
保健福祉課長	今 吉 孝 志	税務課長	川 添 俊一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	岡 留 和 幸
議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、中倉毅君、及び10番、長重充輝君を指名いたします。

-----○-----

○議長（小野光夫君） ここで、町長からの発言許可の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

○町長（東 靖弘君） 3月6日、第1回大崎町議会定例会におきまして、議案第1号、平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）についての中山議員の質問に対し、管理課長の行った答弁と3月8日に開催の平成30年度大崎町一般会計予算特別委員会での児玉議員からの関連のある質問の答弁に相違がありましたので、訂正をお願いするものでございます。

訂正の内容につきましては、管理課長が説明いたします。

○教委管理課長（本高秀俊君） 説明いたします。

3月6日の本会議での議案第1号、平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）について、中山議員から、野方小学校校舎等大規模改造工事についての質問があったところでございます。特別教室への空調設備の設置は考えていないかとの質問であり、特別教室は使用頻度が低いことから、現時点での設置の計画はないとの答弁をいたしました。なお、大丸小学校以外の学校については、環境省のカーボンマネジメント強化事業で実施する予定と答弁したところでございます。しかしながら、3月8日開催の平成30年度一般会計予算特別委員会で、児玉議員から、小中学校の空調設備について、特別教室には空調設備は設置しないことの確認の質問がございましたが、中学校の特別教室では、音楽室、理科室等に一部設置する予定であると答弁したところでございます。

本会議場と特別委員会での答弁に相違がありますが、本会議場の答弁につきましては、小学校に係る空調設備の設置と、私の勘違いによる答弁でございましたので、私の説明不足により誤解を与えてしまいました。誠に申し訳ありません。訂正して、お詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。

-----○-----

## 日程第2 一般質問

○議長（小野光夫君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順に許可いたします。まず、2番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○2番（稲留光晴君） おはようございます。日本共産党の稲留です。質問通告事項、以下4点について質問をいたします。明確な答弁を求めます。

最初の1番目の、国保税についてでございます。

とし4月より、国保税は県単位となり、県がお金を握ることになります。町は事務的な仕事、国保税を徴収することは変わらないわけですが、県へ国保事業費納付金として支払うことになります。そこで、これまで、国保税の負担軽減の議論はどう進められてきたのかをお尋ねをして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 平成30年度からの国民健康保険事業、国保税等については、県及び国保連合会並びに市町村で構成する国保新制度移行準備連絡会議の中で、最終的な住民負担の観点を踏まえ、算定方式や賦課割合、激変緩和措置等について協議がなされております。

保険給付費の抑制こそが国保事業納付金の削減、ひいては被保険者の皆様の負担軽減につながると考えております。このことから、本町におきましては平成28年度に保健師4名を採用し、特定健診や特定保健指導を強化し、また重複頻回受診者等への戸別訪問を充実させるなど、総合的な医療費の抑制に係る対策を実施しているところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今の町長の説明に当たりまして、私は平成29年9月議会で町長への質問を行っておりますが、保険料の急激な値上げがないよう激変緩和策で、納付額が決定したら繰り入れる必要性を考える。また、保険者努力項目を示せということでございます。保険者努力により、標準保険料率より低い料率を設置でき、納付金は低く設定できる。この評価項目は何かということで説明をいたしまして、保健福祉課長が、平成28年度保険者努力支援制度により、本町は345点満点中226点を獲得し、217万1,000円の交付を受けたという、こういう保健課長の答弁であります。

保健師等を採用して、こういった保険者努力をされているわけですが。345点満点中226点ということでございますけども、私たちはこれがどのくらいのいい点数なのかということとはわからないわけですが、100点満点にすると65点の数字ということになるんですね。ですから、こういう数字的なことで、保険者努力の支援によって低い料率を設定できるとか、こういった住民の負担軽減、今ありまし

た負担軽減策をやっているということですので、客観的手法でやっぱり評価をすべきだというふうに私は思っております。やはりこれまで取り組んでこられたこういう数字化を、今現在、どういうふうな方向で、議論といいますか、100点満点で65点という数字なんですね、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、お答えいたします。

ただいま、保険者努力支援制度についての点数についての御質問がございましたが、この点数につきましては、私どもも県に対しまして、どれが一番いいのか、100点満点があるのか、例えば100点満点だった場合にいかほどの交付金があるかということの御質問をいたしましたけれども、県におきましても、国の総体的な点数によって配分されるので、幾ら県に来るかわからないということで、結果的なことで、先ほどの金額になったところでございますが、数字的な指標で申しますと、先ほど町長が答弁しましたとおり、保健師を4名採用されておまして、その効果がどうかははっきりとは言いきれないとは思いますが、保険者努力支援制度の中に特定健診の受診率についても記載がございますので、それにつきましても平成28年度が42%の受診率であったのが、平成29年度は45%に届きそうなところでございますので、それについてはそれが直接的に医療費に効果があるかということも検証はされていないところですが、住民の方々の健康意識の向上にはつながって、今後、医療費の抑制、重度化、重複受診等の抑制にはつながると考えておりますので、数字的にはその特定健診率が、今出ているところでございます。

○2番（稲留光晴君） 我々、一般的にですよ、やっぱり数字で評価するわけですよ。繰り返しになりますが、345満点中とこの中で幾ら点数を獲得したかということになるわけですよ。今言ったように65点とかいう数字が、ほかの自治体と比べてどうなのかと。それによって交付金は決められると、217万1,000円ということになるわけですよ。

今、保健課長の、特定健診が3%上昇したと。そのほかにも保険者手法項目にはですね、ほかにもいろいろあるわけですね、申し上げるまでもなく。8項目ぐらいあるわけですね。ですから、これだけで判断は当然できないわけですよ。特定保健指導の受診率、がん検診、歯科健診、糖尿病重症化予防、加入者への情報提供、適正受診、適正服薬、ジェネリック薬品の取組、これは保険者の共通。国保のまた固有の指標もあります。ここ辺はどうですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、お答えいたします。

今おっしゃいましたように、保険者努力支援制度には幾つかの項目がございまし

て、その中で特に数字的に表せるものとしましては、先ほど申しました特定健診が一番顕著な例だと思います。あとは、メタボリックシンドロームの減少率等もごさいますけれども、これにつきましても、実際、住民全体で考えると、健診を受けていらっしやらないとメタボリックシンドロームの疾病率というのもわからないところですが、健診の中で健診率が上がれば上がるほど、このメタボリックシンドロームの減少率も増えてくると思っていますので、一番の加点の要素というのは特定健診となると考えております。

そのほかに、国保固有の指標等もごさいますけれども、この中で給付の適正化というのがございますが、これにつきましても、一番顕著な例でいいますと、例えば交通事故に遭われて、例えば喧嘩をされて殴られて怪我をされた。そういう方々が、国民健康保険の保健で使われた場合には、当然、その加害者側の負担になるところですが、そういう場合に、適正受診にというところ、国民健康保険ではなくて損害保険で賄うところが第三者給償というものがございますので、その部分も金額的には返ってくる部分もございますので、明確な数字で、これが幾らというのも出せるのは、今のところ先ほど申し上げた特定健診の受診率でございまして、ほかに収納率向上等もごさいますけれども、これも県内でも低いところではございませぬので、今のところ上がってきているとは思いますが、

その程度で、あとは数字的に、ジェネリックの普及率等もごさいますけれども、今、手元にその普及率について資料がございませぬのでお答えできませんけど、うちで把握できる顕著な数字というのは、特定健診のところが一番動きをしやすいし、こちらのほうの誘導ではないですけれども、周知等、啓発で数字が上がる部分ですので、そちらのほうを主に頑張っているところもございます。

また、そのほかに慢性腎臓病、CKDの対策もごさいますので、それについても各被保険者を訪問したり、あと内科医等をお願いをして講演等を行っていますので、そういう事業等も、保険者努力支援制度の中には、これが何点ということじゃなくて、したか、しないかというもごさいますので、そういうこともやっているということで点数は加点になっていると考えております。

○2番（稲留光晴君） 特定健診率が3%上昇して45%という、これが一番の取組やすいということでは理解していいんですか。この数字をです、何パーセントまで上げる目標というか、当然あるんですよ。そこまで到達すれば、やはりこういう客観的手法の数値は上がってくるわけですが、そこ辺ではどうですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 特定健診率の最終的目標は、70%としております。

○2番（稲留光晴君） この70%にするのに、日数的にはどのくらいかかると、いつまでにこういうのを達成する目標はあると思うんですが、どうですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） この特定健診につきましては、今、率が低いところがございますが、これの一番の要因は、今現在病院に受診されておいて、その中でいろんな検査を受けていらっしゃる方々が、特定健診の項目の検査を、個別健診とか病院からの情報提供がないところもございますので、この前、出たデータを見ますと、病院から情報提供をもらう部分が一番大きいという結果も出ております。

集団検診で、もちろん多くの方が受診していただきますけれども、受診をされない大きな理由として、今、病院にかかっているから健診に行かないという方もいらっしゃいます。その結果を見ますと、やはり病院に今、受診されている方々の情報を病院から頂くことを、100%できれば健診率というのは相当上がりますので、いつまでというのは住民の方々の活動によりますので、何とも申し上げられませんけど、これは早く達成できるような努力はしていきたいと思っております。

○2番（稲留光晴君） 70%なわけですよ、やはりいつまでにやると。いつになるかわかりませんという、そういう答弁をもらってもですね質問にならないんですよ。こういう計画で進める予定ですよ。やはり70%ということで今おっしゃいましたから、5年後か10年後か。このような数字を、今言われましたからね。そこは計画的にあるんじゃないですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） これにつきましては、今年度、また新たにデータヘルス計画を策定いたしますので、それが6年間の計画だったと認識しておりますが、6年のうちにはそこまで達成するように努力をしていきたいと考えております。

○2番（稲留光晴君） データヘルスの分析というのも、非常に私は素晴らしい内容にはなっているというふうには評価をしておりますので、課長の、今、答弁でございましたので、努力をしていただいて、数字で交付金も多く貰う、そういう努力も引き続きしていただきたいと思っております。

次の項目に入るんですが、保険料の急激な値上げがないよう激変緩和策で、納付額が決定したら繰り入れの必要を考えるとということで町長は答弁をされておりますけど。保健課長は、平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等についての案というのは、当然、県から来ておると思っておりますし、激変する前の数字、あと激変緩和後の大崎町がどうなるか、数字がどうなっているのかについて、激変緩和後のですね繰り入れについてお尋ねしたいと思っておりますけども。まず、これをお尋ねしないとですね次の質問に移れません。よろしく、どうぞ。

○保健福祉課長（今吉孝志君） それでは、お答えいたします。

まず、激変緩和前の保険料必要額でございますが、これが11万9,931円でございます。これが激変緩和をされまして、大崎町の保険料必要額としましては、今年の2月10日付の新聞で発表されましたけれども、9万6,608円とな

っております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） その差額、平成28年度の決算ベースとの差額が出ているんですよね。それは、ほかの自治体も数字が出ているんですが。この数字を見ると、激変緩和後も差額が出ているんですが、そこ辺を説明ください。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 激変緩和後の差額と申しますと、最初の標準保険料率と激変緩和後の差額でございますか。差額が2万3,323円でございます。

○2番（稲留光晴君） 激変緩和をされた後に、この数字でもって、後の質問と関連しますが、これで納付額が決定したわけですよね。その件について、納付金が決まる。それと、あと県から3方式について、標準料率が参考になる。平成30年度の国保事業費納付金及び標準保険料率案が県から示されておりますが、市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が3方式にて示しているんですが、これは参考にできるんですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 今現在、即3方式というのは考えておりませんが、今、県の国保の運営方針の中では平成35年度までには、県内を三方式に統一することを目標とするとなっておりますので、平成35年度までの間においてどういう形で3方式にするか、またいろいろと検討していきたいと考えております。

○2番（稲留光晴君） 私もちよっと計算をしてみました。当然、資産割がなくなると、所得割、均等割、平等割というところでございますけれども。今後5年間で検討していくと。この数字をやはり参考にして決めていったら、大変な値上がりになるわけですね。均等割が今、3万6,100円ですが、これが4万9,031円になる計算ですよね。均等割は、もちろん御存じのように、自分と合わせて扶養者の数を乗じた金額になるんですけれども、今後、5年間後に統一されると。私が考えるんですけど、やはり都市部は3方式でいいんと思うんですが、農村部というのは4方式ということが言われておりますけれども、その辺はどうですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 今お話のとおり、資産割を今現在ない方については、その資産割の部分が賦課されるという懸念がございましたけれども、今現在、資産割が来ている方々、その方々が町内で6割の方が資産割の課税がっておりますので、一方の見方をすると、今、資産割で納税していただいている方については、単純計算はできませんけれども、負担は軽減されるのかなとは考えております。

また、この3方式にする理由としましては、例えば資産割は所得は低い方で、通常資産がない方であれば、相当軽減がある方についても、資産があることによってその資産割が賦課されまして課税負担が大きくなるということもございます。あと、固定資産税を賦課されておりますので、固定資産税を賦課した上に保険税が賦課さ

れるという二重課税じゃないかという話もちらほら聞いたりいたします。

3点目が、この資産割は、例えば、中に所得割もございますので、当然利益を生むものに対して課税しているわけですが、資産割につきましては、利益を生まない居住用の住宅とかそういう固定資産にもかかっておりますので、そういう面での税の公平性というのが問われていると思います。あと、町内に資産をお持ちの方は、すべて賦課されるけれども、町内には資産は全くないけれども、町外に相当の資産を持っていらっしゃる方については資産割は賦課されませんので、そういう方々の賦課の公平性というものを考えれば、それが都市部であろうと、こういう町村であろうと、同じような形になってくるのが、今後の姿ではないかと考えております。

○2番（稲留光晴君） 私が重点としているのはですね、県から示された均等割の金額なんですよ。やはり子どもを支援といいますか、大崎町もそうなんです、子育て支援を考えればですね、やっぱり均等割というのは子どもが多ければ多いほど保険料が上がると、そういう計算になっているわけですよ。ですから、当然資産割がなくなって、所得割も県のあれでは増えてますよね、これだけちょっと減っているんですかね。だから、均等割がこういう参考値を示すというのはちょっと理解に苦しむんですが、こういう参考値を示すというのはですね。そこ辺はどうですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 県の参考値は参考値として参考にいたしますけれども、これも県がその金額を義務的に課すものではなくて、それをあまり過度に乖離した部分で課税した場合には、後々の負担等にやっぱり不平等が出るということで多分示してあると思いますけれども。まだ、今の現時点で3方式に向けての協議というのは具体的に進んでおりませんので、これから賦課の額につきましても検討を進めていって、過度の負担にならないように考えております。

また、この国民健康保険制度は相互扶助の保険制度でございますので、当然、医療費が上がってくる、また医療費のかかる方がいらっしゃいますので、そういう方々の医療費を払わないということはできませんので、相互扶助を考えていくと、元気な方々にお願いして、また療養される方はきちんと療養していただいて、きちんと生命の維持、健康の維持をしていただくということが目的だと思いますので。その額につきましては、今後詳細な検討に入ると考えております。

○2番（稲留光晴君） 皆さんが入られているのは社会保険ですよ。サラリーマン等が入っていらっしゃるの、国保と違って、子どもが何人増えても保険料は変わらないわけですよ。皆さんも退職をされて、65歳以上になると国保になるわけですよ。ですから、本当になって初めて、国保税が高いとそういう実感を多くの方がお持ちだと私は聞いているんですよ。ですから、やはり均等割のこういう参考値を出

しても、これに従うことはしないというふうな、今、話をされましたけども。ちょっとやっぱり、こういうのを、私なんかも思えばですね、こういう値上げをするというようなそういう数字だと思いますよね。

それでは、大崎町の平成30年度の税率はどうなるかに移りたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（東 靖弘君） 平成30年度の税率は、県から示された国保事業納付金及び標準負担税率、並びにこれまでの大崎町の平均収納率をもとに算定いたしました。その結果、平成30年度の国民健康保険税については、制度改正による影響を軽減するための激変緩和措置もあり、これまでの保険税率で充足できると判断し、据え置くものといたしました。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 平成29年度の国保税の所得に応じてこういう4方式で、従来どおりやるということで理解していいでしょうか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） そのとおりでございます。

○2番（稲留光晴君） この税率でやって、県への保険事業費納付金納入には問題がないのか。住民負担増は避けるべきだと私は考えますけども、いかがですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 県から示された納付金の額がございしますが、それとこちらが町で納めていただく保険税、いろんな交付金、町が負担する繰入金等を計算しますと、納付金の額のほうが低くなっておりますので、今のところ、現在の保険料率で大丈夫だと思っております。

また、県から示される標準保険料率につきましても、毎年、医療費は上下いたしますので、医療費が下がってくると大崎町の保険料率も下がります。これが最初、町長が答弁いたしました総体保険税を下げるのは、税率だけを下げのではなくて、それに対する保険給付費、医療費が下がることによって保険の標準保険料率も下がってきますので、そのための今、施策を行っております、これは今回出された標準保険料率が未来永劫続くというものではなくて、これは毎年変わるものと認識していただいたほうがいいかと思います。

○2番（稲留光晴君） この料率でいくと、変わらないと。じゃあ平成30年度は国保税が、住民の皆さんが同じ所得だとすればですよ1人当たりの保険料は下がりますか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 平成29年度と同じですので、同じになります。

○2番（稲留光晴君） 料率は同じと、それはわかりませんが。県に払うお金が減るわけでしょう。減るから、それと関係ないですけ。

それでは、今、3点ほどお伺いしました。国保税については、平成30年度税率

は平成29年度と同じであると。住民に対しても負担は変わらないと、値上げにはならないと。最終的に、そう認識してよろしいですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 平成29年度と変わっておりませんので、値上げではないと考えております。

○2番（稲留光晴君） 国保税については、以上でございます。

それでは、2点目の介護保険料についてでございます。議案第17号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例で、平成30年から平成32年、第7期は値上げになっています。介護保険料を、なぜ値上げをするかをお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先般、介護保険条例の一部を改正する条例制定において御説明いたしましたとおりであります。3年に1回実施しております介護保険事業計画策定におきまして、平成30年度からの3カ年における介護給付費を見込みまして、その介護給付見込額に応じ介護保険料を設定しているところでありますが、次の理由により、介護給付見込料が膨らむことが予想されております。

1つ目は、高齢者の増加に伴うもの。2つ目は、介護報酬改定に伴いまして介護サービスに係る報酬額が0.54%引き上げられること。3つ目は、介護給付費の負担割合のうち、第1号被保険者が負担する割合が22%から23%に引き上げられること。これらのことを踏まえ、試算した介護給付見込料をもとに、今回の介護保険料を設定したところでありますが、その結果、前回より引き上げることが必要になったところであります。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 今、町長がおっしゃったのは、私は、今、4項目聞いておりましたが、高齢者が増えるというのはその自治体の都合と。それ以外は国のそういう悪い方向へ、住民に負担を押しつける、自治体に負担が増える、介護施設への報酬を下げる、そういうことで町の負担が増えるという、私は今、理解をしたんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 今、話があった介護報酬が下がるのではなくて、上がるという方向でございますので、これは結果的には町の負担が増えますけれども、前、議員から質問いただきました介護職員の処遇が非常に低いというのでいろいろ、多分国においても介護職員のいろいろ処遇関係を検討した結果、介護報酬をずっと上げると。当然介護職員の処遇改善にもなりますが、それを極端に上げるということは、一方では介護職員の待遇改善にはなりますけれども、利用者及び町、それと第1号被保険者等の負担が増えることを考えて、多分、今回の0.54%介護報酬を上げることで介護職員の方々にもある程度のメリットを得ていただいて、その

かわり町としても負担をしていただくよということで、また介護サービスを受ける方々についても介護職員の方の御苦勞等を考えた上で負担していただくということがあると思いますので、単に1つの視点においての負担増というのではなくて、これは今現在、どこにおいても介護職員の不足が叫ばれておりますので、そういう方々の処遇改善の一助になる手だてとして、介護報酬を引き上げをせざるを得なかったという事情があると考えております。

○2番（稲留光晴君） 介護報酬はですよ普通の、新聞等で今言われているように、介護職員は約10万円ぐらい、ほかの職種の方より低いと、そういった新聞記事がございます。今言われた処遇改善は、1万円ぐらいでしょう、増やすのは。それぐらい上げてですよ、やはりどこの、今、介護施設も皆辞めていくという状況ですよ。それは御存じだと思います。ですから、今、高齢者はどんどん増えていく、どこもそうなんです。だから、その数字だけでですよ一概に上げますと、そういうことでいいのかなと。

さっきおっしゃいました第1号被保険者、22%から33%、あと2号が28%から27%、下げるといふことらしいですけど、ここ五、六年を見ますとですね、介護保険制度が始まって、逆転しているんですね、第1号と第2号の負担割合は。ですから、第1号被保険者のこの負担分、運営するために値上げをすると、当然住民の負担を増やすことになりますよね。やはり負担軽減にやっぱり取り組むというそういう考え、持つべきじゃなかったんですかね。値上げをせずに済むような、そういう検討はやはりしなきゃ、私はいけないと思いますが、検討されたんですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） ただいまの話にありました第1号被保険者の負担率ですけれども、これはおっしゃるとおり、ここ毎回パーセンテージが第1号被保険者の分は上がってきております。これも1つに考えられるのは、それだけ65歳以上の第1号被保険者の数は増えてきて、第2号被保険者の数は今減っている状況にございますので、この率をそのまま維持、当初の率を維持すると、第1号被保険者は23%というのはお一人の方が23%負担するのではなくて、65歳以上の方すべてが負担されるわけですので、その数が例えば1万人で負担するのか、10万人でするのか、その数によって負担率は上げるけれども、お一人の額はさほど変わらないというところもあると思います。

だから、その点で一概に負担が増えるというのはいけませんけれども、高齢者が増えてきますと、当然介護を受けられる方も増えてきますので、本町においても毎年3%ずつは介護給付費が増えておまして、それを賄うためには、どうしても保険料の負担をお願いしないと、今後の介護保険事業、介護を受ける方のサービスもできなくなる、介護事業所も経営が立ちゆかなくなるところで、双方のメリット・デ

メリットを勘案しながら、この保険料につきましても、相当検討をして、今回の改正案のとおりになったところでございます。

○2番（稲留光晴君） 今までですよ、第1号被保険者の保険料、調定額に対して滞納額は幾らぐらいになっているんですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 滞納額の詳細については把握しておりませんが、介護保険につきましても、65歳になった年は普通徴収になりますので、その方は1年間は普通徴収で、2年目からは年金からの天引きになりますので、特別徴収については100%、普通徴収についても9割以上の方が納めていただいていると考えております。

○2番（稲留光晴君） 100%近い方が納められていると。特別徴収ですから、年金から強制的に引くわけですよ。容赦なく引いてくるわけですよ、その辺は。年金が増えておればいいですよ、毎年毎年、年金を貰われている方、年金生活だけで生活をされている方、ましては生活保護世帯に近いそういう方たちはいっぱいいらっしゃいますよね。容赦なく引くわけですよ、どんどん。

この7期、3年間でですね、今、この条例が出ていますが、負担額は幾らになりますかね。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 負担額と申しますと、保険料で申しますと、6期が1カ月5,700円、7期が6,500円でございます。

○2番（稲留光晴君） いや、私はそういうことを聞いているんじゃないかと、第1号被保険者、7期全体ですよ値上げになるわけですから、当然この条例の中に減額するとかそういうのがありますから、だから7期で負担も当然増えるわけですよ、基準額が増えているわけですから。幾らですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 7期全体で申しますと、約10億円でございます。

○2番（稲留光晴君） 10億円ですか。だから、私が聞いているのは、第1号被保険者ですよ、今言っているのは、議案第17号。65歳以上の75歳以下の、言わんでもいいんでしょうけど、その方々の7期3年間で基準額が増えてますからね、その分、負担額が増える、幾ら増えるのかというのをお尋ねしているんですが。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 負担が増える率としましては、14%増えることになります。

○2番（稲留光晴君） 14%と言われてもねわからないですよ。何十何万とか、そういう金額を言ってもらわないと。何を基準で、その14%ですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 今のは増加率を申し上げまして、第6期の保険料が月額5,700円でございますので、その額と7期の6,500円の上がる率は約14%でございますので、14%と答えましたが。しばらくお待ちください。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 標準的な保険料の方で、3年間で2万8,800円上がることとなります。

○2番（稲留光晴君） 1人当たり3年間の合計2万8,800円が増えるということですか。それで理解していいですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） ただいまのは標準的な保険料の方ですので、その方々の世帯の状況で、保険料の段階が9段階ございますので、その段階に応じたその年々で変わる場合には、当然その負担額は変わる可能性もございまして、単純計算としまして2万8,800円でございますので、これは個々に、例えばAさんの部分をした場合には、額については変動があると考えております。

○2番（稲留光晴君） この3年間で増える金額は、これということでございます。さっき申しましたように、高齢者は当然増えてくるわけですよ。増えるから上げなきゃしょうがないと。そのために、やはり高齢者のそういう、さっき国保の質問をしましたけども、やっぱりそういった健診とか介護予防とかそういうところに力を入れないと、ますます悪循環で。5期、6期、7期と見直しをしますというふうになっているんですが、毎回値上がりやずっとしているんですね。3年ごとに値上がりですよ、だから。見直し、見直しといたって値上げをしているわけですよ。

だからさっき言われたように、町長の答弁で、高齢者が増える、それと介護施設のそういう金額とか。これは大崎町だけの原因じゃなくて、国からそういうふうな、悪い方向にやっぱり来ている介護状況というのがあられるわけですよ。だから、新聞紙上を見ますとですよ、やはり基金等を切り崩して投入する、こういうこととか、高齢者が集まる機会に、健康づくり、栄養指導、口腔ケアなど、介護予防も呼びかけに力を入れて、大分市等は保険料額を据え置くと、こういう記事もあるんですけどね。やはりこういう基金とかこういうのに力を入れる。このことではどうでしょうか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） おっしゃるとおりでございますので、今後も介護予防に力を入れていって、今回の保険料につきましても繰越額を充てておりますので、まったく何も手当てをしないということではございませんので、そこは御理解ください。

また、今、「ころばん体操」をはじめ、いろんな介護予防事業を実施しております、これを充実させることが一番の介護保険料の上がる抑制になると思いますので、介護認定を受ける方々を減らすということも、1つの目標でございますので、今後とも力を入れていきたいと考えております。

○2番（稲留光晴君） 周辺の自治体もそうなんですが、見直しごとにどんどん値上げをされていったらですよ大変なんですよ。この間、第7期も保険料の基準額が引き上げられていますよ、近隣の市町村でも。大崎町も、月800円の値上げと、6期からの値上げ幅になっているんですが、ほかの近隣自体に比べて、非常に引き上げ幅が高いんですよ。この金額について、どうですか。

○保健福祉課長（今吉孝志君） 単純にほかの自治体と比較をして、比べることはできないと考えております。

○2番（稲留光晴君） 比較をするって、こういうふうにちゃんと出ているんです、データがね。だから、どういうことでこういう引き上げ幅になるのか、端的に。自治体は当然違いますよ、当然。だから、比較はできないと言ったって、その自治体、自治体の事情があり、うちはこうだったから、こういう幅になっている、ほかの自治体はこうだったからなっていると、そういうふうな場合、返答していただかないと、比較はできないと言われても納得はいきません。

最後に、介護保険料についてですね、住民の負担を減らす方向にいかないといけませんよ、何を努力をしたかというのが見えてこない。ただ、保険料で基準額を上げていくということですからね。私たちは住民の代表として、皆さん方にこうって一般質問をさせてもらうわけですから、値上げをします、ああ、そうですかと、ああいいですよなんて、そんなことも住民の方はおっしゃいません。私たちも、こういう条例が出ました、はい、何も言いませんでした、これじゃ、信任されている、上がってきているわけですからね。やはり私の考えとしては、この一般改正条例は認めるわけにはいかないということ、今まで話の中でも、気持ち的にはそういう気持ちでございます。強制的に特別徴収ですよ、引けば、当然あれですよ。強制的に容赦なく引くわけですからね、そういう方式になっているわけですから。介護保険については以上です。

時間がございませんので、次の中学校の行政について。

就学支援金支給を3月中に支給できないかと、変更できないかということで、前の議会で、7月給付から5月末給付に変更していただきました。やはり必要な備品を買う時期に、そのときにお金がある、ないかで非常に辛い思いをします。今、中学校教育行政も、就学支援時期を3月中に支給変更しているところは、もう過半数を超えている状況。小学校でさえ、そういう自治体が出てきているという状況でござ

いますけれども、就学支援金支援時期を3月中に支給できないかということをお尋ねをいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

就学援助金の早期支給につきましては、平成28年9月の議会の定例会において、稲留議員から一般質問がございました。そのことを受けて、教育委員会でも平成29年度から、今まで7月に実施していた1回目の支給月を、7月から5月に早めたところでございます。中でも、新入学児童・生徒学用品等の、いわゆる入学準備金につきましては、入学前支給を実施する市町村が増えている状況でございます。

昨年の6月の県内の状況では、中学校への新入学児童に対して入学前支給を実施している市町村は10市町で、支給を検討している市町村は23市町で、残りの10市町村は入学前支給を見合わせているという状況でございました。

御質問の、就学援助金を3月に支給できないかとの御質問でございますが、教育委員会では平成29年12月に大崎町就学援助実施要項を改正して、12月の定例議会で支給に係る補正予算を議決していただきました。このようなことから、就学援助の中の新入学用品については、今回から入学前支給を実施するところでございます。

経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対しての就学援助制度でございますので、今後も早期支給に心がけて、スムーズな支給ができるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 3月中に、本年度から支給すると。これも、補正予算のほうで取られておまして、再度確認でございました。

2点目の、中学生男子女子生徒のですね制服購入金額は幾らに設定されているのかということと、業者からの入札に関してお尋ねをいたします。

○教育長（藤井光興君） 大崎中学校の制服購入につきましては、現在、中学校と大崎衣料納品組合との契約により、保護者から大崎衣料納品組合へ直接申し込んで購入されております。現在の購入方法に至る経緯につきましては、町内3中学校が統合されることに伴い、大崎町立中学校統合準備委員会が平成24年4月に設置され、その中の生活指導部会で制服の選定から購入方法まで話し合われて、準備委員会で決定されております。

金額につきましては、男子生徒の場合、冬用上着、冬用スラックス、長袖カッターシャツ、半袖開襟シャツ、夏用スラックス数を各1枚で購入した場合に、合計で3万8,988円でございます。女子生徒の場合は、イートンジャケット、長袖セ

ーラーブラウス、冬用のスカート、リボン、半袖セーラーブラウス、夏用スカートを各1枚で購入した場合、合計で4万8,978円でございます。このほか、体育服、シューズ、靴等の購入も必要となってくることから、中学校への新入生を抱える保護者の経済的な負担は大きいものがあります。

業者入札についての御質問でございますが、このことにつきましては中学校と大崎衣料納品組合の取り決めがございますので、教育委員会で特に指導していることはございません。大崎町としましては、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育て支援の充実を図るため、平成29年度から、中学校に入学する生徒の保護者に対して、制服等購入費を一部助成することとし、生徒1人に対して3万円を支給しているところでございます。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 今の説明でですね、やはりこの金額が正当な金額かどうか。首都圏等はですね10万円とかそういう金額があって、業者がいっぱいおりまして、入札にかかって、そういう金額で保護者に非常に負担率が高いというところで質問をさせてもらいました。

再度確認ですけれども、全中学生生徒に、入学するときに全生徒に制服購入代3万円を補助していると、そういう理解でいいですか。

○教委管理課長（本高秀俊君） 中学校の新1年生への補助金ですけれども、4月末までに学校のほうを経由して、原則として5月末までに支給をするようにしております。全生徒に支給しております。

○2番（稲留光晴君） わかりました。

それでは、最後の自治公民館について。高齢化している集落では、役員になり手がなく、自治公民館長ただ1人だけという現状の自治公民館組織があります。館長さんお一人で、多くの役割を果たされておられるところがございます。援助をお願いして、役割の負担軽減を望みます。町の職員で、集落担当者はおられるはずですが、どうですか。

○町長（東 靖弘君） 本町においては、平成14年度から集落担当職員制度をスタートし、本年度におきましても142の集落に職員を配置しております。

今年度につきましても、早いところでは2月から自治公民館の総会が開始されており、担当職員が総会等に参加させていただき、町が行った事業報告や自治公民館からの相談や要望を聞き、各課へ持ち帰り、回答をするなど、自治公民館と町との橋渡し役として、これまでも大変重要な役割を果たしてきております。

また、職員については、自分の集落の役員や公民館の役員、PTA、子ども会、さらには耕地課の進める地域保全活動に関する農地・水協議会においては、ほとん

どの地区で地域の役場職員が役員を引き受けており、地域の重要な担い手として事務や地域の振興に協力しているところがございます。

高齢化率が37%を越える本町において、本年度の自治公民館長142人中66人、約46%の方が65歳以上というような状況となっており、年々煩雑化する事務処理への対応が難しい面もあろうかと思いますが、これまでも集落内の役場職員や集落担当職員が事務手続きを手伝うなど、既に協力していることは聞き及んでおりますので、事務処理を手伝ってほしいとの依頼があった場合、業務の1つとして対応するように、職員に周知していきたいと考えております。

○2番（稲留光晴君） 今、町長の答弁で、相談があったわけですが、もう70歳になったら役員も下りたい、後継者もない、そういう集落は、今、あそこですとは言いませんが、やはり公民館長さんとの町の職員さんとの横のそういうコミュニケーション、連絡をですぬ密に取っていただきたいと最後に、考えております。

以上です。

○町長（東 靖弘君） ただいま述べましたように、それぞれの集落に張りついておりますので、そういった相談等については応じながら、適切にやってきたい、支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野光夫君） 次に、1番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○1番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。今回は、さきに通告いたしましたごみ問題についてお尋ねいたします。

昨年、大崎町は、10年連続リサイクル率日本一を達成いたしました。このことは、町民の一人として、大変名誉なことであり、誇りに思います。限りある資源を大切にし、また環境問題への取組としても大変重要なことであり、今後も推進していかなければならない大切なことであると思います。

私も、20年ぐらい前に当時所属していた町おこし団体で、志布志町、有明町、大崎町の環境担当の方々に集まってお話しいただき、各町のごみ処理に対する現状と今後の取組についてディスカッションを行ったことがございます。ほかにも、CO<sup>2</sup>の問題などについて勉強会を行ったこともあります。そのようなこともあり、議員になる前から環境問題、ごみ問題に対しては、人より強い思いがあり、私なりの考えも持っております。

大崎町のごみに対する取組は「大崎方式」として、今では海外にまで知れ渡り、JICAの事業により、インドネシアなどにごみリサイクルの技術支援も行っています。国際交流として、また地球規模の環境問題対策として貢献でき、すばらしい事業であります。

しかし、当の大崎町で、「分別が大変だ」、「ごみ出し方法がよくわからない」といった方などが多くいらっしゃることも事実です。さらには、「大崎町はごみの分別が面倒だ、分別が大変だから住みたくない」ということで、移住・定住をためらう方も多くいらっしゃいます。

そこで、今回はごみ問題に関してのお尋ねをしたいと思います。

まず、私も、仕事で多くの家庭を訪問しますが、よく家庭で分別が大変なのでごみ焼却される方を見かけます。このことは、CO<sup>2</sup>やダイオキシンなどによる環境問題からも、また火災の心配もあり、大変危惧しています。そこで大崎町として、この家庭でのごみ焼却について、何か対策が取れないかを最初にお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 一般家庭でごみ焼却する方が見受けられるが、その対策は取れないかについての御質問でございます。

町といたしましては、広報紙による啓発、防災無線放送による注意喚起、電話による連絡があったときは、取り急ぎ現地へ出向いて、指導を行っているところでございますが、到着までに相当の時間を有する場合、到着したときには消えていたりすることもあると聞いております。

落ち葉やごみの焼却は法律で禁止されており、野焼きによる延焼で消防の出動もたびたびあるようでございます。このことは、役場だけでの問題ではなく、集落や地域でこのような焼却行為をなくすような見守り活動などを行うことが必要であるととらえております。

また、平成29年度には、希望される18カ所の集落へ出向き、サロンの研修として、ごみリサイクルの取組の重要性を周知することができました。これによりまして、分別の必要性が再認識され、ごみ焼却などが減ればと期待しているところでございます。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） 通報があった場合などには行って、指導したりとか啓発していくということですけど、それだけではですねどうしてもなくなるという現状があります。今の件に関しましては、また後ほど触れたいと思います。

では次に、リサイクルで環境に対する効果はどのくらいととらえているか。と言いますのも、リサイクルすることで、逆に経費が増えるとかCO<sup>2</sup>の排出量が多くなるとの意見もございまして、大崎町において、経費の面からとCO<sup>2</sup>などの環境問題に対してのメリット、具体的な削減率などがおわかりになれば、お答えください。

○町長（東 靖弘君） リサイクルで、環境に対する効果はどのくらいととらえている

か。経費、CO<sup>2</sup>についての御質問でございます。

まず、リサイクルによるCO<sup>2</sup>の削減効果については、考え方によれば増加するという理論もあることは理解しております。本町における削減率についても、具体的な算出はできておりません。しかしながら、資源が有限であるという視点から考えれば、リサイクルするという事は資源循環の取組であり、資源の保護という考え方からも、地球に優しい取組と考えております。

一方、経費面につきましては、本町のごみを分別し、リサイクルしていく取組の効果は非常に大きく、1人当たりのごみ処理経費で考えれば、全国平均の約半分でごみ処理ができており、埋立処分場の延命化や雇用の創出にもつながっております。これは、ひとえに住民の皆様が分別していただいたおかげによるものであり、本町の財政にも大きく寄与するものでございます。

以上でございます。

- 1番（児玉孝徳君） 今、お答えいただきましたとおり、リサイクルすることで大崎町にとっては大変メリットも大きいということですが、今後、町民は知らない方もいらっしゃると思いますので、そのことについては十分に啓発していただき、リサイクルにまた取り組んでいってほしいと思います。

では、資源ごみの日にリサイクル品を出したいけど、出すのが大変な方、高齢者とか体の不自由な方、いわゆるごみ出し困難者などへのサポートについてお尋ねいたします。

大崎町が行っているごみ出しサポート事業なんですけど、広報などに「ホットライン」として掲載されています。これを読むとですね、現在の対象者は、親族、近隣の方などの協力を得られず、家庭ごみを収集所に輩出することが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方などの世帯で、介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方、または障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方のいずれかに該当する方となっております。しかし現実には、子どもがいても、子どもは独り者で、一緒に住んでいても出してくれないとか、朝早く仕事に出かけて行って出せないとか、あるいは高齢者で独りであっても介護認定とかは受けていない、でも足が痛くて、ごみを出すのが大変だという方も大勢いらっしゃいます。さらには、何回聞いてもですね分別の方法がわからない、シールが貼られて残っていたら恥をかってしまうので、家で燃やしてしまうという方も多くいらっしゃいます。

そこで、対象者の見直しはできないか、お尋ねいたします。現時点でのごみ出しサポート事業には該当しないが、ごみ出しが困難な方、民生委員などが訪問した際に状況をお伺いし、役場に連絡してもらおうとか、自分で電話相談された方を調査し

て、大変だと思われる場合は認定するようにできないか、お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ごみ出し困難者のサポート事業の対象者見直しはできないかについての御質問でございます。

大崎町ごみ出し困難者対策事業実施要項によりますと、対象者の要件は、日常生活において介助・介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者または心身障害者の独り暮らし世帯と、今、申しあげました高齢者または心身障害者のいる世帯で、他の構成員が高齢者、虚弱者、年少者等の家庭ごみを排出することが困難な者である世帯、及び町長が特に必要があると認める世帯とされており、申請書を審査し、現地調査の上、可否を決定することになっております。

これは、真に困っている世帯へのサポートでありますことから、御質問につきましては現在見直しは考えておりませんが、今後増えてまいります高齢化に伴う運転免許の返納によるごみ出し困難者や認知症等によります分別困難者の増加につきましては認識しておりますことから、迫りくる課題としてとらえているところでございます。

今後、衛生自治会の皆様の意見を聞きながら、解決策を検討していかねばならないと考えているところであります。

○1番（児玉孝徳君） 町としても、課題としてとらえているということで今後検討したいということですが、具体的に、いつまでそういった検討をされて、その答えが出るのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 時期は明示できませんけれども、衛生自治会に主にこれを中心となってやっていただいておりますので、ただいまの児玉議員の質問に対しては、衛生自治会の皆さん方も理解していただいているものと思っておりますので、今の御質問等を参考にしながら、現実の実態とかそういった部分も、我々も調査した上で、そしてまた衛生自治会と十分協議しながら、できるだけ対応できるものはしていくという形を取らせていただきたいと思います。

○1番（児玉孝徳君） できるだけ対応するということでお答えをいただいたということで、それでは次の質問に行きたいと思えます。

次に、志布志市は月2回、アピア前の市営駐車場で資源ごみの回収を行っております。市民の方々からは、「ごみ出し忘れのときなど便利である」、「ごみが溜まらない」と、大変喜ばれております。大崎町では現在、月に1回、第一木曜とか第二木曜とか回収日が決められていますが、当日に留守などの理由でごみが出せない方は翌月まで資源ごみが出せず、2カ月分のごみが溜まり、出すときに大変だったり、悪臭などがして、大変困られています。

また、例えば12月の第1週目が回収日の地区は、1カ月分のごみを正月に溜め

ておかなければなりません。お客さん、子どもが帰ってきたりするんですけど、そういうときに片づいていなくて、その辺も大変困られています。片づかないということで、山に捨てたりとか、庭で燃やしたりされています。このようなことで火災や環境への悪影響が、大変懸念されます。

そこで、大崎町でも、各地区の収集日とは別に、ある特定の場所で回収できないか。例えばリサイクルセンターの敷地内などに、月一、二回ほど、リサイクル品を持ち込むことで回収の機会を増やすことができないか、お尋ねいたします。

もちろん、持ち込むときは誰でもOKということではありません。前回ですね、集落の加入促進を質問しています。集落に加入され方のみに限定し、搬入できる許可カードなどを発行して、持ち込む時間帯は、リサイクルセンターの車が出入りしない時間帯に限定するなど工夫が必要となると思います。このようなことで可能となると思います。

また、ほかの場所でもごみ出しの管理ができるようなところがあればいいと思いますが、このことにより集落への加入促進にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） リサイクル収集日とは別に、月2回ほど1カ所での回収の考えはないかについての御質問でございます。

御質問の趣旨は、出し忘れなどによるリサイクル品が家庭に置かれ、特に年末の集合住宅等では置き場もないなどの相談があったことによる御質問と認識しております。これにつきましては、昨年を作成いたしましたごみ分別アプリの通知機能を御活用いただいたり、広報紙でも毎月カレンダーに収集日を掲載しておりますので、御確認いただければと思っております。

また、個別受信機が各家庭に設置してあり、集落ごとの放送も可能となっております。集落放送を御利用いただくことで、出し忘れ等の対策につながると思っております。

なお、回収の機会を増やすことにつきましては、衛生自治会の皆様の意見を聞きながら、協議してまいります。現在のところは、現状の体制を維持する方向でございます。

○1番（児玉孝徳君） 現在は考えておられないということみたいですが。出し忘れもあるんですけど、当日いらっしゃらない方という、留守の方ですね、そういったところも勘案していただきたいと思います。

志布志市でやっているサービスなんですよ、町民サービスという観点から、是非大崎町でもですね。いろいろお伺いもします。大崎町から持って行かれている方もいるとか、集落に入っていない方が、そこに出す。最初はそういう取組から始めら

れたということも聞いていますけど、そういうのではなくて、大崎町では集落に入っている方に限定して、ちゃんと許可証を出すという形で、誰でも彼でも捨てるという場所にはならないようにしていただければ。

朝早くですね、例えば鹿屋とかですね国分まで通勤されている方もいらっしゃいます。そういう方は、朝早くですね仕事に行かれるんですよ。うちの集落ではですね、7時から8時までという時間帯を、夏場は6時半から7時半までというふうに見直しもしております。それでもですね、6時半に行くと、もう結構出されているんですよ。その前にもう仕事に行かれている方がいっぱいいらっしゃいます。うちの集落はそこまで厳しくないんですけど、厳しい集落は7時から8時までびしゃっと出さないと、「持って帰れ」ということで言われるという地区も結構ございますので、そういった方のためにも、是非、御検討ください。衛生自治会とも、また今後協議していただいでですね、早急な対策をお願いいたします。

それでは次は、大崎町は、先ほども言いましたが、「大崎町はごみの分別が大変だ、分別が大変だから住みたくない」ということで、移住をためらう方がいっぱいいらっしゃいます。町長も、よく聞かれていると思います。

そこで、現時点では、大崎町に移住された方へ、ごみ分別の優遇措置は考えられていないのかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 町内移住者へのごみ分別の優遇措置は考えられないかについての御質問でございます。

議員のおっしゃることは、大崎町に移住しようとしている家族が、ごみ分別の煩雑さから来なくなると危惧されての御質問だと思います。現在、議員のおっしゃる優遇措置は、今のところ考えていないところでございます。

○1番（児玉孝徳君） 現在は考えていないということですので、私のほうからの提案みたいな感じですけど。

実際、ごみ分別が大変だといってですね東串良とか鹿屋とかですね、曾於市のほうへ引っ越された方とかですね、最初から、実家のある大崎町には家を建てなかった方を、私、仕事柄ですねよく知っています。結構、何人も知っております。本当に、移住・定住の妨げになっている。

そこで、町内にIターンやUターンなどで移住されてきた方に、一定期間、分別のわからないものだけを入れる袋を配布することはできないか、お尋ねいたします。

いわゆるお試し期間的な適用期間として、3カ月とか半年とか、期間はこれから検討していただくとして、分別に慣れるまで、その方が分別のわからないものは入れてもいい袋を、月1枚程度ですね配布するという考えです。

以前、同僚議員からも質問があったと思いますが、今の袋とは色を変え、名前を書くようにします。移住されてきた方にとっては、最初から、はい、これが分別の方法ですと分別の冊子や、先ほどありました分別のアプリですね、それなどを紹介して、ちゃんとやらないとごみは持っていかないというばかりでは、担当課の方々が考えている以上に、最初からできませんし、皆さん、このことに関しては大変困られています。ですから、「大崎町には住みたくない」と、ほとんどの方が言われるんです。

引っ越してきたばかりでは、御近所の方にいちいち聞けないものです。また、ごみ出しの日に、係の方にですね注意されて、持ち帰ったり、シールを貼られて残っていたとき、一般ごみの中とかですねほかのごみの中から、捨ててしまったものをまた取り出して分別するのは、汚かったり、大変だったり、朝の忙しい時間ではその場でできなかつたりします。精神的にも大変嫌な思いをされると思います。

数カ月たったらすね御近所の方ともつき合いも出てきて、周りで気づいた人が、おおまかにでも、「次からこうするんだよ」、「これはこうするんだよ」というふうに教えていただいたりするんですけど、自分から、最初から尋ねたりするようになるのはですね、一定期間過ぎなければ、本人が本当に慣れてこないと思うんですよ。一定期間過ぎたら、分別にも慣れてきて、普通に分別できるようになると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 移住者に対し、一定期間部分別方法のわからないものを入れる袋を配布する考えはないかについての御質問でございます。

移住・転入された方につきましては、環境対策係の窓口で、時間をかけて詳細に説明し、帰りの際には、分別についてわからない点がありましたら気軽に御連絡くださいと声かけしていると報告を受けているところでございます。

ただいま、議員から具体的な例を挙げいただきましたが、一定期間、分別方法のわからないものを入れる袋をとのことでありますが、今までのごみ分別の取組に逆行することにもなりかねませんので、このことにつきましては衛生自治会と協議をし、慎重に判断していきたいと思っております。

また、児玉議員が実際、仕事で訪問しながら、生の声を聞いていらっしゃいますので、そういった生の声を寄せていただいているということは非常にありがたいこととありますから、衛生自治会とも、その旨伝えながら協議をしてまいりたいと思います。

○1番（児玉孝徳君） 本当に、最初からですね皆さんできないんですよ。

ちょっとここでお尋ねいたしますけど、JICA事業でインドネシアにも行かれていますよね。モデル地区で分別をされているということですけど、ここの地区で

ですよ、最初から27品目分別するように指導して、それがちゃんとできているんですか。住民環境課長、お答えください。

○住民環境課長（小野厚生君） JICA事業につきましては、私が来る前に、現地のほうに指導に行ってというところでございますが、最初からできるわけではございませんので、できるような体制を現地で整えて、指導しているところでございます。

○1番（児玉孝徳君） ただいま、住民環境課長からもありましたとおり、最初からできるとは思っていないということで、大崎町に移住されてきた方々もですね、ほかの地区では、燃えるごみ、燃えないごみ、あとはペットボトル、そのぐらいの分け方しかされていない地区から来られる方が大勢いらっしゃいます。本町に来られる方も、インドネシアの方々と、全く一緒なんです。だから、その辺を加味していただいて、わからないものを入れる袋を、是非検討していただくように要望しておきます。

それでは最後に、ごみを焼却される方の多くは、分別を何回聞いてもよくわからない方だと思います。役場の皆さん方は、町民の方のお宅を訪問されても気づかないことが多いと思いますが、実際に、先ほども言いましたが、私が仕事柄お宅を訪問した場合、家の裏とかですねそういったところまで、ずっと回ったりして仕事をしたりするんですけど、そうすると、玄関先とか表のほうからはわからない場所でごみを焼却されていたり、焼却した跡があったりするところがいっぱいございます。一番ひどいところはですね、私が見た中で、紙とかですね燃えるものだけじゃなく、バケツなんかのプラスチックとか缶とかビンとか、そういうものまでですね一緒に燃やされていたんです。たびたび燃やされているような感じで、もう残骸がいっぱいあったんですけど、本当にびっくりしました。

環境のことを考えると、これでいいのかなと思います。ほかにも、普通に考えては分別方法がわからないものもいっぱいあります。例えばですね、家庭でちょっとした日曜大工をして、ペンキなどを塗られて、その木材の残りとか、壊れた犬小屋とか、家にあるちょっとしたテラスなんかを自分で解体されたときに、その残骸にはですね、この分別表に載っていない、わからないものがいっぱいあるんですよ。この場合、どう処理していいのかですね、町民の方はわからない方がほとんどなんです。粗大ごみといった形のあるようなものでしたら、粗大ごみに出せるんですけど、ほんの少しのものでも、役場に尋ねたら、「産廃だ」と言われた方もいっぱいいらっしゃいます。

先日ですね、ちょうどお客さんのところに私、行っていたときに、リサイクルセンターの方が粗大ごみを取られに来ていました。粗大ごみを積んで行かれたんです

けど、そのお宅には、以前、御主人がですね御健在のときは農業をされていたんですけど、畑で使うカンレイシャを粗大ごみで持って行ってくださいと、そこの方がお願いしていたんですけど、それは産廃です、持っていけませんということで、そのおばあちゃんはどうしていいのかわからずですね大変困られていました。

普通の方は、産廃と言われても、それをどこに持って行っていいのかわからないんです。産廃業者などに電話して頼むという方法があるんですけど、そんな頼むぐらいの量じゃないんですよ。そのカンレイシャもこんなもんでしたけど。

そこで、先ほど、移住者へ、できないかということでお尋ねした分別のわからないものを入れる袋を、一般の方に、この場合は差し上げるんじゃなくて販売するという考えはないのかということをお尋ねします。

金額はですね、今後試算してもらえばいいんですけど、例えば1袋二、三百円なり、後で分別する人件費が賄えるぐらいの金額、町で負担しない程度の金額に設定します。そうすれば、雇用も生まれるし、ごみを燃やす人も少なくなるでしょうし、環境へも優しいまちになるのではないのでしょうか。

分別が進まなくなる、先ほど町長もおっしゃいましたが、何でも入れてしまう、あるいはお金を出して袋を買わないのではという意見もあると思いますが、実際ですね一般家庭でも、産廃業者にお願いして、二、三万円かかる鉄の缶、リサイクルボックスを置いているところも多数ございます。それが、二、三百円ぐらいの料金でしたら、買われる方が多いと思います。そして、すぐいっぱいにならないように、それも分別できるものは分別されて、わからないものだけ、お金がかかるわけですから、入れられると思います。

このような対策で、町民の負担が減り、今までごみ分別が嫌で、敬遠されてきた方の大崎町への移住・定住も進むのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） いろんな御提言をいただきまして、ありがとうございます。実際、家の裏側で見えないところで家庭ごみを燃やして、それが風が吹いていたりしたときに裏山に燃え移っていったと。それによって、消防が救急出動していくと、消防が出動していくという形で、これまでもたびたびそんなことは起きてきておりますので、こういったことについては私たちも十分反省しながら、そして集落の会等におきまして、職員のほうからも、そういう伝え方をして協力をお願いしなければならぬということは改めて感じたところでございました。

ただいまの御質問で、分別方法のわからないものを入れる袋の販売は検討できないかということですが、議員がいろんなところを回られ、見てこられた経験からの御提案であると認識しております。先ほどの質問の回答と同様になりますが、このことにつきましても、御質問の趣旨を十分理解して、衛生自治会とも協議

をして、慎重に判断していきたいということで答弁させていただきます。

○1番（児玉孝徳君） 衛生自治会と慎重に協議していくということですが、是非、前向きにですね検討されて、実施していただきたいと思います。

先日ですねこんなことがありました。私が、きょうの質問を考えていたんですよ、原稿を書きながら。そうしたら、私の娘が帰ってきて、「何しているの」と聞いてきたからですね、ごみ問題について考えて、今度質問するんだよと言ったら、「きょう、学校からの帰り道にごみをいっぱい見た」と、ごみがいっぱい捨ててあったと。「大崎町は日本一の町だと言うけど、日本一きたないごみの町だ」と、その場で言われました。非常にショックでしたね。後で見に行ったらですね、本当に大量にごみが、国道の脇だったんですけど、捨ててありました。こうやってですねごみを捨てられる方がいっぱいいらっしゃいます。菱田の東君はですねごみを拾うということで、町からも表彰されましたが、どちらかということですね、ごみを捨てられる大人のほうが多い、圧倒的に多いわけです。純粋な子どもたちが、その影響を受けないように、そして、本当に大崎町がごみのない町、ホームページにも「ごみゼロの町」と書いてありますよね。そういうふうになるように、ごみの分別がわからないから燃やしてしまうとか、そういうことがない町になるように、環境に優しい、本当の意味での日本一の町になるように、対策を考え、検討していただけるように要望して、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 若干時間はあるんですが、中途半端になりますので、昼からいたします。暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

次に、7番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○7番（中山美幸君） 町長は、3月6日、平成30年度施政方針及び予算説明を行われました。その施政方針の内容について、少し議論したいと思います。

町長は、施政方針の中で、人、物に視点を置かれ、平成30年度予算の編成に当たられたと思いますが、まず、このことに間違いはないか。さらに、少子高齢化に伴い、本町の人口は30年間で25%減少となり、厳しい状況であると示されました。

そこで、地域の源は人であると述べられ、住宅取得補助、定住化政策、学校給食補助、子育てにかかる負担軽減に力を入れるとされました。さらに、本町の特性と

して、リサイクル政策による奨学金制度の活動による人口減少のくい止め、資源循環型のクリーンなイメージと農業分野を、経済に結びつけていく。また、ふるさと納税による、物と経済の循環などを示されました。

そこで、先ほど問いました、人、物に視点を置かれ、平成30年度の予算編成に当たられた基本コンセプトの詳細を問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 一般質問の通告が、施政方針及び予算説明についてという御質問でございましたので、ただいま御質問を伺ったところではありますが、若干合わない面もあるかもしれませんが、そこはよろしく願いいたします。

議会初日におきまして、私の施政方針と予算の概要につきまして申し上げたところでございます。私は、昨年中、5期目の立候補に当たりまして、住民の皆様へ幾つかの約束をさせていただきました。その約束を1つずつ形にしていくためのスタートが、新年度の予算と位置づけております。人口減少など、構造的な課題に対応しながら、町が発展していくためには人の存在が絶対的なものと考えております。そのため、人や物、経済まで含めて、これらの分野が効果的に巡り、帰ってくるような取組を重視いたしました。

もう1つ、この考えと並行するものが、継続して取り組んでいる地方創生でございます。本町が地方創生を掲げてから4年目を迎えますが、これに対する私の認識は、「まちをつくる、人をつくる、仕事をつくる」ことによって、本町への活力を呼び込んでいくことだと認識しており、新年度予算でも計上しております。

内容としましては、町に安定した雇用をつくる分野、大崎への新しい人の流れを創る分野、若い世代の結婚、出産、子育て分野など、4つの分野を合わせまして127事業で、5億7,791万9,000円を計上しております。

以上で、答弁を終わります。

○7番（中山美幸君） 若干どころか、かなり外れたということでございますが。

まず、町長は、今回の施政方針の中でですね環境の問題について触れられておりました。環境を資源と言いましょうか、環境ということでメリットを活かしていくというような質問をされておりますが、その環境について、平成29年度の施政方針の中でも、まずそおりサイクルセンター、JICA事業の件についても触れられておまして、ことしもそのJICA事業を継続されておりますが。そおりサイクルセンター、海外での操業開始を去年は決定というふうにおっしゃっております。その後の報告も、何もございませんが、本年度の予算と言いましょうか、それでもJICA事業は入っております。そういった中で、どういう結果が出て、どういうふうになって、このような予算措置をしたのか。これはJICA事業ですので、トンネル事業なんです。企業の誘致、先ほどの同僚議員も質問しておりますが、そ

ういったことについて、町長はどういう認識を持っておられるのかということについて問います。

○町長（東 靖弘君） JICA事業につきましては、昨年の段階でそおりサイクルセンターの海外のデポック市への進出が決定しているというような説明をしたこととっております。その後、いろんな事情があって、現在は動いていないところでありますが、そういった報告がなされていない、なかったという面におきましては、本当に申し訳なく思っているところでございます。

このJICA事業において、海外に進出することによって雇用も創出できるという、そういう観点で今まで取り組んできているところでございますが、これからも、その意思は持ちながら続けていきたいというふうに思っております。

今回、JICA事業で取り組んでいるのは、バリ州のほうでありますので、そちらとは従前どおり主導しながら、ごみ分別等の指導、あるいは農業分野の指導とか、そういったものを指導しながら、再開された時点で主導していくということになってくるところでございます。

デポック市への企業の進出の面について説明が、私では不足する面があると思えますので、この点については、理解している担当課長のほうに答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをします。

○建設課長（徳禮勝矢君） JICA事業について、行政のリーダーとして、JICAのほうに報告している立場で説明をさせていただきます。

そおりサイクルセンターが、インドネシアのデポック市において企業化をするということでの事業採択を受けておりますが、その事業についてはインドネシア政府と日本政府との間で協議がなされ、その委託事業者としてそおりサイクルセンターが指定を受けて、事業はスタートしております。ただ、デポック市が、昨年の市長の交代によりまして、市長の方針がなかなかリサイクルセンターの場所の立地についての決定がなかなか前に進まないということで、インドネシア政府の環境林業省のほうが一時的に預かりということで、現在インドネシア政府が、ジャカルタ、バリを含めてインドネシアのどこかの場所を選定をして、そこにリサイクルセンターをつくるという方向で、今、日本政府とインドネシア政府の間で協議が行われているというのが、今の現状でございます。

○7番（中山美幸君） 町長も、私が以前、この問題について質問申し上げたときに、企業がインドネシアのほうで起業することによって町民に利益をこうむるんだというような答弁をいただいているんですよ。

ところが、それが今現在、滞っているということを町長もお認めになりました。ですよね、町長。お認めになりましたけども、これに関わる町の職員、そういった

ものも関わっているんですよ。そうしますと、本当に、その期間といいますか、その時間は、大崎町の住民に対する住民サービスが落ちているんですよ。その人間が、それだけ必要でないということですよ。その期間、行っていらっしゃるということは。それで町の行政が動いているのであれば、その人間については必要ないんじゃないかなと、その人数についてですね。

一生懸命やっていたらっしゃるのは理解できますが、やはりですね私は一回、前にも申し上げたことがあります。リサイクルのソフト事業、本町が行っているソフト事業、これは平成28年12月13日、同僚議員も質問しておりますが、大崎町の住民が一手間かけたということで質問していますけど、その一手間は住民の負担なんですよ、町長。そういったものが住民に返ってこないといけないと、私は思っています。前にもそのようなこととお話したと思います。

だから、そこをですね、町長、もう少し考えていただかないと、本年度の予算にも組んでありましたので問うわけでございますが。そこをどういうふう考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） いずれの場合でも、いろんな研修事項においても、職員が国内だけに限らず、海外にも研修に行ったりするわけでありますが、その場合には、仕事を他の職員が補うようになっていくという形で、研修等については職員の資質の向上というところもあるということで、全く損失ではないというふうに思っております。

今回、デポック市における、職員がデポック市において指導に行っているという、今まで何回か行ってきているわけでありますが、それも本町の今まで町民の皆さん方の御理解、御協力によって成しえてきているものが、海外のところでそれを指導してほしいという形での貢献ということで、JICA事業として認められて、インドネシア政府と日本政府の間でその事業を続けていくという形の中で我々が動いているわけでありますので、それが全く、雇用の面、金銭的な面といいましょうか、そういった面で非常に、行っている間、それを補う職員がおれば、それだけの人数は要らないのではないかなという御質問でありますけれども、やはり、行って本町が取り組んできたことを、指導したりとかそのことについては、私は意義があるというふうに思っております。

また、その間に職員がカバーしたりしておりますけれども、また帰ってきたら、それなりの仕事に従事していくということになりますので、そういうふうに御理解していただければと思います。

○7番（中山美幸君） この件についてはですね、町長、最後にお伺いします、この件について。住民のちょっとした一手間、それが1つの事業として成り立っているわ

けですよ。それは、町長も同感だと思われそうですが。住民に対して、そのソフト事業が海外でされている、そのこと自体が住民に対してどのようなもので還元されているかということなんです。それは、派遣して向こうで指導していることについてですよ、本町でやっているごみの分別問題とは別ですよ、これは。インドネシアに行っていること自体が、大崎町住民1万3,500人に対して、どのような利益があるかということ、まずお答えください。

○町長（東 靖弘君） それで、金銭的な利益だけでなく、町民にどのような利益を与えているかという、及ぼしているかということでございます。それを具体的に金額的に幾らと把握もできませんけれども、町民の皆さん方が協力していただいたことによって、それをもとにして、海外における指導をやっている、そのことをいろんな機会を通して住民の皆さん方に報告をしている。そして、そのことで、またリサイクルについての協力をいただくという形で、それを循環させているというのが今の現状であるというふうに思っております。

○7番（中山美幸君） であればですね、ただ、それが循環しているだけではつまらないと、私は思います。ソフト事業として、本町から何らかの形でそれを販売していくという商業的な考えも持っていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、先ほど申しました平成28年12月13日、同僚議員のごみ分別によるメリットを示せという質問がございましたが、町長はそのときに「住民1人当たりの廃棄物処理費用は7,907円で、鹿児島県平均1万2,000円、これの差額を計算すると年間約1億円の財源が浮き、事業ベースでは2倍から3倍である」というふうに答弁されております。

もちろん、このときはですね同僚議員は、この差額は住民の皆様の一手間であるということを申されておりますが、この議論の中ではメリットについての話だけであって、負の部分についての議論はないんです。先ほど、同僚議員が午前中に一般質問をしました。同じような負の部分、ここを町長はどう考えているのか、お伺いします。

○町長（東 靖弘君） ごみの分別をすることによっての住民1人当たりの負担とか、そういった経費削減とかということについては、議員さんも十分御承知のことであると思います。いろんな機会に削減しているという削減量については、住民の皆さん方に説明をしている状況であります。

それで、負の部分について、マイナスの面についてという御質問であります。負の面、いろいろ、分別につきましては、先ほども児玉議員のほうからいろいろありましたので、御質問からの判断で住民の皆さん方が大変苦慮している面があるというようなことがありますので、そういった面についてはそれを認めながら改善をし

ていくという形を取っていきたいと思っております。

ただ、今、私の答えが中山議員が言っている負の部分につながるかどうかは、ちょっと答えながらわからない部分があるわけですが、一旦はそういう回答をさせていただきます。

- 7番（中山美幸君） 同僚議員が先ほど、午前中質問した、そして負の部分をもろもろ上げておりましたが、私も同感なんですね。以前にも、私は同様な質問をした経緯がございますが、それからずっと改善されてないわけですよ、町長。やはりですねそういったところは改善しながら、リサイクル日本一だよということを誇っていただきたい。住民の方々が勘違いされているのは、リサイクル日本一とごみゼロの日本一だと、ごみのない大崎町だというふうに誤解されています。ごみはいっぱいあるわけですよ、町長。町長もお帰りになるときに道路を通られるとわかると思うんですが、やはりそういった状況をですね真摯に受けとめていただきたいなというふうに思いまして、やっぱり同僚議員が申しましたように、ごみ袋の問題だとかそういうところを改善していただきたいというふうに要望を申し上げます。

私からは1つだけ。施政方針の中で、町長は子育てに関わる経費の負担を、さらに軽減するというようなことを申されておりますね。町長、環境に関係がございますが、お伺いしますが。小さな子どもたち、子どもたちのおむつが外れるのは、何歳だと認識されていますか。

- 町長（東 靖弘君） 子育てをしてから、もう非常に長くなっておりますので、そのことについてはちょっとわかりませんが、今、振り向いて聞いたところ、1歳半ぐらいじゃないかというようなことでありました。違っているかもしれませんが、1歳半ということで答えさせていただきます。

- 7番（中山美幸君） 町長に1歳半という指導をした方の答弁をお伺いします。

- 副町長（東條政春君） 私も子どもを3人おやしましたけれども、やっぱり個人差はあると思いますけれども、大体そのくらいかなという、ぼーっとした認識でございます。

- 7番（中山美幸君） 私も長いこと1人しか育てておりませんので、なかなかですが。周りの御婦人方、学校のPTAの方々にお伺いしました。そうしたら、大体3歳半ぐらいまではおしめを使うということらしいです。そのおしめなんですよ、町長、問題は。

町長は、子育ての負担の軽減を図るとおっしゃっているんですよ。ごみ分別でおしめはどういうふうにされていますか、町長。

- 町長（東 靖弘君） おむつについては、一般ごみで処理しております。

- 7番（中山美幸君） 一般ごみの処理ということで、おうちに何日間置かないといけ

ないんですか。

○町長（東 靖弘君） 1週間でございます。

○7番（中山美幸君） 子育てをしたり、それから、今、家庭の中で高齢者の介護をしていらっしゃる、おむつを利用していらっしゃる方々、大崎町の大体、ゼロ歳から3歳児前後、4歳ぐらいまでですかね、それで人口は382人です。その方々が、1週間おうちの中におしめを置いておかれるんですよ。ここを、町長、どうにか考えたことはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 1週間おうちに置いておくということが、いかに家庭においては大変かということは理解できますが、そのことについて何か考えたことはないかということについては、担当課でそういったことは話をしているんだったら、担当課長のほうで答弁をしていただきたいと思います。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの御質問ですが、昨年、私が異動しまして、志布志市と大崎町で紙おむつのリサイクルにつきまして検討をしているところでございます。

○7番（中山美幸君） 非常に悲しいですね。まず、子育てをもう過ぎられて何年もたっていると思いますのでおわかりにならないだろうと思います。私も、PTAのお母さん方とお話をして、初めてわかりました。1週間、そのおしめを自分たちのおうちに置いておくことがどんなに苦痛なのかということですよ、町長、考えてみてください。ですから、先ほど申しましたように、1億円、事業ベースで考えると2倍から3倍の費用となるということ、平成28年12月13日、同僚議員の質問に対して行われているんですよ。そういったのがあるのであれば、そういった方々の利便性を図っていく。今、ごみ出し困難者の方々の事業を進められようとしておりますが、それよりもっとサポートをする必要があるんじゃないですか。町長の施政方針の中でうたわれているんですよ、子育てをする人たちの支援をしていきますと、そしてごみ分別のその利潤によって奨学金制度も創設していきますと、これは人口増につながりますよということをおっしゃっているんですよ、町長。それであれば、そういったことを考える必要もあるんじゃないんですか。

例えば今1週間で集めているところを、現在382人ですけれども、それに高齢者を加えて、おしめを使っている方々は保健福祉課のほうで把握すればわかるんじゃないんですか。住民課でも乳幼児のことはわかるんじゃないんですか。そういった方々に篤い手当てをする方法というのはあるんじゃないんですか。例えば1週間で、1週間に2回にするとかそういう方法でやるという考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 私は、子育て支援策の中で学校給食の軽減とか、あるいは先ほ

ども質問がありました中学校に入学するときのそういった助成金とか、そういったものを掲げながら、より経済的負担を軽減していくという形で説明したところでもあります。ただ、御指摘のあった紙おむつについて、1週間、家庭に保管しているということについては、今までそういったことが俎上に上がったこともありませんでしたので、この点については十分考えていく必要があるのかなと、今、思ったところですが、その点についてはもう一回担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの件につきましては、大崎町では上町集落でモデル回収を実施しておりますので、そういうことを考慮しながら、志布志市、大崎町で、今後そういう処理に向けての方策と、そういうものを練っていきたいと考えております。

○7番（中山美幸君） やはりですね大変なんですよ、町長。あと数年すると、台所のごみを細かく砕いて下水道に流すという方法も、今、研究されているようです。ところが今度は、下水道のほうから見ると、それがポンプに影響を与えるんじゃないかなと、私は思っているんですね。そうであれば、本町で、町長がいつも言われるリサイクル日本一を目指しているのであれば、やはりそういったものもリサイクルしてっていくという。あのおしめの一部分、イカの甲羅みたいなどころだけが問題だと私は思っていますので、そういう話も聞いていますので、そこをどうするかということも、問題があるでしょうけれども、まず一般家庭の子育てをしていらっしゃる、高齢者の方々が家で介護をしていらっしゃる方々の負担を軽減していくという方法をとりあえずやるということ、町長、言ってくださいよ。

○町長（東 靖弘君） 1週間に1回ということでございましたので、やはりそのことについては考える必要があると思っておりますから、それを1週間に2回するか、そういったことについては担当課と協議をしてみたいです。

現在、紙おむつのリサイクルについては、もう議員も御存じのように志布志市を中心にして取り組んでおりますので、そう長くないときに実現するというふうに、長くないというのか、ここ一、二年ぐらいで実現していくんじゃないのかなというふうには思っておりますけれども、とりあえずその期間、また大変なことになりますので、この点については改善するようにやっていきます。

○7番（中山美幸君） 是非、実行に移していただきたいというふうに思います。

それから、町長は、長い時間を使って陸上競技のトレーニング施設のことについてもお話をされました。その中で、私が、あらっと思ったのがあります。一流のアスリート、それから一般の人たちが利用できるというようなことを申されているんですね。本当に、陸上競技トレーニング拠点施設、今、県が進めているやつで、一

般の方々が利用できるような状況にあるんですか、お伺いします。町長の認識を。

○町長（東 靖弘君） 陸上競技場の利用が活発に行われるということを考えたら、アスリートだけでそれが十分、利用状況が非常にいい形に進んでいくかということについては、やっぱり不安を持っておりますので、あるいは中学生とか高校生とか、それから大学生とか、そういった方々も利用できるように取り組んでいくというのが、私の考えであります。

○7番（中山美幸君） 今、この件ですね、一流アスリートから一般の方々までということと申されましたけれども、この点について、県の観光課と打ち合わせをされましたか。

○町長（東 靖弘君） まだ、そこまでは検討はしておりません。

○7番（中山美幸君） 町長、県と話もしないのにですね一般の方々まで利用できる、そのような誤解を生むような発言はなさらないでください。私たち12人の議員が、県の観光課に研修に行ってお話をされました。

その折、私は、県の観光課の担当に対して、中学生も使えるんですよ、中学生の郡大会、中体連の大会ぐらいできるんですよと質問したんです。そうしたら、「使えません」ということなんですよ、町長。町長は確認もせずに、施政方針の中で、一般の方々も使えるということをおっしゃっているんですよ。町長、どうですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問ですけれども、私は、大会をそこで開けるとい話はしておりません、合宿はできると。そういうふうに合宿はするようにしていかないと、競技場が十分有効に活用できないということでもあります。そういう思いがありましたから、そういった中学生やら高校生やら大学生とも利用できるような、そういった環境整備にしていきたい、してほしいという思いで話もしたこともあります。

ただ、今の陸上競技場は合宿拠点トレーニング施設ですので、大会が開けるかどうかということについては、その点については県とも協議もしておりませんが、大会に対しては、県の考え方としては、あくまでも合宿拠点施設という解釈があるのではないかなと思います。

○7番（中山美幸君） でも、町長はですね、この文面を見ると、一般の方々までどんどん使えるというような、私はとり方をいたしました。だから、そこら辺はですね重々気をつけていただいて、そうなることは本当は望ましいんですよ、町長。町長が今おっしゃることが望ましいんですが、実際、県の担当課としては、そういったことは申されてないんですよ。一流アスリートに限るといような発言がございましたので、そこは十分注意をして、今後もあるように申し上げたいと思います。

それから、その次、2つ目に、物と経済の循環ということを申されておりますが、その中で、稲作に特化したことを申されております。「資源環境型のクリーンなイメージと農業分野が経済的に結びついてくるような政策に取り組んでまいります」と。現在ですね、私たちも、私も商工会の役員をしまして、もう御存じだと思いますが、JAとの共同でいろんな事業をしております。

ところがですね先般、これ全国紙です、この中で大崎町の、これご覧になったことはありませんか、鹿児島県商工連携、この中で、大崎町のトラック市を紹介されているんですよ。相手は誰かといいますと、これは中家さん、全国農業協同組合中央会の会長さんと県連の森会長の対談の中で、これは紹介されているんですよ。大崎町のトラック市と、それから志布志のソバ、この2点が、全国のこういう対談の中で紹介されています。

だから、この前の委員会のときにも申しましたけども、こういったことをされるのであれば、まずJAとよく話をされたり、商工会等々も話をされてですね、どういうふうな販路がいいのか、どういうふうにしたほうが売れるのか、そういったところまで議論される必要があるんじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） リサイクルをしておりますので、クリーンなイメージのもとで水田農業等も行いながら、その米についてもちゃんとした評価ができるような米づくりをやっていきたいということでの今回の提案となっているところでございます。

また、中山議員さんのただいまの紹介では、全国の森会長さんとそれから中家さんの対談ということで、JAと志布志のそばと大崎町の朝市が紹介されたということで、そのことの記事については、私もそれを見させていただいたような気がいたします。できることなら、やはりまちづくり、1つの商品をつくっていくという観点においては、やはり商工会と連携したりとか、現在ふるさと納税においても、会員の方々と連携をしておりますので、やはりそういった、米については当然JAと連携をしていくということになるわけですので、そういったところをやはり十分密にしていくような取組をすることは、必要だと認識しております。

○7番（中山美幸君） 中央会の会長は、中家（ナカヤ）さんですね、ごめんなさい、ちょっと読み間違えましたけども。そういうことでありますので、やはり販路を開拓したりするのであればですね、そういった方法もありますよということを御提案申し上げときたいというふうに思います。

そして、今回、町長は、カーボン対策ということで学校の、これはエアコンの予定が入っておりますが、このことについてお伺いしますが。本町は2号事業に該当するということで、多分承認をいただいているんじゃないかなと思います。この

2号事業を申請されたときの事業の期間、それから設備の内容、これについて詳細にお答えください。

○町長（東 靖弘君） 事業の期間、設備の内容ということでございますので、具体的なことにつきまして、担当課長の答弁とさせていただきます。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの御質問ですが、平成29年度に設計をいたしまして、計画としましては平成30年度、平成31年度で実施をする予定としております。

内容につきましては、大崎町が有します小中学校と、それから庁舎を実施する予定としております。

○7番（中山美幸君） 私は、その設備の内容を聞いているんですよ。町内の小中学校と庁舎をやります。何をやるんですか、どういったことをやるんですか。ちょっと詳細に答えていただかないと。

○住民環境課長（小野厚生君） 小中学校の電気設備と、それから空調設備、それから庁舎の空調設備と電気設備を、省エネタイプに変える予定としております。

○7番（中山美幸君） 大体、この要項といいましょうか、読めば大方わかるんですが、非常に厚い要項でしたので、なかなか最後まで読んでおりませんが。

先ほど、町長に対して同僚議員が質問しましたよね。CO<sup>2</sup>の具体的な数値のとりえ方、これはこのカーボンマネジメント事業では必要なんですよ、町長。どれだけあって、どれだけ削減できるかということが必要なんですよ。町長は、先ほど、取られてないということをおっしゃったんですね。これは、どういうことなんですか。これは町長にお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 確かに答弁でそのような話をいたしました。大崎町地球温暖化防止活動実行計画において、大崎町については2030年度において、基準年の排出量3,490.2トン/CO<sup>2</sup>からの40%削減目標を達成するために、今後14年間で1,396.1トンの削減が必要であると、そういった計画を書いておりますが、先ほどは確かに、それは取っていないという説明をいたしましたので、その点については、担当課長のほうから具体的に説明させていただきます。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの件でございますが、このCO<sup>2</sup>につきましては、国が示します2030年度までの目標につきまして、40%を目指すということで策定されておまして、それに対する町の目標を、先ほど町長が言われましたとおり掲げて、それに向けて実施する形となります。

○7番（中山美幸君） 私の勘違いですか。現状から40%削減するんじゃないんですか。再度お伺いします、町長。

○町長（東 靖弘君） 大崎町地球温暖化防止活動実行計画によりますと、2030年

度までに、2013年度比40%削減を目指しますというふうになっております。

○7番（中山美幸君） そうであれば、先ほどの同僚議員のことに對しても、その答弁があつてしかるべきですよ。2013年度はこれだけでしたというのが、基本がなければいけないと私は思っています。その2013年度の基本的な数値は、幾らですか。

○町長（東 靖弘君） その基本的な数値につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時38分

再開 午後1時40分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○住民環境課長（小野厚生君） 先ほどの質問でございますが、基準年であります2013年度に對しまして3,490.2トン、CO<sup>2</sup>の削減を目指しております。

現況が3,490.2トンに對しまして、目標を2015年比で3,337.3トンを目指しておるところでございます。

○町長（東 靖弘君） 済みません。答弁が非常に力強さが欠けておりましたので、ここに書いてあるのを読み上げさせていただきます。

大崎町役場関連施設からの温室効果ガス排出量は、基準年である2013年度、平成25年度が3,490.2トンということでございます。比較排出量において、2030年度までに対2013年度比40%削減を目指しますということになっております。

○7番（中山美幸君） それがわかっているのであれば、同僚議員のときにも、そういう答弁をしていただければいいですよ。これがなかったから、この点についてもお伺いしているんですよ。なぜ環境問題を一生懸命問うているのに、このこと、基本的なことがわかってないんだろうというのが私の大きな疑問でした。本当に残念ですよ。

そして、このマネジメント事業を申請された申請書にも書くようになっているじゃないですか。私は、きょうの一般質問の中でマネジメント事業については質問しますよということを行っているんですよ。こういった書類も出されているんですよ、町長。こういった書類も、ここ、ちゃんと書くようになっているんですよ。そして、平成22年度までに幾ら削減します、40%削減しますということを出さないといけないんですよ。だから、この資料を持ってくればすぐわかることじゃない

ですか。

これは、私が財団から貰ったものです。そういうふうにしてください、今後は。非常に、けさの町長の、例のエアコンの設置の問題からして、てげてげと言っちゃ悪いですけども、語彙とか差違がありますので、そこはもう少し嚴重にやっていたかかないといけません。

先ほどの答弁の中で、事業年度は平成30年と平成31年度ということでしたけども、これは小中学校が完全に使えるようになる年度、全学校といいますか、学校が使えるようになる年度は、いつですか。

○町長（東 靖弘君） 平成31年4月を予定しております。

○7番（中山美幸君） これには平成31年4月、これには大崎町内の小中学校、平成31年4月、一緒に使えるようになるんですね。

○町長（東 靖弘君） この件につきましては、建設課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（徳禮勝矢君） 本事業につきましては、建設課のほうが管理課から委託を受けて設計等を行っていますが、事業の工期を含めてスケジュール管理につきまして、当面の工期で申しますと、9月着工、1月末完成を目指しておりますが、その間、それ以降ですが、2月に検査、3月に試運転、4月1日をもって全校すべてフルで活動できる体制に持っていくつもりでございます。

当然、エアコンにつきましては、夏の時期、冬の時期、期間がありますので、その分は一概にいつからとは言えませんが、稼働については4月1日をという話であります。

○7番（中山美幸君） そしたら、平成31年、予定としてといいますか、确实といいましょうか、スケジュールに間違いといいますか、いろんな事情がなければ4月1日から、これについては全校一緒に使えるということで確認してよろしいですね。

○建設課長（徳禮勝矢君） 今、当初予算にも計上しておりますのは、全校、野方、中沖、菱田、持留、大崎小学校、大崎中学校を申請しておりますので、それで我々のほうは事業実施を前提としておりますが、現在の当初予算の中では全校を入れておりますが、内示関係につきましては、8月に内示を受けて、9月に発注するという計画ですが、その分につきましては環境省の関係が当然出てきますので、金額を含めて内示の差違が出る可能性もありますが、そこを含めての4月1日だと御理解いただければ幸いです。

○7番（中山美幸君） その件については、もう既に内示を受けていらっしゃるんじゃないですか。2次で受かったのは大崎町と、もう1つ、どこかあったじゃないですか。2つは、もう内示を受けているんでしょう。

- 建設課長（徳禮勝矢君） 事業採択は受けていますが、工事発注の内示を受けていないということになります。平成30年度の事業実施についての内示でございます。
- 7番（中山美幸君） 平成31年4月1日完了ということをごすね目指して頑張っていたきたいというふうに思いますし、その件について、運用の基準、そういったものはいつ頃までにつくられますか、町長。
- 町長（東 靖弘君） その点につきましても、担当課長の答弁とさせていただきます。
- 教委管理課長（本高秀俊君） 空調の設備の設置後の使用についての運用の策定ですけども、大崎町地球温暖化防止活動実行計画がありますので、それに添った形で運用をすることになると思います。設定温度、冷房の場合は何度とか、暖房のときのそういう設定温度を、環境省の推薦する温度で決めて、策定をすることになると思います。
- 7番（中山美幸君） 大崎町の運営に従ってつくられるのはわかるんですけども、教育委員会サイドでですね、これは学校の空調については教育委員会サイドの決まりというのをつくらないといけないんじゃないんですか。ただ、本町の決まりがありますから、それに沿ってやりますじゃないんですよ。これは教育委員会で管理をします、だからこれこれ、温度はこれに設定します、期間は何月から何月までにしますと、特に気象状況に異変があった場合は、それは校長の裁量でやりますとかいう1つの指針をつくらないといけないんですよ、大崎町の指針があるから、それに則ってやりますでは。大崎町の指針が子どもたちに合っていますか、町長、いかがですか。
- 町長（東 靖弘君） 運営基準とか指針とかというのは、確かに学校を管理する教育委員会においても、その使用の時間帯とかありますので、そういったことは必要なのではないかなというふうに思います。
- 7番（中山美幸君） やはりですねそういった事業が始まるのであれば、ちゃんとそこら辺は事前に考えて運用の基準をしっかりと定めていくという方法も早急にやっていただきたい。そしてまた、扇風機をつけていただいて、図書室にエアコンをつけていただきましてからもう数年たっているんですよ。そのときにも町長はおっしゃいました、大変だよ子どもたちはということなんで、やはり当初は心配しました、町長が大規模改造のところからやっていくということでしたので、子どもたちはやはり平等でないといけないよなと私は思っていましたので。これは公の学校なんですよ、私立じゃないんです、公の学校ですので、やはり子どもたちには平等な環境で、平等に学習できる、そういった環境をつくっていただきたいというふうに思っております。是非そのように努力をしていただきたいと思います。

それと、農林水産業費の中で有害鳥獣対策の委託料、補助金、そういったものを含めると349万5,000円と処理業務30万3,000円、それから鳥獣捕獲の補助事業で296万円、合計675万円、当初予算で盛り込んであります。あとは電柵だとか免許取得助成、箱ワナの整備、そういったものでございますが、町長、この中の有害鳥獣対策委託料349万5,000円、この前、委員会でも若干聞きましたが、この使用の仕方について、再度町長の見解をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） その具体的な点については、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（川畑定浩君） お尋ねの件につきまして、お答えいたします。

有害鳥獣対策の予算でございますが、今お尋ねの件は、当初予算の349万5,000円の有害鳥獣対策業務委託料のことをお尋ねですが、これにつきましては、これまで本町におきましてはサルの被害が非常に多うございまして、猟友会のほうにサルの山への追い上げ・追い払い、それから囲い込み、こういったのを巡回でお願いしておりました。こういったのがこの委託料の主たるものでございました。

猟友会の御尽力というか巡回が功を奏しまして、これまで大分封じ込めに成功しまして、サルの害につきましては、一旦は大分収まってきているというような状況で、これについては巡回を特に定期的にするということは、これをやめると申しましょうか、当然出てきたときはその対応が出てまいりますけど、定期的な巡回は、平成30年度以降はこれをやめて、これにかわるものとしまして、今、イノシシ害が非常に町内で多く発生をしております。これの対策と申しましょうか、猟友会のほうにいろいろこの駆除についてもお願いしているところですが、なかなかこれが追いつかないような状況であります。

これにイノシシの害を中心に、猟友会だけではちょっとこれは防ぐことがなかなか難しいということで、地域ぐるみで対策を講じていかないといけないということで、これについては平成30年度から、ある町内の方を、民間の方ですが、お願いをしまして、地域でそういった有害鳥獣を寄せつけない対策、そういったのを指導していただく立場の方を、こちらで要請しまして、地域の皆様の意識を改革してもらおうということで、もう御存じのとおり、有害鳥獣に関しましては、まずは寄せつけないということで、今、山と人里の間に非常にヤブなんか茂っております、ここから有害鳥獣がどんどん集落内に出てくるような状況があります。それから、あと問題になっておりますのが、畑の収穫後の残渣でございます。これが放置しておりますと、知らず知らずのうちに餌づけをしている格好になっております。こういったのも、地域に出向いて行ってこういった指導をしていただく方、そういった方のために、この業務委託料の予算を、サルの巡回から、そちらのほうにシフトし

ていくという格好で平成30年度は考えております。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 総務委員会のほうで、平成30年2月末までの実績を御提示をいただいておりますが、今おっしゃるようにサルの被害というのは非常に少なくなっておりますね。イノシシとサルが非常に増えているといった現状が、これからも見えるようでございますが。

実はですね、住民の方々から、昨年度いろんな鳥獣対策についてお話をお伺いしております。特に持留、黒石、そのあたりはですねなかなか大変なんですね。と言いますのは、野方猟友会と大崎猟友会のちょうど境界線上にあるわけです。有害があったときに、どっちがやるかなんですよ。町長、これはですね本町に2つもそういったのがあってよろしいんですか。助成金を出されているのは1つの会計ですよ。大崎町住民の方々のお金から出ているんですよ、町長。それを2つの会で分けて、こっちはじゃあこっち、こっちはこっち、その中間はどうなるんですか。私は今回、その資格を取って、実際私もワナを仕掛けてみました。そうしたら4頭ほど捕獲いたしました。自分のつくった箱ワナです。箱ワナを2セットつくりました、自分で。今回の予算、こんなお金はかかりませんよ。この前、委員会で聞いた、10基でこれだけということでしたけども、こんなお金はかかりません、自分たちでつくったら。

私の提案なんですけど、やはりですね、猟友会は今まで一生懸命努力をされました。ところが、このサルの問題についても、大崎で出たときは大崎猟友会の範囲、持留から南側で出たときには、このパトロールの方は来ていらっしやらないですよ、町長。これはどういうことですか。同じパイの中からお金を出しているんですよ。野方だけのお金だったらいいですよ、野方猟友会だけのお金だったらいいですよ、これは本町全体のお金から出ていますが、まず、町長、2つに分けているその原因、それから、町長はそれをどういうふうにか考えるか、まずそこを教えてください。

○町長（東 靖弘君） 野方猟友会と大崎猟友会の2つがあること自体が不自然だということではありますが、大体が野方猟友会も古くから発足しているところであって、大崎猟友会もそういう状況であります。もともと一本化でスタートしていたところが分かれてということだったら、それでまた話しようもあるんでしょうけど、現段階では当初から全然違ってきているという状況であります。

猟友会の一本化について、前回も行政の責務だと中山議員さんはおっしゃったんですが、なかなかこれは両者がうまく話し合わなければ、なかなかうまく進んでいかないということが実態でありますので、そのことについては投げかけてはおりま

すけれども、今しばらくはというような形にもなっておりますので、前に進められる状況ではないということでございます。

お尋ねの、大崎地区と野方地区との境界、持留あたりということになりますけれども、このことについて逃げ込んでいったときに、大崎側にいたイノシシなんかは野方側に逃げ込んでいったときに、なかなかそこを対応できないというそういったジレンマがあるということは理解しておりますが、こういった分野は何らかの解決策を講じていかなければならないというふうには感じておりますので、その点について協議をしたことがあるのであれば、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

それと、イノシシを4頭捕獲したということで、非常に箱ワナも優れたものをつくっていらっしゃるし、中山議員自体が非常にすばらしい設備を整えながら、非常に安い経費でつくれたということでもありますので、それはまた非常に参考にさせていただきたいと思っております。非常に地域貢献をさせていただいているというふうにおおるところでございます。

○農林振興課長（川畑定浩君） ただいまの件につきまして、今、野方猟友会と大崎町猟友会と2つございますが、ちょうど境界が旧野方村と大崎のちょうどその境界になろうかと思っております。我々が猟友会に捕獲指示を出しますときは、その猟友会のエリアと申しましょうか、大崎町猟友会は大崎のエリア、それから野方猟友会については野方地区のエリア内で限定ということで捕獲指示を出しております。

ですから、ちょうどその境目になります持留地域につきまして、両猟友会のほうで、これはお互いに調整を取っていただいて、境界の微妙なところにつきましては、こちらのほうからももちろん指示はいたしますけれども、双方の猟友会に、またそこは調整と申しましょうか、していただくような形になろうかと思うんですけれども。それぞれ猟友会には歴史もございますし、それぞれのやはり皆さん方の、先ほど町長も申し上げました、その猟友会同士がちょっとかねてそういう形でコミュニケーションとかそういったのが、一緒になってやっているというのがなかなかないものですから、なかなかそこは実態としては難しい状況です。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 実際はできてないということですよ、町長。だから、そこはですねやっぱり行政がリーダーシップを取って、ほかの、志布志市なんかは合併しましたけれども、それは一緒にやっていますよ。そういうこともありますので、十分それは検討していただきたいというふうに思います。そうでないとですね、有害鳥獣というのはなかなかできないんじゃないですか。

そして、先ほど課長のほうから答弁がありました。見回りは今回はということで

したけども、集落単位でですね、町長、集落でそういった団体をつくる。例えば小さな集落だと、隣の集落と一緒にになってそういった団体をつくっていただいて、その中で一人二人資格を取っていただくというふうにしていただくとことによって、1つ1つの地域によってそういった協議会みたいなやつができる。それをまとめて大崎町の協議会として、1つの大きなものをつくっていく。その中には猟友会も入ってよろしいでしょう。そういうふうになればですね国の補助事業も使えるんじゃないですか。

この前これを、ある国会議員の方から直接、私はいただきました。ジビエの活用の推進ということでですね国、のほうも補助率2分の1ということで出しているようですね。そして、平成29年度は95億円の予算、概算要求、平成30年度については要求額を150億円まで上げるということで、ちゃんといただいているんですよ。だから、こういったのをうまく使いながらですねやっていって、今回、有明高校跡地がアスリートのということになっていきますと、そういった食事の材料としてもですね、そういった鳥獣の肉というのは鉄分が多くて脂肪分が少ないということで評価をいただいておりますよ。そういったものを、全体をするんじゃなくて、町の特産品として活かしていく方法、私はそういったこともありかなと思いますけども、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 今回、施政方針の中で、自己防衛とか、あるいは集落防衛とか、そういう観点で施政方針に入れさせていただきました。なかなか、集落にイノシシとか、あるいはタヌキとかいろいろな動物が出没してきている状況で、やはり畜産をはじめ、農作物等への被害ということがあるということで、しかし、猟友会はもう高齢化してきている。その中で、やはり自分たちの集落は自分たちで守る、あるいは自分たちの地域は自分たちで守るという、そういったことをしっかりと周知していって、そういった組織をつくりあげていく、そういうことが非常に大切なことだということを思いましたので、今回、自己防衛とか、あるいは集落防衛とかそういった形での表現をしたところではありますが、これについては農林振興課を中心にして、まずは説明会を開いたりとかしながら、そういった資格を有する人たちを育成するという形でとりくんでいきたいというふうに考えております。

また、アスリート食とかへの食の提供とかということでも、本当にいろんな書物にも、非常にアスリート食の評価というのは、非常にイノシシ等の肉については高いということも伺っておりますので、そういったことも勉強をしていく必要があるというふうに思っております。

昨年1月に、三反園知事が大崎町にこられて、「知事と語ろう会」というのがありました。その中において、野方猟友会の上中会長のほうから、イノシシとか、あ

るいはシカもですけれども、イノシシが多いわけですから、そういったことに対する処理加工施設とか、それをつくるために、是非、県でプロジェクトチームをつくって進めていただきたいというような話を、三反園知事にされました。そしてまた、知事としても、県としてもそういうふうを考えていきたいということで答弁をされておりまして、それに基づいて平成29年度で大隅地区は4市5町で担当課長会等が召集されて、第1回の協議が整ったところでありますので、処理加工施設等について、そしてまたジビエ料理について、こういった面については、今後いろいろとそういった中で審議していくという形を取れるようにしていきたいというふうに、また私自身も、やはりそういったことは要望をしていきたいというふうに思っております。

加工施設等については、それも含んで4市5町で検討をしていただくこととなりますけれども、やはりあまり広域的であっても問題もありますので、それが近場でのようにできるのか、そういったところも踏まえながら、健全なイノシシ等の肉が提供できるようなそういったものをやはり進められるような努力はしていきたいと思えます。

○7番（中山美幸君）　そこまでですね、町長、大きなことを申しているわけではございません。本町でできる枠の中でいいんですよ。協議会ができれば、補助事業使えるんですよ、協議会ができれば。だから、各集落ごとでつくっていただいて、それをまとめて1つの協議会にしていく。猟友会だけに頼ることなく、やはり、町長も今申されました、住民からやっていく。実際ですね、二日に1回ぐらい、長いときで三日ぐらいですが、見回りをしますと、その周辺には寄りつかなくなってきたと、「その畑には寄りつかなくなってきましたよ、ありがとう」という言葉をいただいていますよ。そういう方々が各集落に1人いらっしゃればいいんですよ。そういう方々をつくらせていただいて、1つの協議会をつくらせていただく。そうして、今、頑張る交付金なんかを出しているじゃないですか、本町が。そういったのをうまく使いながら、そういった方々を養成するんであれば、頑張る交付金の上限をもうちょっと上げていきますよと、自分たちでも考えてくださいねという提案をされることも、行政の1つの役目じゃないですか。

そういったことを進めることによって被害額も少なくなっていると思うんですよ。結構、被害多いんですね。鹿児島県の被害を調べてみましたが、結構あります。大崎町でもあると思うんですが。現在ですね、今までは芋をつくらせていたけども、イノシシが出てくるもんだから作柄を変えないといけない。ダイコンに変えたとか、飼料作物に変えたとかという話がいっぱいあるんですよ。その飼料作物もそういった鳥獣が入ることによって、入った部分については牛が食べないという

ようなことも出てきています。町長、やはりですねそこは真剣に、本町の産業は農業だということを施政方針の中でもちゃんと明文化されているじゃないですか。再度お伺いしますが、そういった組織のつくりかたに努力される気持ちはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 今までは猟友会に猟期においてはお願いをしておりましたけれども、やはりそれとは別に、自分たちの地域は守るんだという形でのスタートをさせなければ、連携することは当然必要なんですけども、やはり地域の中で自分たちを守っていくということを意識づけしていくということはとても大切でありますので、これについては農林振興課も、職員のそういった組織をつくって取り組む方向できておりますから、ここはしっかりと進めていって、本当に農家の皆さん方が被害をこうむることがないように、あるいは畜産の方々が被害をこうむっていくことがないように、そういう形での取組を強化していくことはしてまいります。

○7番（中山美幸君） 是非ですね、大きな施政方針を立てられました、それはしっかりと、約束ですから守っていただきたい。そして、今、申しあげましたカーボン対策のエアコンについても平成31年4月1日をめどに、しっかりとやっていただくように希望申しまして、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。  
これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

### 日程第3 議案第1号 平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第1号「平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第1号、平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に16億2,252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億1,935万1,000円とするものであります。

内容については、3月6日の本会議において説明がされておりますので、本委員会での主なものについて報告いたします。

歳出の款4、項1、目3環境衛生費、節19負担金補助及び交付金のおおさき国際交流事業補助金2,000万円の減について、委員から、このJICA事業を今

後も継続していく必要性は何か、まずは町内の不法投棄の解消に努めていくことが必要ではないかとの問いに対し、JICA事業についてはインドネシア共和国のバリ州から、本町のごみ処理システムの支援要請に基づき、国のJICA機構の予算を財源として、国際協力を実施している状況である。また、不法投棄の対策については、通報等があった場合は現場確認や処理対応、関係機関への連絡や看板設置など、今後も対策を取っていくとの答弁でありました。

款5、項1、目1農業委員会費、節1報酬の農地利用最適化推進委員報酬の12万3,000円の減について、委員から、推進委員の報酬の減額については、どのような理由からかとの問いに対し、この推進委員については、昨年9月に13名委嘱を行ったところであるが、欠員7名の報酬分が主なものであるとの答弁。

また、委員から、推進委員の活動は、目的どおりなされている状況であるかとの問いに対し、推進委員の活動目標としては遊休農地の解消であることから、農地パトロールの実施により、耕作放棄地等を図面と現場で確認し、地権者へ遊休農地解消に向けた今後の方向性を協議しているとの答弁でありました。

款6、項1、目3観光費、節8報償費の観光施設あり方検討会出会謝礼8,000円の減について、委員から、あり方検討会ではどのような内容が検討されたかとの問いに対し、昨年4回にわたり検討会を実施した。主に、町が所有する観光施設である、あすばる大崎、キャンプ場、プール等と、どの施設も老朽化にあることから、今後の施設の整備方針や運営方針について、改善点などを委員の方々から提言していただいたとの答弁でありました。

款9、項2、目1学校管理費、節15工事請負費の野方小学校校舎等大規模改造工事4億1,300万円について、委員から、配布された図面から、特別支援教室が2階に設計されている。2階にはトイレの設置もされていないようであるが、1階への配置は検討されなかったのかとの問いに対し、学校等と打ち合わせの中で、現時点では特別支援を必要とする児童がいないこともあるが、特別支援教室は普通教室と同じつくりになっていることにより、今後、特別支援教室を必要とする児童のことに配慮し、学校長が状況を見ながら判断していくとの答弁。

さらに委員から、特別支援教室の配置については、保護者の意見も取り入れながら検討されるよう要望した。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第1号「平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号「平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第4、議案第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第2号、平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から8,967万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,263万4,000円とするものでありますが、内容については3月6日の本会議での説明のとおり、退職被保険者に係る保険給付費の減、及び国・県等の補助金確定による補正が主なものでありました。

特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第2号、平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと、全出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第3号、平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に961万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,123万5,000円とするものでありますが、内容については、3月6日の本会議での説明のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定に基づく補正が主なものであります。

委員から、後期高齢者の対象数は、現在何名いるかとの問いに対し、平成29年度2月末時点で2,740名となっており、約20%となっているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 4 号 平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（小野光夫君） 日程第 6、議案第 4 号「平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第 4 号、平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る 3 月 7 日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に 6,316 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 71 万 6,000 円とするものでありますが、内容については、3 月 6 日の本会議での説明のとおり、要介護者等に対して行う保険給付費が見込みより伸びたことによる補正が主なものであります。

特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 4 号、平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第 4 号「平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 4 号「平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決す

ることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「平成29年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第5号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） 議案第5号、平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、3月6日の本会議において、文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会では3月7日に委員会を開き、全委員出席のもと、担当課長並びに係職員の補足説明を求め、審査をいたしました。

委員会における補足説明と主な質疑及び答弁について、報告をいたします。

補正予算書7ページ、歳出。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費241万6,000円の減の中で、節13委託料20万7,000円の減と節14使用料及び賃借料27万3,000円の減は、下水道積算システムに係るものでありますが、本年度中に下水道工事がなかったことから、委託契約を行わなかったことによる補正減であります。

質疑に入り、節13委託料と節14使用料及び賃借料は、計画的な下水道管工事ではなく、突発的な工事に伴う予算なのかとの問いに、下水道本管等の工事については平成21年度に完成していることから、ここ数年は住宅等の新設に伴う枝線の下水道管設置など、委託料契約のため当該予算を組んでいる。本年度は、枝線建設の工事がなかったため減額をしたとの答弁でありました。

さらに、本年度中の新規接続は何件かとの問いに、負担金徴収済の戸数が10件、また3月までにあと2件が接続予定であるとのことでありました。

ほか、特筆すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第5号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時30分

第 3 号

3 月 2 3 日 (金)

# 平成30年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月23日

午前10時05分開議

於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（11番，1番）
- 日程第 2 議案第 6号 平成30年度大崎町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 7号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第 8号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第 9号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第10号 平成30年度大崎町水道事業会計予算  
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第11号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算  
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第12号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第17号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第10 議案第18号 大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第11 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 4号 副町長の選任について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 児玉孝徳	7番 中山美幸
2番 稲留光晴	8番 上原正一
3番 諸木悦朗	9番 中倉毅
4番 宮本昭一	10番 長重充輝
5番 中倉広文	11番 神崎文男
6番 吉原信雄	12番 小野光夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 川畑定浩
副町長 東條政春	耕地課長 福永敏郎
教育長 藤井光興	建設課長 徳禮勝矢
会計管理者 東正隆	農委事務局長 大地敏郎
総務課長 中倉幸二	水道課長 高田利郎
企画調整課長 上橋孝幸	教委管理課長 本高秀俊
住民環境課長 小野厚生	社会教育課長 中村富士夫
保健福祉課長 今吉孝志	税務課長 川添俊一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 下村俊郎
次長兼調査係長 岡留和幸
議事係長 垣内吉郎
庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、神崎文男君、及び1番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 議案第6号 平成30年度大崎町一般会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第2、議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

お諮りします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」について、特別委員長審査報告の審査の結果は、原案可決であります。したがって、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。よって、議案第6号「平成30年度大崎町一般会計予算」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第7号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第7号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第7号、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月12日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,829万1,000円とするものであります。

内容については3月6日の本会議において説明がなされておりますので、本委員会での主なものについて報告いたします。

委員から平成30年から県のほうに移行されるが、特定健診審査等事業について各市町村への特定健診の受診率にペナルティはあるか、また本町の特定健診の受診率を引き上げるための目標を定めているかとの問いに対し、平成30年度から財政運営の主体は県に移行され、保険事業については市町村の運営となる。特定健診の受診率を上げる対策として、保健師、看護師等で未受診者等の訪問を行っており、平成28年度の受診率は42%であったが、29年度は45%となる予定である。また、特定健診受診率に応じてのペナルティはないが、国の保険者努力支援制度により効果が上がったところには、点数をつけて交付金等を上げる制度となっている。目標としては、長期的な視野において70%を目標に今後も努力していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第7号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第7号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 起立多数。したがって、議案第7号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第8号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第4、議案第8号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第8号、平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月12日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査をいたしました。

この予算は歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,387万3,000円とするものであります。

特記すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号、平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第8号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第8号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（小野光夫君） 起立多数。したがって、議案第8号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第9号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算

- 議長（小野光夫君） 日程第5、議案第9号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

- 総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第9号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月12日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査をいたしました。

この予算は歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,145万円とするものであります。

内容については、3月6日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。委員から、介護を必要とされる方の施設サービス利用について、送迎による負担等はどうになっているのかとの問いに対し、施設利用によるデイサービス事業や訪問サービスによる買い物支援などを事業所が送迎する場合などは、介護事業サービスの中で行っている、との答弁。また委員から、介護サービス事業の運営等については、どのように指導を行っているかとの問いに対し、県が指定している介護事業所については県において指導監査として基準を満たしているかなどの確認が行われ、町が指定する介護事業所については町も同様に行っている、との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第9号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○2番（稲留光晴君） 議案第9号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算案は、議案第17号の介護条例の一部を改正する条例の制定によりまして、住民への負担増の結果での予算案であります。介護保険の目的は、社会的に支え、住み慣れた地域で自立した生活をするためではなかったでしょうか。町独自の取り組みには、法との関係で限界もありますが、需要量の減免など誰もがいつでも安心して、利用できる制度への努力が一層求められています。このような点から、議案第9号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算案には、私は反対をいたします。

○議長（小野光夫君） 今、反対討論がありましたので、次に賛成討論の発言を許可いたします。

ほかに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第9号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。したがって、議案第9号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第10号 平成30年度大崎町水道事業会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第10号「平成30年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました、議案第10号、平成30年度大崎町水道事業会計予算について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月6日の本会議において当委員会に付託されたもので、当委員会では3月7日に委員会を開き、全員出席のもと、担当課長並びに関係職員の説明を受け、審査いたしました。

委員会における補足説明と、質疑答弁の主なものについて報告をいたします。

予算書22ページ、収益的収入及び支出の収入より、項2営業外収益、目2補助金97万7,000円は、野方地区簡易水道を整備したときの借入金の償還利息に対する一般会計からの補助金でございます。目4長期前受金戻入1,467万2,000円は、平成30年度減価償却分の収益化であります。

29ページの支出であります。款1、項1、目1建設改良事業費、節4工事請負費6,165万4,000円は、送水管配水管布設替工事10路線と、消火栓新設工事であります。主要工事は、町道木入道下原線牧地区配水管布設替工事ですが、既設管が石綿管であるために、耐震機能を備えたものに布設替するものであります。その他、町道改良工事に伴うものが4路線、漏水等が5路線であります。目5委託料1,504万4,000円は、今後予定している布設替工事の設計業務委託と経営戦略策定業務委託であります。設計業務委託は、国道220号線益丸地区歩道設置工事に伴う配水管布設替工事1,100メートルと、石綿管の更新布設替えを計画中の下原地区1,000メートルであります。経営戦略策定に国から2分の1の助成措置がありますが、時期については未定のため、財政係と今後協議し、適時に歳入の予算計上を行う予定であるとの答弁でありました。

質疑に入り、22ページ収入、項1営業収益、目1給水収益67万6,000円の減の根拠は何かとの問いに、給水収益の予定額については、過去3年間の平均を基に、かつ想定される様々な要因を加味して算出しているとのことであります。

24ページ、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節4賃金640万4,000円の量水器取替等賃金に絡み、量水器の耐用年数と1日当たりの交換数はどのくらいかとの問いに、耐用年数は8年であるが、早めに交換するよう指導もなされているので、約6,500戸に設置してあることから、1年に900戸の交換。しかしながら、検針月には交換作業ができないことから、多い時には1日当たり20基ほどを交換しているとのことでありました。

29ページ、項1建設改良費、目1建設改良事業費、節4工事請負費、6,165万4,000円の中で、石綿管の延長と水質検査の推移は調査されているのかとの問いに、28年度末の延長は7,435メートル、平成29年度で598メート

ル実施したことから、本年度末で6,837メートル残っていることになるのとこのことです。なお、平成30年度に計画している石綿管の布設替予定延長が500メートルであるとのことです。水質検査については原水は毎月1回、その検査後の資料については保存しており、各数値の変動については確認をしている。各水源池、配水池、双方においての月ごとの検査による数値の変動も確認をしている。多少の変動はあるが、ある程度は安定していると認識しているとのことです。さらに、塩素濃度の注入について、給水過程のどの部分でどのような方法で測定されているのかとの問いに、濃度把握のために各配水池で測定しているものは、水道課のモニターで状況把握ができ、また月に1回行う水質検査でも行っている。さらに、各配水系統の末端で毎日検査ということで、住民の方に毎日時間を決めて各項目の濃度、色、異物混入の有無などを検査していただいている。測定の方法は、水に試薬を投入し、その水色の度合いで濃度を確認する方法である。報告は月に1回であるが、異常がある場合は随時連絡をいただくようになっているとのことです。今後は、水質を瞬時に判別できる機器等の導入も検討し、上水道の水質については細心の注意を払っていきたいとのことでありました。さらに、年間を通じ塩素濃度の注入量は変えていないかとの問いに、自動の注入器であるが、夏場には若干ではあるが量を増やしている。塩素濃度については、水道法で規定されているとのことでありました。

26ページ、節14委託料のシルバー人材センターへの量水器の検針業務委託料328万円の積算根拠は何かとの問いに、検針1件あたり税込77円で、7,100戸の6期分ということであるとのことです。さらに、この答弁に対し、給水戸数は現状として少なくなるという傾向で、6,750戸で予算は組まれていたが矛盾しないのかとの問いに、過大な予算計上となったとの答弁であったことから、今後実態と予測の数値を忠実に反映して予算を計上されるよう是正されたい、との要望がなされました。また、平成30年度予算で328万円予算を組まれたうちのシルバー人材センターとの協議はどのようになされたのかとの問いに、シルバー人材センターから1件あたり検針料が77円という見積もりがあったことから、それにより積算をしたとのことです。この答弁に対し、受託者からの見積もりのままでは営業努力という視点が欠如しているのではないか。そのような視点が、今後策定予定の経営戦略にも反映されなければならないと考える、との意見が出されました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号、平成30年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会による審査の経過と結果についての報告を終わります。

す。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第10号「平成30年度大崎町水道事業会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第10号「平成30年度大崎町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。したがって、議案第10号「平成30年度大崎町水道事業会計予算」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第11号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第11号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました、議案第11号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本議案は、3月6日の本会議において当委員会に付託されたもので、当委員会では3月7日に委員会を開き、全委員出席のもと、担当課長並びに関係職員の説明を受け、審査をいたしました。委員会における補足説明と質疑答弁の主なものについて、報告をいたします

歳出、10ページ、目3下水道整備費、節15工事請負費590万円は、丸尾地区と堂地地区の住宅分譲地造成に伴う公共下水道枝線建設工事費であります。ここ

で質疑に入り、10ページ、目3下水道整備費、節13委託料682万6,000円は、都市計画等下水道事業計画変更認可業務委託料ですが、この詳細な説明を求めたところ、本委託料は平成27年11月19日付で下水道法の改正があったが、それに基づき3年以内に法に基づいた計画変更をしなければならないというものである。その期限が平成31年11月18日までとなっている。改正の内容については、管渠の配置、構造、能力の点検方法及び頻度を明確に示さなければならないというものである。従来下水道法の整備計画にかわるもので、施設の設置と機能維持に関する中長期的な更新などを定めよというものである、との説明でありました。また、今後赤字運営も考慮し計画を策定しなければならないが、どのようになされるのか、との問いに、現在、一般会計からの繰入れを行っているが、この部分については建設当時の起債の元金利子等の償還に充てている。一般的な通常経費については、若干不足しているが、使用料などで賄っている状況である。起債返済の年度ごとの推移などを把握して、人口動態調査に基づく下水道使用量の状況、そのようなものを加味しながら、効果的な運営計画を策定していきたいとのことでありました。さらに、受益者負担金等下水道使用料のそれぞれの滞納総額はいくらか、との問いに、受益者負担金は平成29年度の滞納繰越分が139万7,700円で、平成30年度はその金額の10%、13万9,770円を歳入として見込んでいる。下水道使用料の滞納繰越分は約218万円であるが、平成30年度はその23%を見込んで50万2,000円とした、との答弁でありました。また、滞納になる主な原因は何かとの問いに、本町から転出されたあと、所在が不明で連絡が取れず不納欠損となる場合が多い、との答弁でありました。さらに、未納の割合が大きいのが赤字運営を少しでも軽減するために、さらに徴収努力すべきではないかとの問いに、電話連絡や訪問などで今後も引き続き徴収に努力していくとの答弁でありました。

次に目3下水道整備費、節15工事請負費590万円について、予想される新規の接続戸数と枝線の本数は何本かとの問いに、丸尾地区は8戸、堂地地区が6戸の予定。枝線はそれぞれの地区の造成地まで延伸する予定であるとのことでありました。さらに、本町ではほかに住宅建設用の造成地、あるいは予定地があるのかとの問いに、まとまった建設予定地は丸尾地区と堂地地区であるが、個別の建設予定は申請がなければ把握できない、との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第11号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会による審査の経過と結果についての報告を終わります。

す。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第11号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第11号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。したがって、議案第11号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第12号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第8、議案第12号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第12号、大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査をいたしました。

この条例は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす地域経済牽引事業の推進を図るもので、県内全市町村が参加し、県と共同で作成した基本計画に基づく地域経済牽引事業に取り組む企業に対する優遇措置の整備となっております。対象分野は、地域経済牽引事業の産業分野を8つの分野に指定され、固定資産税の課税免除については、対象地域は自然公園地域を除く町内全域で、経済的効果など要件を満たす事業所に対し3年間の課税免除をするものであります。

特記すべき質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第12号、大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第12号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第12号の委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第17号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第9、議案第17号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第17号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査をいたしました。

この条例は介護保険の健全かつ適正な運営を図るための新しい大崎町介護保険事業計画が平成30年4月から実施されることに伴い、65歳以上の被保険者に係る介護保険料率を改正するものでありますが、内容については3月6日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、現在の段階別人数の状況はどうであるかとの問いに対し、第1段階は1,480人で全体の28.2%、第2段階が844人で16.1%、第3段階が662人で12.6%、第4段階が393人で7.5%、以上が軽減対象で全体の約64.4%となっており、標準の第5段階が520人で9.9%、第6段階が606人で11.6%、第7段階が388人で7.4%、第8段階が172人で3.3%、第9段階が179人で3.4%、標準より高い方が全体の約25.6%となっている、との答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第17号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○2番（稲留光晴君） 3月14日、私が一般質問でも取り上げました議案第17号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以下の理由にて反対討論をいたします。

1点目の理由は、介護保険料の値上げの問題であります。4月より始まる第7期は、基準額月額6,500円、年間保険料7万8,000円となり、国民年金受給者にとっては、1カ月分の年金が介護保険料でなくなる内容になります。年金は減額傾向のなか、4月より年金カット法による新たな仕組みも施行されることになり、

際限のない形で削減されていくこととなります。容赦なく天引きされる保険料はどんどん引き上げられ、納めることも困難になり、一層困窮に立たせる結果になります。特に低年金、無年金、低収入の高齢者の負担の負担能力を大きく超えてきています。

2点目は、要支援1・2の人たちが、介護保険制度から地域支援事業に移りました。この支援は自治体の裁量で実施されますが、事業所への報酬引き下げが大きな問題になります。さらに来年度から生活援助サービスに利用制限が設けられ、また福祉用具対応価格にも上限設定が設けられることとなります。今、行政に求められているのは、保険料の据え置きへの対策、この方々を守るうえでの責任、町独自の減免対策ではないでしょうか。このような点から、議案第17号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、反対をいたします。

○議長（小野光夫君） 次に賛成討論の発言を許可いたします。

○7番（中山美幸君） 今、同僚議員が反対討論を行いました。この点について、私は賛成であります。と言いますのも、議案第何号でしたか、前のほうの特別委員会で、第9号か、既に決しておりますし、さらに今後3年後、急激な増額をしなければならない事態が発生してくる可能性がございます。そうした場合に、第1号保険者の人数、それから第2号保険者、人口減少に伴いまして第2号の保険者がかなり少なくなってくるのが予想されます。そうしますと、かなりの負担増を3年後見直しをされる場合に、増額が考えられます。そうしますと、一般財源からの持ち出し、これは広く住民のサービスに使われるべきでございますので、介護保険も必要ではありますが、そちらのほうに多く繰り入れをすることになる可能性が出てきますので、私はこの件については今回認めておいて、緩やかな増加と言いましようか、そういった方向に進むことが保険者の負担にはならないんじゃないかというふうに考え、賛成いたします。

○議長（小野光夫君） ほかに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第17号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 起立多数。したがって、議案第17号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第18号 大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第10、議案第18号「大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第18号、大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査をいたしました。

この条例は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、その設置運営をするための基準を定めるためのもので、ケアマネージャーが在籍し要介護者のケアプランを作成する事業所として現在町内では4事業所があるが、今後これらの指定更新等や新規などの指定権限を定めるものであります。

特記すべき質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第18号、大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第18号「大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第18号「大崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小野光夫君） 日程第11、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第12、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。同意第1号及び第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、委員であります松山正文氏と濱口博氏が平成30年3月31日をもって任期満了となりますことから、委員の選任につきまして地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第1号の松山正文氏、同意第2号の濱口博氏ともに、引き続き委員を再任いたしたく御提案させていただくものでございます。同意第1号の松山正文氏の住所は大崎町野方6220番地5、南中組集落で昭和20年11月3日生まれの72歳でございます。氏は平成18年4月から4期12年間、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。経験も豊富であるため適任者であると考えております。

次に同意第2号の濱口博氏の住所は大崎町菱田2652番地5正坂集落で、昭和23年7月27日生まれの69歳でございます。氏は平成23年9月に株式会社ジャパンファームを退職され、その後、菱田小学校評議員や菱田公民分館の役員を歴任されるなど、本町の青少年育成や地域発展に御尽力いただいておりますが、平成24年4月から2期6年固定資産評価審査委員会委員も務めていただいております。両氏とも人格、識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思

われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第1号及び同意第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず同意第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りします。

同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りします。

同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第13 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（小野光夫君） 日程第13、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在教育委員会委員の二見いすず氏が本年3月31日で任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。氏の住所は大崎町假宿664番地1、木入道集落で、昭和31年9月17日生まれの61歳でございます。氏は昭和52年3月に学習院女子短期大学を卒業され、その後同年4月に株式会社南日本放送に入社し、アナウンサーとして活躍されておりましたが、昭和60年7月に退社されております。現在は、フリーアナウンサーとしてラジオを中心に活躍される傍ら、町内外での講演活動や話し方教室の講師、司会など幅広く活動されております。また氏は平成23年1月から大崎小学校の特別支援員として勤務され、学校現場での経験と豊富な見識を持たれ、平成26年4月から教育委員会委員に任命されて以来、信頼も厚く精力的に活動なさっており、教育委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第3号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました

これより討論に入ります。

討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより同意第3号について採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（小野光夫君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、宮本昭一君、5番、中倉広文君、6番、吉原信雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（小野光夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（小野光夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。

点呼いたします。

○事務局長（下村俊郎君） 議席番号、お名前の順にお呼びいたします。

1番、児玉孝徳議員、2番、稲留光晴議員、3番、諸木悦朗議員、4番、宮本昭一議員、5番、中倉広文議員、6番、吉原信雄議員、7番、中山美幸議員、8番、上原正一議員、9番、中倉毅議員、10番、長重充輝議員、11番、神崎文男議員。

[投票]

○議長（小野光夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。4番、宮本昭一君、5番、中倉広文君、6番、吉原信雄君、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小野光夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票中賛成11票、反対0票。

以上のおおりに、賛成が多数であります。よって、同意3号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

-----○-----

#### 日程第14 同意第4号 副町長の選任について

○議長（小野光夫君） 日程第14、同意第4号「副町長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現副町長の東條政春氏が平成30年3月31日をもって任期満了となりますが、その後任として千歳史郎氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。氏の住所は大崎町横瀬1604番地9で、昭和30年12月12日生まれの62歳でございます。氏は昭和54年10月1日に大崎町の職員に採用され、福祉課長、保健福祉課長、住民課長、総務課長等を歴任したのち、平成28年3月に定年退職され、現在、大崎町社会福祉協議会の事務局長として勤務されておられます。市政闊達で長年培われた公務員としての知識や経験から信頼も厚く、人望識見ともに高く、副町長として最適任と思慮されますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第4号は会議規則第39条第3項の規定に

より、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました

これより討論に入ります。

討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより同意第4号について採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小野光夫君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、中山美幸君、8番、上原正一君、9番、中倉毅君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（小野光夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱改め〕

○議長（小野光夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。職員の点呼に応じて、順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（下村俊郎君） 議席番号、お名前の順にお呼びいたします。

1番、児玉孝徳議員、2番、稲留光晴議員、3番、諸木悦朗議員、4番、宮本昭一議員、5番、中倉広文議員、6番、吉原信雄議員、7番、中山美幸議員、8番、上原正一議員、9番、中倉毅議員、10番、長重充輝議員、11番、神崎文男議員。

〔投票〕

○議長（小野光夫君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7番、中山美幸君、8番、上原正一君、9番、中倉毅君、立会  
いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小野光夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票中賛成10票、反対1票。

以上のおり、賛成多数であります。

よって、同意4号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

-----○-----

#### 日程第15 議員派遣の件

○議長（小野光夫君） 日程第15「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第16 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（小野光夫君） 日程第16「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題と  
いたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し  
出があります。

お諮りします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査を決定いたしま

した。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例議会の全日程を終了いたしましたので、平成30年第1回大崎町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時20分